令和3年第3回定例会

当別町議会会議録

令和 3 年 9 月 14日 開会 令和 3 年 9 月 28日 閉会

当別町議会

令和3年第3回当別町議会定例会 第1日

令和3年9月14日(火曜日) 午後 1時00分開会

議事日程(第1号)

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員提案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第 5 議員提案第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第 6 請願・陳情審査付託の件
- 第 7 町長の所信表明

散 会

午後 1時00分開議

出席議員(12名)

2番	佐々木	常子	君	3番	佐	藤		立	君
4番	西 村	良伸	君	5番	五-	上嵐	信	子	君
6番	鈴木	岩 夫	君	7番	山	﨑	公	司	君
8番	秋 場	信一	君	9番	渋	谷	俊	和	君
10番	山田	明	君	12番	稲	村	勝	俊	君
13番	島田	裕 司	君	15番	髙	谷		茂	君

欠席議員(3名)

 1番
 櫻井紀栄君
 11番
 古谷陽一君

 14番
 岡野喜代治君

欠 員(なし)

説明のための出席者

> ->	•					
町	長	後	藤	正	洋	君
副町	長	増	輪		肇	君
町長公室	長	長名	11(4	道	廣	君
総務部長選挙管理委員事務局	会	長名	川名		明	君
総務課長選挙管理委員事務局次	会	佐	藤	剛	_	君
財 政 課	長	渡	邊	大	亮	君
企 画 部	長	三	上		晶	君
事業推進部	『長	乗	木		裕	君
住民環境部	『長	山	崎		_	君
福 祉 部	長	江	П		昇	君
経 済 部	長	森		淳	_	君
経済部参	: 与	吉	野	裕	宜	君
建設水道部	『長	高	松	悟	志	君
建設水道部	参与	北	村	和	也	君
教 育	長	本	庄	幸	贀	君
教 育 部	長	大	畑	裕	貴	君
農業委員会事務	局長	野	村	雅	史	君

代表監査委員 米口 稔 君

事務局職員出席者

 事務局長
 熊谷康弘君

 次長
 岸本昌博君

 係長瀬戸貴裕君

 主任角谷光彦君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

〇議長(高谷 茂君) ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、令和3年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の対策として原則マスクの着 用の上、会議を行うことといたします。

なお、席の間隔を空け、演台にはアクリル板を設置するなど飛沫感染防止の対策を取っておりますので、発言の際マスクを外したい場合は許可いたします。

また、現在緊急事態宣言発令中のため、議場での傍聴につきましては感染防止のため受け付けないことにいたしました。会議の模様につきましてはインターネットによる配信を行っておりますので、そちらで視聴していただくようお願いをいたします。

◎議事日程の報告

〇議長(髙谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規 定により、

4番 西村良伸君

12番 稲 村 勝 俊 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(髙谷 茂君) 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和3年9月14日から10月12日までの29日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、9月14日から10月12日までの29日間とすること に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(髙谷 茂君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元にお配りしておりますので、ご高覧願います。

- 🔷 -

◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第4、議員提案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

山田君。

〇10番(山田 明君) 議員提案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方 税財源の充実を求める意見書。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、当 別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和3年9月14日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、当別町議会議員、島田裕司、同じく、当別町議会議員、古谷陽一、同じく、当別町議会議員、渋谷俊和、同じく、当別町議会議員、山﨑公司、同じく、当別町議会議員、西村良伸。

当別町議会議長、髙谷茂様。

提案理由。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 (案)。

意見書案につきましては、別紙をご高覧いただきたいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第 1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第5、議員提案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

山田君。

〇10番(山田 明君) 議員提案第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和3年9月14日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、当別町議会議員、島田裕司、同じく、当別町議会議員、古谷陽一、同じく、当別町議会議員、渋谷俊和、同じく、当別町議会議員、山﨑公司、同じく、当別町議会議員、西村良伸。

当別町議会議長、髙谷茂様。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、北海道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えている。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、 そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ 潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に 向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割 分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であ る。

よって、国においては、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書(案)。

意見書案については、別紙をご高覧いただきたいと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

〇議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、討論に移ってよろ しいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、これより討論に移ります。 暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○議長(髙谷 茂君) 再開します。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

鈴木君。

○6番(鈴木岩夫君) 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案について反対 の立場で討論します。

反対理由を述べます。1点目、意見書案には高規格道路については着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ることとの要望項目があります。高速道路網の高規格幹線道路や地域高規格道路などが全総計画を改定した国土形成計画にいまだに盛り込まれています。社会経済情勢の変化に合わせ、建設計画だけを推進するやり方を改めなければならないのではないでしょうか。現在求められている道路整備は、新規の道路建設よりも老朽化が進み改修時期を迎えている一般道路、橋梁、トンネルなどの維持補修です。そして、何より今は不要不急の大型公共事業などではなく、命と暮らしを最優先にコロナ対策に全力を挙げるときです。

2点目、意見書案には重要物流道路のさらなる指定を図ることとの項目があります。重

要物流道路については、2018年の道路法等の一部改正の際より創設すること自体に反対しています。理由は、重要物流道路を創設し、近年増加する40フィート背高の国際海上コンテナ車が拠点的な空港、港湾から物流施設まで一気に通行できるよう高速道路並みに改築するとともに特殊車両に義務づけられている道路の通行許可を不要とします。重要物流道路については、国際海上コンテナ車を道路管理者による審査なく通行させる規制緩和策であり、国際海上コンテナ車が一旦重要物流道路に入れば道路構造上安全ではない道路への通行を許しかねないものです。よって、さらなる指定については削除を求めます。以上です。

○議長(高谷 茂君) 次に、賛成討論はありますか。 消毒するのに休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時16分

○議長(高谷 茂君) 再開します。
稲村君。

○12番(稲村勝俊君) ただいま議員提案されました国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の採択を求める提案に賛成の立場から討論に参加いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しております。新型コロナウイルスの対応という厳しい闘いを続けていくための基盤は安心、安全な社会です。北海道の経済は幅広い分野において大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては道路施設の老朽化、激甚化、頻発化する自然災害に伴う様々な課題を抱えています。当別町においても国土強靱化基本計画、北海道強靱化計画に調和し、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当別町総合計画と連携した当別町強靱化計画が令和3年6月に策定され、当別町強靱化の目標を3点掲げています。大規模災害から町民の生命、財産及び社会経済機能を守る、当別町の強みを生かし、国、北海道全体の強靱化に貢献する、当別町の持続的成長を促進するとした3点を本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるとしています。今後はポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要です。こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要で、誰もが豊かで健康的に暮らせる地域が持続的に営まれていくことのために提案は妥当なものと考えます。

以上の理由をもって議員提案第2号に賛成し、各議員のご賛同をお願いいたしまして賛 成討論といたします。

○議長(髙谷 茂君) 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(髙谷 茂君) 起立多数です。

よって、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第2号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○議長(髙谷 茂君) 再開します。

◎請願・陳情審査付託の件

〇議長(高谷 茂君) 日程第6、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情 文書表が配付されております。

文書番号、請願1番、新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の採択を求める 請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木君。

○6番(鈴木岩夫君) 当別町議会議長、髙谷茂様。

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の採択を求める請願書。

請願団体名、当別町農民同盟委員長、堀梅治、以下4団体。

紹介議員は、私、鈴木岩夫でございます。

請願趣旨、書面にて皆さん読んでいただければ。よろしくお願いいたします。

請願事項について、1点目、在庫米を政府が買い取るなど市場から隔離し、需給環境を 改善し米価下落に歯止めをかけること。

- 2、生活困窮者・学生などへの食料支援制度を、欧米並みに創設すること。
- 3、輸入を減らしたバター、脱脂粉乳同様に、ミニマムアクセス米の輸入抑制を直ちに 実行すること。

以上であります。

○議長(高谷 茂君) ただいまの請願・陳情文書表の請願1番については、会議規則第

92条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、陳情1番、西当別風力発電事業(風車建設)の中止を求める意見書の 採択についての陳情書については、会議規則第95条の規定により、産業厚生常任委員会に 審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、陳情2番、石狩市厚田区聚富・望来と石狩市八幡町高岡八ノ沢及び当 別町西当別風力発電事業に反対する陳情書については、会議規則第95条の規定により、産 業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

◎町長の所信表明

- ○議長(高谷 茂君) 日程第7、町長の所信表明を行います。 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** ただいま議長の許可をいただきましたので、令和3年第3回当別 町議会定例会に臨みまして町長としての所信を述べさせていただきます。

このたび、町民の皆様からの多大なる信任をいただき、町政運営の重責を担うこととなりました。本日、本議会定例会の場で当別町長としての所信を述べる機会をいただき、感謝申し上げます。

初登庁から1か月以上たち、この間、役場内の各部局に対して、町の課題とその解決に向けた考え方や、現在進めている取組についてヒアリングを行いましたが、非常に多岐にわたって町民サービスの向上のために施策を進めていること、そして、課題解決に向けて具体的に工夫を凝らし事業を展開していることが理解できました。

前任の町長である宮司氏のまいた種を、役場職員が一丸となって大事に育てている姿を 見て、改めて身が引き締まる思いになったところです。

私は、選挙の期間中、町の課題の克服に向けた6つの目標を定め、町民の皆様に、私の 町政に当たる姿勢を説明してまいりました。

目標の1つ目についてですが、現在も一向に収束の気配を見せない「新型コロナウイルス」の感染拡大が続いておりますが、こういった中でも、アフターコロナを見据えた地域づくりを、今から進めるべきであるということを申し上げてまいりました。

今、飲食業や観光施設を営まれている方々は、休業することを余儀なくされ、また、こういった店舗を利用し、楽しまれていた町民の皆様が自由に食事に出かけることもままならない、そんな閉塞感が漂う雰囲気に町が覆われております。

当然、現在のコロナ禍における緊急の対策に取り組み、町としても早期収束に向け鋭意 努めてまいりますが、この「新型コロナウイルス」の猛威が過ぎ去った後、再び活気があ ふれる町を復活させるために、コロナ禍で生まれた新生活スタイルも取り入れた、新しい 当別町を模索していかなければなりません。

そのために、目標の2つ目になりますが、今後、AI技術が浸透した生活スタイルに対応できる子どもたちを育成することに、力を注いでいかなくてはならないと思っております。

また、3つ目の目標になりますが、子どもだけではなく、今や町の活動の中心となっていると言っても過言ではない高齢者の皆様が、人生100年時代の生活を安心して送れるよう寄り添った福祉を充実させることも、重要な目標であると思っております。

4点目の目標ですが、稼げる産業をしっかり育成していく必要があると考えております。 収益性の高い農産物の生産促進、農商工連携による新産業の創出、企業誘致による新た な分野の開拓など、従前からの取組をさらに加速させ、稼ぐ町の醸成に努めたいと思って おります。

また、並行して、JR学園都市線の新駅「ロイズタウン駅」を含めた町内各駅周辺の開発にも注力し、産業面・生活面の両面で利便性を高め、「稼ぐこと」と「住みやすさ」を併せ持ったまちづくりを進めていくことが、重要であると考えております。

4点目までの目標を支える基盤になるものとして、5点目の目標になりますが、災害に強いまちづくりを目指すことも大変重要であります。

当別町の地形は、南北47キロメートルの縦長で、2つの市街地間あるいは集落間に相当の距離があるといった特徴があり、災害時に全ての町民に情報を的確かつ迅速に届けることが難しい状況であります。

地震や風水害といった災害時の体制整備や、平時からの防災の取組は、今も、これからも、永遠の重要な課題であり、全ての町民の生命の安全を確保し、安心した生活が送れるようにすることを最重要視し、ICT・デジタル技術を活用した解決施策を鋭意研究していく必要があると考えております。

また、雪害対策も必須の事項であります。昨シーズンの大雪の経験から、除排雪体制を 見直す必要があり、このことは、町民の皆様の関心が高い案件でありますので、今後も体 制の強化を図らなくてはなりません。

6点目の目標についてですが、今申し上げました各目標を達成するためには、やはり町の財政基盤の安定・強化、そして行政サービスの質の向上が基本になると思っております。 これは、町の行政運営そのものであり、また、役場職員のさらなる資質向上を求めなければならないことであり、職員とともに、よりよい行政サービスの構築に向けて、注力して いかなくてはならないものと考えております。

6点にわたる、私が挑戦していく目標を申し上げましたが、その目標を達成するために、「4つのファースト」を掲げ、各施策を展開していこうと考えており、その内容について、述べさせていただきます。

まず、1点目の視点、「チャイルド・ファースト」について、申し上げます。

町の将来を託す「子どもたち」をしっかり育てていくこと、まさにこのことが何より重要であると考えております。

本年8月12日の議会臨時会の際にも申し上げましたが、今、町は、出生数の減少が大きく、年少人口は、年々少なくなってきております。

子どもを増やすには、どうするべきか。私はこれまでの議員活動の中で、町民の皆様の 声を聴き、私なりに考えてまいりましたが、やはり、「子どもを産み育てることに不安が ないこと」、「子どもが育っていく姿をイメージして、大きな期待を抱くことができるこ と」、こういったことが重要なのではないかと考えております。

子育ての不安を払拭するためには、出産時のサポート、乳幼児期の医療環境や費用面の 支援充実、幼児教育・保育の環境整備、そこからつながっていく一貫した義務教育環境の 整備、そして高校・大学へ進学する際の支援体制の充実、といった成長に応じたきめ細や かな対応策が重要であると思っております。

町はこれまでも、それぞれの方策を充実・強化してきており、学力の向上などの成果が 表れてきていると認識しておりますが、これらをさらに一気に全て充実させていくことは、 言うほど簡単なことではありません。

ただ、現在、町では一体型義務教育学校「とうべつ学園」の建設を進めており、来年4月の開校を予定しております。

私としても、まずは、このことを当別町の教育環境を大きく発展させるチャンスと捉え、地域の教育力を最大限に生かし、この機を逃さず、施策を進めていきたいと考えています。

具体的には、9年間の一貫した教育課程の早期定着と、GIGAスクール構想に基づいた各カリキュラムでのICTの積極活用を進めていくことを考えており、まずは、コロナ禍におけるリモート対応が求められておりますので、そこに注力してまいります。

私としては、1人1台用意したデジタル端末を活用して、児童生徒の習熟度に応じた授業や支援をより深めていくことや、デジタルリテラシーを児童生徒が身につける取組など、さらに高いレベルの教育環境を構築してまいりたいと考えております。

また、歴史兄弟都市である伊達市の児童生徒との交流など、教育活動における姉妹都市交流の促進も進めていきたいと思います。

さらに、小中一貫教育の魅力により、町外より子育て世帯が転入しやすくなるよう、一定の条件の下での移住者に対するインセンティブ施策を導入してみたいと考えています。 それに併せて、近い将来を見定め、居住環境の整備、特に子育て向け町営住宅の整備や利 便性の高い地域での宅地造成の促進に努めるとともに、地域公共交通の充実やスーパー・ 医療機関の誘致など、町の住みやすさを高め、移住を促す取組に注力してまいります。 次に、2点目の視点、「ハートフル・ファースト」についてです。

道の駅がオープンして4年がたち、コロナ禍により人の呼び込みに制限がかかってしまったこともありましたが、トータルで見ると、当別町を訪れる人は、飛躍的に増加しております。

また、近年、町民有志や企業の努力により、花火大会やマラソン大会など新たなイベントが実施され、交流人口の増加につながっており、こういった好調な人の流れに乗り、定住につなげていくことが、人口減少が続く今の当別町にとって、何より重要なことと感じております。

人を呼び込む環境をさらに充実させるために、増加してきた「ふるさと納税」の寄附者や道の駅のリピーターなどを準住民として扱い、関係人口拡大策を展開していくことや、本町地区中心市街地をはじめ、ロイズタウン駅・道の駅・太美駅周辺のエリアをデジタル技術を活用して、人を呼び込むエリアとして発展させることに注力してまいります。

そして、当別町を訪れた方々をさらに定住者として呼び込んでいくためには、町民自らが当別町に住み続けたい魅力ある町にしていくことが重要であり、人と人との絆を深め、現在のコロナ禍や、今後のアフターコロナの社会の中で、個々人の健康増進と町内コミュニティーの在り方を検証しつつ、町民同士のハートフルな環境づくりを進めていかなくてはなりません。

また、町内の医療機関の今後についても、留意していかなくてはならないと思っており、 閉院された病院・診療所を補完するために、医療・介護施設の誘致、在宅医療の推進といった施策を中心に展開しながら、これまで培ってきた「常に寄り添う福祉」を人生100年 時代を見据えたものとして成熟させてまいります。

次に、3点目の視点、「クオリティ・ファースト」についてです。

当別町が有する潜在能力や優位性を見極め、産業の質を高めるための仕組みを、再構築してまいります。

これまで堅調に進めてきた「農業10年ビジョン」も7年目を迎えており、目標生産額10 0億円の達成も見えてきているところですが、目標達成後の新たな目標設定についても考えていかなくてはならないものと認識しております。町、農業団体、そして各農業者が一体となり、当別町の農業が目指すべき将来像を共有し、同じ方向を向いて取組を進めていけるよう議論を重ねていきたいと思います。

また、これまで町内では、農商工の連携や、二次・六次産業化の推進がなかなか進んでいないことから、町内経済団体はもとより町外企業も巻き込み、モデルになるような連携した取組を進めたいと考えております。

そのためには、まず、道の駅での農産物の直売など、好調な部分はさらに伸ばしつつ、 地域商社機能を有する株式会社 t o b e を牽引役として六次産業化を推進し、ブランド特 産品開発をこれまで以上に進めてまいります。 加えて、町内産業の収益性をさらに高めていくためには、デジタル技術の導入が極めて 重要であると思っており、先進企業や研究機関が持つノウハウを施策に生かすための連携 を進め、スマート農業をはじめとし、データ活用による生産性の向上も意識して、施策を 展開してまいります。

さらに、再生可能エネルギー分野においても、木質バイオマスの推進の要となる林業の 再生を図りつつ、ゼロカーボンを見据えたエネルギー循環型地域社会の構築を推進してま いります。

次に、4点目の視点、「デジタル・ファースト」についてです。

これまで申し上げました目標や視点を高い次元で実現させていくためには、デジタル化が重要になるものと考えております。

特に、「チャイルド・ファースト」で申し上げた学校教育における「GIGAスクール」環境の最大活用、「クオリティ・ファースト」で申し上げた「スマート農業・林業」の推進など、個別具体の施策を進めるためには、その基盤として、デジタルシフトを図っていかなくてはなりません。

また、防災・減災・災害時生活支援のためのシステム化を進める必要があります。町民の生命を守っていくためのデジタル化は極めて重要であり、災害時に迅速に情報を伝達できる手段などをデジタル技術を活用して構築できないものかを鋭意研究してまいります。

さらに、町民生活を支える行政システムにおいても、「DX・デジタルトランスフォーメーション」を進め、住民サービスの向上に努めていくことも重要であると認識しており、町を総合的に発展させていくためにも必要なデジタル技術を的確に取り入れていきたいと考えております。

今月初めに、国は「デジタル庁」を設置し、今後、行政上の各種申請・交付の手続もデジタル技術の導入によって大きく変わっていくことになり、デジタルによる次の時代の自治行政の在り方を我々もしっかり考えていかなくてはならないと思っております。

役場内部においては、AI-OCRや、RPAの技術を積極的に導入し、役場業務の効率化、ひいては、行政コストの削減を図っていく必要がありますし、このような取組を町民の行政手続の簡素化や役場職員の働き方改革につなげていきたいと思います。

また、町民の利便性が向上する行政サービスを構築していくためには、マイナンバーカードの普及拡大が不可欠であり、町民の皆様にマイナンバーカードを積極的に取得してもらうとともに、高齢者にとっても分かりやすく利用しやすいデジタルサービスの提供に尽力したいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、地域のデジタル化に向けては、町内外問わず、様々な企業・団体と連携することはもちろんのこと、最終的には、町内の企業・団体や町内会などに浸透させることが重要であると考えますので、このことを念頭に取組を進めてまいります。

以上、町長就任に当たりまして、私の所信を述べさせていただきました。

前任の町長である宮司氏の8年間で、町の意識は大きく変わったと思っております。2 度にわたる地方創生の総合戦略を策定し、町が向かう方向性を具体的に指し示していただき、人口減少の克服に向けて現在も複数のプロジェクトが進行中です。

この動きを加速させるべく、特に、役場庁舎の早急な建て替え、JR学園都市線の新駅「ロイズタウン駅」周辺の環境整備、住宅ディベロッパー誘致、町内除排雪体制の再構築、町営住宅をはじめとした公共施設の再編整備など、多岐にわたる施策の実現に向けて着実に進めてまいります。

また、先ほどまで申し上げた中で「デジタル化」について、繰り返し触れさせていただきました。これは、全ての施策の推進に通じるものであり、町が有する環境や技術的な問題でハードルは高いものも多いと認識しておりますが、持続可能な笑顔あふれる未来づくりに積極果敢に挑戦してまいりたいと思います。

これからの4年間、町の総合計画・総合戦略が掲げた施策を十二分に踏まえながら、町職員とともに、町が抱える課題に正面から向き合い、全力で町政執行に取り組んでまいります。

議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解・ご支援・ご協力を切にお願い申し上げ、 私の所信表明といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(高谷 茂君) ただいまの町長の所信に対する代表質問を9月17日に行います。 質問予定会派は、本日本会議終了後、午後5時までに議長に通告願います。

◎休会の議決

○議長(髙谷 茂君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、明日から9月16日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◎散会の宣告

○議長(髙谷 茂君) 本日はこれにて散会します。

9月17日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

(午後 1時53分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署 名 議 員

令和3年第3回当別町議会定例会 第2日

令和3年9月17日(金曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第2号)

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 町長の所信表明に対する代表質問
- 第 3 認定第 1号 令和2年度当別町各会計歳入歳出決算認定について 認定第 2号 令和2年度当別町水道事業会計決算認定について 散 会

午前10時00分開議

出席議員(14名)

	2番	佐々	木	常	子	君	3番	佐	藤		<u>1</u>	君
	4番	西	村	良	伸	君	5番	五十	一嵐	信	子	君
	6番	鈴	木	岩	夫	君	7番	山	﨑	公	司	君
	8番	秋	場	信	_	君	9番	渋	谷	俊	和	君
1	0番	山	田		明	君	11番	古	谷	陽	_	君
1	2番	稲	村	勝	俊	君	13番	島	田	裕	司	君
1	4番	岡	野	喜什	比治	君	15番	髙	谷		茂	君

欠席議員(1名)

1番 櫻井紀栄君

欠 員(なし)

説明のための出席者

町 長	後	藤	正	洋	君
副 町 長	増	輪		肇	君
町長公室長	長名	川名	道	廣	君
総務部長兼選挙管理委員会事務局長	長名	川名		明	君
総務課長兼選挙管理委員会事務局次長	佐	藤	剛	_	君
財 政 課 長	渡	邊	大	亮	君
企 画 部 長	三	上		晶	君
事業推進部長	乗	木		裕	君
住民環境部長	山	崎		_	君
福祉 部長	江	П		昇	君
経済部長	森		淳	_	君
経済部参与	吉	野	裕	宜	君
建設水道部長	高	松	悟	志	君
建設水道部参与	北	村	和	也	君
教 育 長	本	庄	幸	賢	君
教 育 部 長	大	畑	裕	貴	君
農業委員会事務局長	野	村	雅	史	君

代表監査委員 米口 稔 君

事務局職員出席者

 事務局長
 熊谷康 弘 君

 次長
 岸本 昌 博 君

 係長
 瀬戸貴裕 君

 主任
 角谷光彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(髙谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

<u></u> ♦ —

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(髙谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 西村良伸君

12番 稲 村 勝 俊 君

を指名いたします。

◎町長の所信表明に対する代表質問

〇議長(髙谷 茂君) 日程第2、町長の所信表明に対する代表質問を行います。

なお、再質問は認められませんので、町長には答弁漏れのないよう留意願います。

また、質問者におかれましては、さきの議会運営委員会での決定のとおり、質問の持ち時間については各会派20分としておりますので、ご留意願います。

それでは、最初に会派清新、山田君の質問であります。

山田君。

〇10番(山田 明君) 議長の許可をいただきましたので、会派清新を代表し、後藤町 長の所信表明に対する代表質問をいたします。

まずもって町長には当選のお祝いを申し上げます。今回の選挙を通じまして、五十数回 街頭において演説を行い、町の課題克服に挑戦する姿勢が多くの町民の方々の共感を呼び、 信任をいただいたものと感じております。今後4年間、子どもから高齢者まで笑顔あふれ るデジタル田園都市当別町の実現に向け、町政執行に取り組むよう切望いたします。会派 清新にしても、後藤町政に対し是々非々の姿勢で臨みますので、よろしくお願いいたしま す。

さて、8月2日の初登庁以来1か月以上が経過いたしました。この間8月の14日には当別町においても緊急事態宣言が発令され、その後9月末まで期間延長となり、コロナウイルス感染者も8月の一月で40人以上に増加するなど、また先月の8月末で町内の医療施設が閉院となるなど、まさに逆風の中での町政のスタートとなったわけですが、どうか28年間の当別町議会議員としての実績を基に、持ち前の行動力、創造力、発信力、突破力でこのコロナで閉塞感に覆われている当別町の課題克服に向け、尽力していただくようお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきますが、さきの議会運営委員会において9月定例会の申合せ事項として、コロナ感染拡大防止の観点から極力時間短縮に努めることといたしました。簡潔な質問といたしますので、答弁も簡潔にお願いします。

まず初めに、財政基盤の安定強化に向けての質問をいたします。令和2年、3年とコロナ禍により町内の経済活動が大きく制限され、町税の大幅な落ち込みが予想されます。令和2年度決算においては、ふるさと納税による寄附金が大幅な増収となっており、歳入において町税の減収分を埋め合わせる決算となっております。財政基盤の安定強化に向けて、令和3年度以降もふるさと納税の取組強化を図ると捉えていますが、そこで提案ですが、一歩踏み込んで、当別町として地域活性化に向け、地方自治体の取組を支援する企業版ふるさと納税に取り組む考えはないか伺います。この企業版ふるさと納税は、2020年より地方創生応援税制としてスタートしており、企業側としては最大90%の税の軽減となり、節税としてのメリットと地方創生事業に貢献する企業としてアピールできるなど、企業及び当別町双方にとってメリットがあります。当別町として財源基盤の安定確保に向けて検討する価値はあると考えますが、町長のお考えを伺います。

次に、役場新庁舎の建て替えについて伺います。老朽化が進む役場庁舎の建て替えは、 喫緊の課題であります。今年3月の定例会での代表質問及び一般質問の際にも前町長は事 業推進部を立ち上げ、早急に対応すると答弁されています。民間の資金を活用するPFI 方式やリース方式など、財政負担の軽減や事業期間の短縮等を考慮し、現在検討作業に取 り組んでいると捉えていますが、現状構想案はどの程度まとめられているのか、また具体 的な報告はいつ頃になるのかを伺います。

次に、当別町の減少問題の要因となっている除排雪の問題と地域の医療体制について伺います。初めに、除排雪体制の再構築について伺います。今年3月の定例会での代表質問及び一般質問において除排雪体制に関する質問が多く出されました。豪雪地帯である当別町の町民にとっては切実な問題であり、前町長、また副町長より今後全町を挙げて新たな除排雪システムを探求し、その中で現状をしっかりと検証し、取り組むと答弁をいただいています。昨日の産業厚生常任委員会でもいろいろと質疑がありましたが、あと数か月で降雪シーズンを迎えます。昨年の大雪の反省を踏まえ、今年度の除排雪体制はどのように考えているのか。作業員の確保、機材の確保、環境組合、町内会との連携、雪堆積場の確

保など、柔軟な協力体制の構築に向け、どのような体制で臨むのかを伺います。

次に、地域の医療体制及び医療機関の誘致について伺います。今年の8月末をもって町内の医療機関が1か所閉院となりました。その医院は、約1,000名の患者さんを抱えており、その多くが高齢者の方であります。近年町内において独り暮らしの高齢者の増加が見受けられ、診療や健康管理を行ってくれるかかりつけ医の存在は、安心して暮らす当別町にとっては必要不可欠であります。人口減少、少子化対策、高齢者福祉において医療体制の充実は当別町にとって最重要課題であり、当別町にとって医療機関の閉院は大変大きな影響があると考えます。現在町は医師会及び医療大学と協議中と捉えていますが、多くの住民から不安の声が出ており、早急に対策が必要と考えます。町として現状をどう認識し、今後どのような医療体制を構築しようとするのか、また医療機関の誘致は現状どの程度進んでいるのか伺います。

最後に、役場職員の資質の向上及び行政サービスの向上について伺います。役場職員の さらなる資質の向上及び行政サービスの向上に向けて、町長が現場と直に接している職員 とコンタクトを取ることは、行政運営上必要不可欠と考えます。職員の資質の向上及びよ りよい行政サービスの向上に向けて、具体的にどのように取り組むのか考えを町長に伺い ます。

以上、5点の項目について簡潔な答弁をお願いいたします。

〇議長(髙谷 茂君) 休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長(髙谷 茂君) 再開します。

会派清新、山田君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

〇町長(後藤正洋君) おはようございます。ただいま会派清新、山田議員から代表質問をお受けをしましたので、謹んでお答えをさせていただきます。

初めに、財政基盤の安定強化についてのご質問でありますが、山田議員ご発議のとおり、 新型コロナウイルス感染症の影響による町税の落ち込みは懸念されるところであり、健全 な町財政の運営にはあらゆる手段を講じ、歳入確保に努めていかなければならないと認識 しております。その中でふるさと納税については、議員ご承知のとおり、職員の熱意と創 意工夫の下、町内事業者をはじめ多くの関係者の努力によって、その寄附額は年々増加し ている状況となっております。また、議員ご指摘の企業版ふるさと納税につきましては、 企業、行政ともにより活用しやすい制度へと改正されました。本町におきましても既に内 閣府に対し必要な計画の申請を行い、第2期当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基 づき実施する事業に対し、寄附を受領できるよう認定を受けております。町ホームページや北海道及び内閣府のポータルサイトへの掲載、また企業訪問時などでのPRを行ってまいりました。私もこの企業版ふるさと納税は大きなメリットがあると考えておりますので、町外企業の理解と支援を受けられるようより一層の取組を行い、財政基盤の強化に努めてまいります。

次に、役場庁舎の建て替えについてですが、先日の所信表明でも述べさせていただきましたが、役場庁舎は早急な建て替えが必要な施設と考えており、早期実現に向け、建設コストの縮減や事業期間の短縮を図るべく、公民連携といった手法も視野に入れ、まずは最初のフェーズである基本構想案について今月末をめどにまとめているところであり、精査の上、議会や町民の皆さんにお示ししたいと考えております。次の段階は、基本計画の策定であり、建設規模や場所、事業手法といった具体的な内容を整理していくことになりますが、その作業を進める中で町民の皆さんが参画し、検討する協議会といった組織の立ち上げや事業手法等新たな考え方や進め方に関する説明などを通じて、議員の皆さんや町民の皆さんから意見聴取等を行っていきたいと考えており、作業を進めるために必要な事項については、12月議会でご提案させていただきたいと考えております。

次に、除排雪体制の再構築についてのご質問ですが、昨年は災害的大雪や暴風雪の影響により除排雪作業が大幅に遅れ、町民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしたところであります。このことから除排雪体制強化に向け、全町内会と除排雪組合、町の3者から成る当別町除排雪連絡協議会において大雪時での夜間排雪の試行、シーズン2回の排雪実施、置き雪や圧雪厚さの改善、パトロール強化、雪堆積場の環境整備、排雪作業における業者間の連携のほか、太美地区からは排雪ローテーションの見直しといった大変多くのご意見、要望をいただきました。その多くの声を踏まえ、今シーズンからは新たに次のことを進めてまいります。

1つ目として、町民の皆さんの理解と協力が必要となりますが、昨年のような大雪時には夜間の排雪作業を試行的に進めてまいりたいと考えております。2点目として、昨年特に太美地区の除排雪が大幅に遅れたことを踏まえ、円滑な作業が行えるよう除排雪組合と協議を行い、担当業者を増やし、除雪、排雪の作業班の再構築を図ることといたしました。加えて排雪順番については、道路状況の悪い地区から実施するという基本的な考え方に変わりはありませんが、地域からの要望に沿って、排雪ローテーションの見直しを進めてまいります。3点目として、町民の皆さんとの協働を進めるべく、小型除雪機の町内会への貸出しを試行的に実施してまいります。今年度は3町内会、北栄町、春日町、末広での実施となりますが、その利用については緊急の置き雪対策や雪の一時堆積場として公園などを有効に利用する場合など、地域独自の課題の解決につなげたいと考えており、一定の成果が得られた場合には多くの地域に広めていきたいと考えております。このほかにも雪堆積場の環境整備については、昨年のような大雪にも十分対応できるよう、これまでの容量の1.6倍を確保いたしますし、また町のホームページに専用の除排雪情報のページを設け

て発信することも進めてまいります。

除排雪作業は、自然相手であり、降り方や気温、風、また本町地区と太美地区の違いなど様々な条件が重なり、全て同じ状態、状況ではありませんので、雪を多くためずに早めの排雪を行い、除排雪作業の円滑化、効率化を図ってまいります。町民の皆さんの冬の生活、経済活動を維持するためには、除排雪作業のレベルアップを図ることが肝要であり、今定例会において申し上げた除排雪対策の補正予算を上程させていただきましたので、議員各位にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、地域の医療体制及び医療機関の誘致についてのご質問でありますが、このたびの医療機関の閉院については、町長就任以前の8月1日に私の下に情報が入り、翌8月2日の初登庁後の部長会議では真っ先に議題とさせていただきました。その時点では町に情報の詳細が入っていなかったため、担当部署に事実確認の指示を出し、直ちに情報収集を行って具体の状況を把握したところです。このような町内医療体制の縮小については、町民の皆さんへの影響が非常に大きく、山田議員がおっしゃるとおり、私も地域医療体制の確保は町の最重要課題だと考えております。これまで町が取り組んでいる医療機関の誘致に関しては、新型コロナウイルスの影響もあり、具体的な事業化に向けた協議が進められない状況にありましたので、私が町長に就任してすぐに道内の医療と介護を運営する法人を訪ね、町の医療の現状を説明し、当別町への誘致について申入れを行っている状況であります。今後目指す医療体制としては、町民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう訪問診療や訪問看護、往診、みとりなど、在宅医療体制を確保していく必要がありますので、医療機関の誘致、医師の確保について引き続き取り組んでまいります。

また、ウィズコロナにおける医療体制強化については、既存の医療機関や介護事業所との連携を図りながら、リモート診療の導入、さらにはNP、診療看護師活用の検討など新しい取組も視野に入れ、地域医療体制の強化を進めてまいります。

次に、役場職員の資質の向上についてのご質問ですが、初めに職員とのコンタクトについてでありますが、町長就任後部局を問わず多くの職員が町長室を訪れ、様々な案件の相談や報告を受けております。また、8月16日から9月10日までの間、新年度予算査定などの前提となる事務事業及び総合戦略推進プロジェクトのヒアリングを実施し、全ての部署の所掌事務や懸案事項などについて担当職員から直接説明を受けており、想像していた以上に職員との対話の機会は多いと感じているところでもございます。今後は、若手職員とのコンタクトを取りやすくする仕掛けをつくるなど、さらに風通しのよい職場づくりを進めてまいります。

なお、現在取り組んでおります職員資質の向上を図るための施策については、職員の資質向上を図る上での柱となる指導能力研修や法令実務研修といった各種研修等の実施、組織に厚みが加わるという点からも大変意義があると考えている北海道などとの人事交流、これらを積極的に活用しております。また、デジタル田園都市を実現するためには、全ての職員においてデジタルリテラシー、ITスキルの向上を図ることが重要となりますので、

この点につきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。議員のお見込みのとおり、よりよい行政サービスの構築には町民の皆さんとじかに接している個々の職員資質の向上は必須であると考えておりますので、このような取組についてさらに推進してまいります。

以上、会派清新、山田議員の代表質問に対する私としての答弁といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

以上で山田君の質問を終わります。 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、会派爽新、古谷君の質問であります。 古谷君。

〇11番(古谷陽一君) 議長の許可をいただきましたので、会派爽新を代表し、令和3年第3回当別町議会定例会、町長所信表明に対する代表質問をいたします。

質問は4項目でございまして、1番目に農業の持続的発展について、2番目にチャイルドファーストについて、3番目に除排雪体制について、最後4番目に一体型義務教育学校について質問をいたします。

まず最初に、農業の持続的発展について伺います。その1として、当別町は北海道において歴史のある町であり、開基150年を迎えました。開拓当初から農業を基幹産業として発展してきたところであります。この間、水害や干ばつ、冷害、雪害、また病害虫や台風等々の幾多の苦難を乗り越え、現在は北海道を代表する農業地帯になっているところであります。先人のたゆまぬ努力と不屈の精神を受け継ぎながら今日に至っています。当別町農業が今後も後継者が安心して引き継いでいくことができるように、持続的に発展していかなければならないと思っております。

農業は、国民の食料を生産するという大きな使命を持っております。コロナ禍で米の消費が落ち込む中、多種多様な農産物を生産することが求められております。また、今年は、

7月に入り大変な猛暑となり、雨不足で干ばつとなり、畑作物は大変な被害を受けました。これは今後も発生すると思われますが、集中管理孔を導入した地域では地下かんがいが大きな効果を発揮しており、畑地帯でも畑地かんがいの導入が求められる現況であります。また、泥炭地である農地は、不等沈下の影響により暗渠等の整備の定期的な更新が不可欠であり、そのためにも農地の整備事業を推し進め、大区画化、汎用化とともに集積、集約化を図り、スマート農業の導入により生産コストの低減や高収益作物への転換等、安定した収量を確保する必要があります。そのような条件整備を行うことによって産地増収力が向上し、後継者が安心して農業を引き継いでいくことができ、地域を守っていくことにつながっていくと思っております。当別町の農業、農村がこれからも持続的に発展していくために農地の基盤整備、あるいはスマート農業の推進に必要な通信インフラの整備についてどのように関わっていく予定なのか町長の考えを伺います。

次に、その2として、町内の基幹的農業用用排水施設の多くは建設20年以上が経過しているほか、泥炭地盤であるため機能低下の進行が著しく、水路の漏水等、事故リスクのある施設が多々存在しています。また、本年も内地では線状降水帯の影響で大きな被害が出ており、北海道も気象変動の影響で豪雪に見舞われ、春先には融雪水により湛水被害も出ているなど、頻発化、激甚化する災害対策も待ったなしの状況であります。また、農地を含む地域の農業用施設全体で流域治水を進めるためには、ダム、ため池や排水機場の老朽化対策についても喫緊の課題であり、そのような防災機能も担っている用排水路を含む農業用用排水施設の老朽化対策について町長の考えを伺います。

次に、その3として、近年エゾシカやアライグマ等の被害が多発しています。本町は、面積の約6割が森林であり、山間部はもちろん平野部においても大きな被害が発生しています。また、当別ダム以北においては熊の出没が相次いで確認されており、近年は札幌市等においても熊が出没している状況であります。今や鳥獣の行動範囲が拡大し、年々その個体数が増加している状況であります。地元猟友会の協力をいただいておりますが、高齢化によりハンターの人数も減少しております。鳥獣の捕獲に当たり、1頭当たりの報償金もありますが、その予算不足が懸念されております。今後さらにその個体数が増加し、市街地にも被害が出ることが危惧されます。農業者が安心して営農ができること、そして市街地の住民が安全な暮らしができることが最も大切なことであります。猟友会やハンター等の意見を聞くことは当然なことだと思いますが、いずれにしましても早めの対策が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

次に、2番目として、チャイルドファーストについて質問いたします。後藤町長の基本姿勢、施策の展開の中の4つのファーストの中で、このチャイルドファーストを最初に掲げられていることに敬意を表します。第1に町の未来を託す子どもたちをしっかり育てていくことを掲げたのは、当別町では初めてのことと思っております。このチャイルドファーストこそが町政運営の骨格をなすものであると思っております。町長の並々ならぬ決意と受け止めております。そこで、子どもを産み育てることに不安がないこと、子どもが育

っていく姿をイメージして大きな期待を抱くことができることの2点に関して質問をいた します。

子育ての不安を払拭するためにこれまで当別町が積み重ねてきた支援策をさらに拡充し、子どもの成長に応じたきめ細かな施策を展開していくとのことでありますが、全く同感であります。しかし、様々な施策を一気に全て充実させていくことは、財源の制約もあり、決して容易ではありません。そうなると、施策に優先順位をつける必要があります。子育て世帯からは、小学生では子どもの自由な学びの場、遊び場、そして多世代交流の場が少ないこと、高校生では町外の高校へ通学するときの高額な定期代が負担となっているなどの声がありました。もちろんこれは一部の例でありますが、昨年公表された第1期当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価報告書で、出生数が39名とKPI目標値86名の45.3%にとどまったことの原因として、結婚から育児をしながらの生活を望むために必要な支援及び生活、経済的インフラ、好条件の宅地開発や世代向け居住等が不足していると記載されていることと比較したときに、町の分析評価と子育て世代の実感との間に乖離があることを示しているのではないかと思っております。そこでお伺いいたしますが、1つ目に子どもの成長に応じたきめ細かな対応策を実施するに当たって、どのような基準で各施策間の優先順位を設定されるのか伺います。

2つ目に、優先順位の設定に当たって、今まさに当別町で暮らしている子育て世帯がどのような支援や教育、子育て環境を必要としているのか、生のデータを集めることが不可欠と考えます。アンケート調査や町政懇談会、ヒアリング調査などにより情報収集を行う考えはあるのか伺います。

3つ目に、現在の教育、子育て環境について、特に子どもの遊び場については町内全域の公園等の遊び場の利用状況や改善要望などを当事者である子どもたちと保護者の双方から聞き取る実態調査を行い、今後の政策選択の基礎資料としてはどうかと考えています。町長の考えを伺います。

次に、3番目として、除排雪体制について伺います。昨シーズンは、当別町にとりまして大変な大雪となったところでございます。降雪量は9メートル33センチと前年度に比べ125%の量となりました。また、除雪時間は前年対比で158%、排雪量については前年対比で何と206%となっています。当然補正予算が組まれたところでありますが、除排雪作業が間に合わず、800件に及ぶ苦情が殺到したところであります。

除排雪は、当別町にとっては町民の生活に直結するものであり、安心して住み続けることができるためにも非常に重要な案件でもあります。現在本町においては、人口減少問題が大きな問題となっておりますが、この雪の量によりやむなく転出された方々もいるとのことであります。昨年度は、予想以上の大雪の年であったと言ってしまえば、それで仕方がないと思うかもしれませんが、しからば雪の多い町には人が住めないのか。また、農商工業の生産ができないのか。そうではないと思います。雪を克服して、また雪を利用して頑張っていくのが北海道民の力だと思っております。私たちの当別町は、北海道の中でも

北海道の中心地である札幌市と隣接しています。立地条件もよく、環境もよい町であります。しかし、どうして企業誘致等々思うようなまちづくりが進まないのかとも思います。これは、雪の克服が障害となっていることも一つの要因と思われます。昨シーズンの大雪を教訓に問題点を顧みることも必要であり、除雪従事者の不足、また除雪関連企業の減少も要因と考えられます。これらは、除排雪の予算や単価にも問題があると思っております。除雪従事者は、不規則な深夜作業で、雪の多い、少ないにより労働も苛酷な面が出てきます。せめて労働時間の単価、町の除排雪委託料単価を北海道の基準単価と同等にすべきと考えます。当別町は豪雪地帯と言われていますが、雪の多いまちは本町以外にも多々あると思います。当別町において雪対策が強力なものであれば、言い換えれば雪害の心配がなければ、当別町は大きく前進し、発展していくものと私は確信をいたしております。昨シーズンの大雪の経験から除排雪体制を見直す必要があり、体制の強化を図り、再構築を進めていくことについて町長の考えを伺いたいと思います。

最後に、一体型義務教育学校について質問いたします。令和4年4月よりとうべつ学園、一体型義務教育学校が開校されます。9年間の一貫した教育課程の早期定着を目指し、GIGAスクール構想に基づき1人1台のデジタル端末を活用し、高いレベルの教育環境を構築し、ICTの積極活用を進めていくことを考えているとのことであります。また、小中一貫教育の魅力により、町外より子育て世代が転入することを期待しているところでありますが、今後どのような具体的な取組を順次行っていくのか、町長の考えを伺います。以上、代表質問といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

会派爽新、古谷君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

○町長(後藤正洋君) それでは、会派爽新、古谷議員の代表質問にお答えをいたします。 初めに、農地の基盤整備、スマート農業の推進に必要な通信インフラの整備についてで すが、近年GPSよりも精度の高い位置情報を受けることができるRTK基地局が町内に 設置されるなど通信インフラが整備され、本町でも若い農業者を中心に自動操舵機能のつ いたトラクターや農薬、肥料散布用のドローンが普及するなど、スマート農業に取り組む 方が着実に増えていると認識しております。農業者の高齢化や農家戸数の減少が進む中、 農作業を省力化し、農作物の品質を向上させていくにはデジタル技術やデータを活用した スマート農業をさらに推進し、デジタルシフトを図っていく必要があると考えております。 町では、現在通信インフラをさらに強化するため、農村部の光回線の整備を鋭意進めておりますが、農業者の皆さんにはぜひ積極的に活用していただき、スマート農業に取り組むきっかけとしていただきたいと考えております。

また、農地の基盤整備事業についてもスマート農業の進展を見据え、圃場や農道などハード面の整備を引き続き行っていく必要があるため、関係機関や土地改良区と連携し、計画的に進めてまいります。

次に、老朽化した農業用用排水施設の対策についてですが、古谷議員ご発議のとおり、 農業用の用排水施設は地域の治水対策としての機能も併せ持っており、防災の観点からも 重要な施設と認識しております。これまで同様土地改良区と共に適切な維持管理に努めて まいりますし、老朽化の著しい施設については設置者である国や道に対し、改修を要望し てまいります。

次に、有害鳥獣の被害対策についてですが、全道各地でヒグマが市街地に出没するなど、人への被害も出ている状況ですか、本町では目撃情報はあるものの、幸い農業も含め町民の皆さんへの被害はありません。しかし、エゾシカ、アライグマを含めた有害鳥獣の数や農業被害は増えており、私も早期の対策が必要であると考えております。町、農協、辻野商店で組織する鳥獣被害対策協議会では、捕獲報償金の支給や箱わな、電気牧柵の設置などの対策を講じておりますが、古谷議員ご発議のとおり、ハンターも減少してきておりますので、ハンターの育成確保やICT、デジタル技術を活用した捕獲についても研究を進め、対策を強化してまいります。ハンターの減少や鳥獣被害対策の予算確保の問題は、本町だけでなく全道、全国的な問題かと思いますので、国にしっかりと対策を講じてもらえるよう北海道や町村会と連携して要望してまいります。

次に、チャイルドファーストについてのご質問であります。初めに、子育てに関する施策の優先順位の設定についてでありますが、子どもの成長に応じたきめ細やかな支援の全てを充実させることは、様々な世帯、世代から支援が求められる状況を踏まえますと簡単なものではありません。所信の中でも申し上げたとおり、まずは子育ての不安の払拭につながる出産時のサポートや乳幼児期における費用面の支援の充実などといった経済負担の軽減となる施策を中心に必要な支援を見極め、判断してまいりたいと考えております。

次に、子育て世帯、世代からの情報収集については、子育てに関連する計画策定時のほか子どもの各種健診など、子ども、子育て関係事業及び施設で実施しているアンケートや生の声を分析し、活用するなど、ヒアリングや懇談会といった手法にこだわらず、幅広くその収集に努めていく考えであります。

次に、子どもの遊び場についてのご質問ですが、議員ご発議のとおり、これまでも阿蘇公園やライラック公園等の都市公園の整備の際には子育て世帯や子どもの声を聞き、遊具の選定などを行ってきたところでもあります。今後もできる限り子どもを含めた地域の方々の声をしっかり聞き取って対応してまいりたいと思います。ただ、町内会の中にある小規模公園については、それぞれの地域の世代構成が年々変わってきておりますので、一概

に子どもの声だけではなく、高齢者を含め幅広い方々の声を聞いていく必要があると思っており、その体制を構築し、対応してまいりたいと存じます。

次に、除排雪体制についてでありますが、会派清新、山田議員の代表質問で答弁しましたとおり、昨シーズンの災害的大雪の教訓を生かし、当別町除排雪連絡協議会において協議を行い、住民協働の取組として小型除雪機の町内会への貸出し、夜間排雪作業の試行的取組、太美地区の除雪班、排雪班の再構築、太美地区の排雪ローテーションの見直しなど、新たな除排雪の仕組みに取り組んでまいります。加えて町ホームページによる除排雪情報の発信、雪堆積場の拡大、公園の一時雪堆積場としての利用なども進めてまいります。

また、議員ご発議の単価等の見直しについては、限られた財源の中で大変厳しい状況ではありますが、冬期間の安心、安全を確保するためにも他自治体に劣後することなく、一定以上の水準を確保することは私も必要であると考えております。今回の補正予算につきましても上程させていただいておりますが、今後も引き続き体制強化に努めてまいります。

次に、GIGAスクール構想に基づきどのような具体的取組を行っていくのかについてであります。当別町で学ぶ全ての児童生徒にデジタル社会を生き抜くための資質や能力を身につけさせることが重要であると考えております。そのためにまず充実した指導体制の下、1人1台の端末をツールとして活用する力を児童生徒に確実に身につけさせることが重要であります。また、教職員の研修に力を入れ、ツールを駆使し、学びの本質へと迫る指導に役立てることも必要となります。さらに、デジタルリテラシーの理解を児童生徒や教職員のみならず保護者へも広げることにより、地域と一体となって児童生徒にデジタル社会を生き抜く力を育成したいと考えております。このような取組によりGIGAスクール構想を実現し、学力の確実な定着と意欲的に学びに向かう児童生徒の育成へつなげてまいります。

また、一体型義務教育学校とうべつ学園の開校により、当別町の小中一貫教育は新たなステージを迎えます。当別町における今後の一貫教育では、9年間の切れ目のない連続した教育課程の定着と小学校で一部教科担任制を導入し、より専門性の高い指導を受けることのできる環境を整え、さらには異学年との交流を通じて豊かな心や人間性、規範意識、コミュニケーション能力等を育み、当別町ならではの一貫教育の魅力を最大限にアピールしてまいります。よりよい教育環境を整えることにより他のまちとの差別化を図り、子育て世代の町外からの転入につなげてまいります。

以上、会派爽新、古谷議員の代表質問に対する私の答弁といたします。

○議長(髙谷 茂君) 以上で古谷君の質問を終わります。

ここで換気のために11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、会派緑風会、秋場君の質問であります。 秋場君。

○8番(秋場信一君) 会派緑風会の代表質問を後藤町長の初当選、初就任の所信に対しての質問とさせていただきます。このたびはおめでとうございます。

時計が動いているようなので、早速質問に入ります。除排雪体制について。当別町民にとって雪はよくも悪くも厳しい冬の生活を毎年当別町民は共にしてきました。そして、数年に1度はやってくる大雪を乗り越えることもできました。当然行政や業者の力があってのことであり、これからも住民は頼りにしていくでしょう。町長も同じ思いを、同じ体験をずっとこの六十数年間してきたことは僕も知っております。冬の生活には道路維持のための除排雪は町に人を住んでもらうための最低条件でもあると私は思っています。かつてこの町、当別町は、除排雪は他の自治体より一番進んでいるとも言われておりましたが、果たして今はと問いかけるときもしばしばです。1番を望みたいというわけではなく、大雪の非常時でも最低限の生活と経済活動ができる道路維持は誰しもが期待しているはずです。ぜひとも豪雪地帯としての除排雪の在り方を再検証していただいて、昨年のあの教訓を生かすときではないでしょうか。それは、生活に不安を持つ世代層の不安は想像以上であったし、その世代層が年々増えているのも現実です。既にこの町からさようならした方もおります。私は、雪への不安をなくすことが一番の地方創生だと思っております。そういう思いを持って質問に入ります。

最初の質問、当別町除排雪連絡協議会での課題について。雪対策協議会という雪の有料化が始まって、宮司町政のときに3年前に廃止になりました、英断によって。その対策協議会から変遷して、連絡協議会へと移行しました。町内会長でできている組織ですけれども、これは非常に今回有効だったかなと私は感じております。役場で押さえ切れない情報、いろんなものがこういう町内会長の連絡協議会を通して得られたのもきっと今回除雪機の昨日の産業厚生常任委員会の中で出た新しい取組につながっているのかと私は考えます。その町内会長の連絡協議会において見えてきた課題などについて、今後に対応できるものについてどのようなものがあったかをお伺いします。

2つ目、危機管理対策について。昨年の災害級の大雪は今後も予想されます。住民の不安をなくすための対策は、地震、台風や水害などと同様の危機管理が必要とも考えます。 そのような認識と対策は持っているのか、そしてその危機管理対策についてお伺いします。

3つ目、人材、雪堆積場の課題について。町長所信では、町内除排雪体制の再構築を着 実に進めると言及しておりました。人材や雪堆積場など、主に物理的な要因で乗り越えら れなかった昨年の課題をどう改善していくのかお伺いします。

4つ目、大雪時の新たな除排雪手法について。町長の遊説にも僕は1度ついて歩きました。その中でこう述べられました。時期と区間を決めて、大雪の非常時に集中的に道路に

雪を出す排雪の提案がありました。非常時的な大雪の除排雪においてこれまでにない新た な手法、そのようなことを含めてあるのかをお伺いします。

5つ目、組合以外との連携ということについて。従来の業者体制でできなかった課題の解決策として、組合以外との連携が必要と前宮司町長も触れておりましたが、あれはどのような連携が必要と考えていたのか、加えて協力可能な町内会に団体に対しての支援要請など試行的な構築、模索はないのか。昨日の常任委員会のような除雪機の貸与のことなのか、その辺もお伺いします。

大きな質問2つ目に入ります。新庁舎建設についてお伺いします。場所の選定等に関する調査費が今年度設置されました。それに関することで、役場が移転するということに対して今質問するのですけれども、これは経済活動や周辺地域においては大きな影響があると、与えるものであります。それゆえに、慎重な議論も求められてくるのではないかと考えます。人や物、車両の流れが変わり、伴って消費行動も動いていくからで、決定には十分な議論を重ね、どこかで合理的な判断をしなければなりません。そして、その判断があまねく町民の利益に反映されることが重要と考えます。現在町は、庁舎建て替えのための調査を始めているし、町長が述べた早急の建て替えとはその調査と並行した上で、現在場所の選定などの動きについて伺ってみることにしました。

まず、場所の選定にはどのようなプロセスを経て、そして必要な条件の軸をどこへ置いて決定に向かうのか。全て条件の整った場所があればさほど時間は要するとは思われないが、幾つかの候補地から最適な選択をされる場所は、何が決め手として優先されていくのか、最初の質問、議会に対しても同様ですが、決定のプロセスには議会と関わっていくことが肝要です。どのタイミングでどのような提案が提出されてくるのか、その関わり方について何います。

また、現状想定される場所は、駅前の南北周辺、あるいは小学校の跡地などが考えられますが、他の候補地は考えているのか。優先される条件とはどのようなものが考えられるか。あるいは、居住などの伸びる可能性のある場所に誘導的な意思を入れて、視野に入れてその候補地を決めていくのも一つの考えであるが、その他以下のように僕も考えました。公共の車両やバス停留所、庁舎周辺の円滑性、自前の土地があるか、自前の土地に広さ、商業地、あるいは市街地とのアクセス、子どもや高齢者の利用しやすさ、他の公共施設との関連性、予算の低廉化など、新しい役場に対しての望まれるものは多岐にわたります。町有地以外の候補地があるとすれば、ほかにどこかあるのか。例えば駅前のJAの場所であれば、ここはどのようなハードルがあるのか。また、それ以外にも候補地があり得るのか伺います。

2つ目、公民連携という手法、PPP、PFIを用いることによって新たな候補地も発生してくるのか、それも伺います。

3つ目、それぞれの候補地には利点やデメリットがあると考えられますが、それぞれどのようなハードルがあるのか、現在挙がっている中で伺います。

4番目、新庁舎は複合化として進めるのが望ましいが、場所や規模、防災、防水害など優先目的によっては構造まで絞り込める部分はそういうものは進めるべきで、図書館のような文化施設やバス停留所、議会場なども考えられますが、どのような考えをお持ちでしょうか。その中で現在どのような機能を持っていることが重要と考えている、複合化として進めていくのかも伺います。

5つ目の最後の質問です。庁舎に対しての質問ですが、合意プロセスについてお伺いします。町民とも十分な議論が当然議会と同様に必要であります。その説明も当然のように合意をつくるのには不可欠と考えます。その作業工程について伺い、そして場所の決定後の庁舎の建設までのスケジュールなどがあればお伺いします。

以上、庁舎についてです。

大きな項目の3つ目、新しくできる新義務教育学校とうべつ学園を核とした総合戦略、 町への人の呼び込みについて。所信でも町外からの移住へのインセンティブ施策が述べら れました。私ども会派も同様に考えておりますが、近年出生数が伸び悩む現状では、新し いとうべつ学園校舎の竣工を半年後に迎えるよいタイミングでもあり、今は大胆な発想を 持って発信する時期ではないかと、以下のようなことの取組はできないかを尋ねます。

最初に、1、小学校低学年の送迎スクールバス運行について3点について伺います。これは、教育面での選ばれる町の戦略であり、学校を核とした人口獲得のための若い世代向けインセンティブとして、小学校1年生から4年生までの児童に対する安全な登下校の町を売りにし、循環型や各拠点型へのスクールバスの送迎、これについてまず伺います。

2つ目、既にスタートしているGIGAスクールを発展させるためのICTの活用に欠かせないウェブ接続料の補助、これもインセンティブの中に入れることは考えていないでしょうか。まだまだ議論が必要ではありますが、家庭への持込みという面ではまだこれは全て認められているわけではないと思いますので、そういった通信環境のない一定程度の家庭向けということで、これも一つのインセンティブと考えます。これからも町外からの転校生に限らず、今後の家庭学習の充実や緊急時のオンライン学習などを想定した場合の学びを止めないための必要な対策でもあるのかなと考えます。

もう一つは、来春開校のとうべつ学園では新しく制服が採用されるため、町外から転校 してくる家庭の動機づけになるべく、妨げにならないためにも制服の補助などが当別に来 てもらえる方への思い切った取組として考えますが、どのような見解をお持ちかお伺いし ます。

最後になります。西当別地区一貫校についてお伺いします。これはまだ先の話でありますが、太美地区の義務教育学校の建設については、前町長の太美地区においても一貫義務教育学校は新設するというその見解に変わりはないのか。やがて来る校舎の耐久期限の時期はいつ頃で、人口の増減にかかわらず進めていくのか。また、その決定時期はいつ頃になるのかを伺います。

以上、会派緑風会の代表質問とさせていただきます。町長、よろしくお願いいたします。

〇議長(髙谷 茂君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長(髙谷 茂君) 再開します。

会派緑風会、秋場君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

〇町長(後藤正洋君) それでは、会派緑風会、秋場議員の代表質問にお答えをいたします。

なお、秋場議員からは、具体的なご提案も含めて、細かなご質問も含めて代表質問をいただきました。その具体的なこと一つ一つにお答えをするということはしませんが、答弁書を作成する段階で部局ともいろいろと協議をさせていただき、そして必要なことを答弁をさせていただきますので、先ほど私の遊説中の私案につきましてもご開示いただきましたけれども、そういったことを含めて協議をさせていただいて、整ったことを今日答弁させていただきますので、その点はご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、答弁させていただきます。改めて会派緑風会、秋場議員の代表質問にお答えをします。先ほど会派清新、山田議員の代表質問や会派爽新、古谷議員の代表質問で答弁申し上げた内容と重複している部分が多くありますので、簡素に答弁させていただきます。

初めに、当別町除排雪連絡協議会での協議内容についてでありますが、さきに答弁させていただいたとおりであります。

次に、危機管理対策についてですが、冬季の道路交通については夏季の大雨や台風といった災害と同様の高い危機意識を持ち、道路管理に努めておりますが、自然相手にハード面には限界がありますので、道路情報の発信や道路防災などの注意喚起によるソフト対策と併せて行うことが重要であると認識しております。また、国道や道道の管理者や警察並びに防災部局とも連携を密にし、大雪を想定した除排雪計画の中で早めの判断と対応で安全対策を図ってまいります。

次に、オペレーター等の人材や排雪場所の課題についてですが、人材につきましては3年前の平成29年と比較すると8名増員となっておりますが、高齢化や担い手の課題もあり、引き続き体制強化を図ることが重要であると認識しております。また、雪堆積場については、これまでの容量の1.6倍とし、大雪にも十分対応できるように確保したところであります。

次に、大雪時の新たな除排雪手法についてですが、町民の皆さんの理解と協力をいただかなければなりませんが、大雪時においては夜間の排雪作業を試行的に進めてまいります。 次に、組合以外との連携については、体制強化を進める点でも重要な部分でありますの で、引き続き検討を進めてまいります。

次に、新庁舎建設についてですが、会派清新、山田議員のご質問にも答弁したとおり、 9月末をめどにまとめる基本構想案をもって議会にもお示しできると考えております。場 所の選定については、昨年策定しました当別町立地適正化計画の中で役場庁舎は都市機能 誘導区域内に誘導する施設として設定しており、JAを含め当別駅周辺や小学校跡地も含 まれております。それぞれの場所でのメリット、デメリットについては、現在整理してい るところですが、町の防災対策上、早期に建設が求められることから、町有地の活用が基 本的な考え方になると思いますので、公民連携により候補地が新たに発生する可能性は極 めて低いと考えております。

複合化については、公共施設の集約化による建設コスト削減や利便性向上といった観点で検討を進めておりますが、庁舎機能の多目的化により町民の皆さんや各種団体が気軽に使えるスペースを創出するといった事例が増えてきており、これらを参考にしながら、図書館を含め新庁舎に備える機能について検討しております。

なお、今後ですが、まずは整理した基本構想案の内容についてしっかり説明してまいります。その後は、民間資金や活力を利用する事業手法を基本に従来型の手法と比較検討しながら、基本計画策定へとステージアップすることになりますので、町民の皆さんの意見集約を図り、設計、施工と工程を進めてまいります。

次に、スクールバスの運用についてのご質問ですが、とうべつ学園が開校すると当別小学校児童の一部は通学距離が遠くなりますので、国の基準を基本とした距離や時間のほか、安全の確保、体力面などから低学年への配慮も必要だと認識しております。現在小学校は、徒歩とスクールバスでの通学形態となっておりますが、ふれあいバスも運行しておりますので、循環型や拠点方式といった運行方法も含め、地域交通の在り方としてスクールバス事業も包含してみるなど、総合的に考えてまいります。

次に、ウェブ接続料の補助や転校生への制服の補助についてのご質問ですが、継続的に必要となるデータ通信料は、家庭によって接続方法が異なることや家庭での使用用途が学習目的なのか否かを判別することが難しいため、今のところ補助の考えはありません。今後GIGAスクールに関する新たな国の動きも想定されますので、情報に注視してまいります。

また、転校生への制服の補助についてですが、私としては補助があるからだとかお金がかからないからではなく、教育理念に共感していただき、当別町で学ばせたいと考えていただけるような教育を行う中でインセンティブを高めていきたいと考えております。

次に、太美地区の義務教育学校の建設についてのご質問ですが、私も前町長同様の考えですが、当別町全体のまちづくりや西当別地区の開発の動向を注視した上で、今後の人口の推移等を見極めながら判断しなければならないと考えております。

また、校舎の耐用年数についてですが、減価償却資産における法定耐用年数で申し上げますと、鉄筋コンクリート造りの学校施設で60年となっております。西当別小学校が築39

年で、西当別中学校が築41年でありますので、耐用年数が約20年ある形になりますが、設置の判断については耐用年数だけでは判断できないと考えております。

以上、会派緑風会、秋場議員の代表質問に対する答弁といたします。

○議長(髙谷 茂君) 以上で秋場君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、会派公明、五十嵐君の質問であります。 五十嵐君。

○5番(五十嵐信子君) ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、会派公明を代表いたしまして、後藤新町長の所信に対する代表質問をさせていただきます。

初めに、このたびの当別町町長改選に当たり、多くの町民の皆様よりご期待され、当選されましたこと心からお祝いを申し上げます。改めまして本当におめでとうございます。町民お一人お一人の幸せにつながるリーダーシップを取っていただけるようご期待申し上げ、質問に入らせていただきます。最後の質問者であることから、質問内容に重複する点があるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ハートフルファースト、人と人との絆の醸成について。人口減少が続く当別町にとって、人を呼び込む環境をさらに充実させ、発展させていくとの町長の決意に大きく期待をしております。所信表明の中に当別町を訪れた方々をさらに定住者として呼び込んでいくためには、町民自らが当別町に住み続けたい魅力ある町にしていくことが重要であり、人と人との絆を深め、現在のコロナ禍や今後のアフターコロナの社会の中で個々人の健康増進と町内コミュニティーの在り方を検証しつつ、町民同士のハートフルな環境づくりを進めていかなければなりませんとあります。除排雪体制につきましても各会派より質問があったところではありますが、私たちも早急な見直しと体制の強化をするべきと考えます。先ほどからの町長答弁では、除排雪に対しては町民の苦悩に向き合い、一歩前進した対策として評価しております。どんどん改善されていきますようご期待しています。

町には様々な課題が山積しておりますが、それと同時にそこには人がおります。町民同士や行政と町民とのよい信頼関係を保つためには、町長がおっしゃる人と人との絆はとても大切なことと感じております。それにはやはり行政は町民と真摯に向き合い、一人一人の声なき声を拾い上げるハートフルな関係を築いていくことが重要であると思っております。町民にとって住みよい環境づくりを構築していくためには、お互いを尊重し合い、支え合い、そしてお互いの意識改革も必要ではないかと考えます。そこには風通しをよくし、

町民への分かりやすい発信は欠かせないと思います。新しい体制の中で、町民に寄り添った施策を具体的に取り組んでいってもらえますことを切に望んでいるところでございますが、町長は町民に対してどのような発信の仕方で人と人との絆を深めていこうとお考えなのかお伺いいたします。

次に、急速な高齢化の進展に伴い、医療、介護施設の誘致、在宅医療の充実、推進は喫緊の課題であります。町長は、在宅医療の提供体制を整備するためにどのような取組を進めていくお考えなのかお伺いいたします。

担い手となる医師や看護師、介護職員などの人材は、まだまだ不足しており、多職種が円滑に連携し、町内のどこに住んでいても安心して在宅医療を受けられる提供体制は十分に整備されておらず、患者様が不安に感じられているケースもございます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、具体的にどのような連携と人材育成も含めて展開していくのか、またどのような取組で当別町らしい常に寄り添う福祉を成熟させていこうと考えているのかお伺いいたします。

2つ目は、デジタルファースト、システムの構築についてです。社会のデジタル化の必要性は、以前より指摘されてきたことではありますが、新型コロナウイルス感染症対策で浮き彫りになったのは、行政のデジタル化の遅れであります。町長が述べられているように、国においてデジタル庁が設置となり、今後行政上の各種申請、交付の手続もデジタル技術の導入によって大きく変わっていくことと思われます。当別町においてもその恩恵を誰もが受けられるよう環境整備を努めていかなければなりません。コロナ禍で急速にデジタル化が進む中、この流れに誰一人も取り残されないよう対策が急務であります。コロナ禍によって生活の様々な場面で非接触、非対面が進む中、高齢者へのスマートフォンの普及も大きな課題となっております。新型コロナウイルスワクチン接種の予約の際にも高齢者は戸惑い、予想以上の不安を抱えられたことと思います。行政のデジタル化で高齢者が不便を感じないよう情報格差の解消もしていかなければなりません。それと同時に身近な場所で端末に触れる場所も大事だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

また、町長は、町民の利便性が向上する行政サービスを構築していくため、マイナンバーカードの普及拡大が不可欠であると述べられておりますが、マイナンバーカードを積極的に取得してもらうために具体的にどのような方法と周知方法で町民、特に高齢者にとって分かりやすく利用しやすいデジタルサービスの提供をしていくのかお伺いいたします。

以上、町長の所信表明に対する会派公明の代表質問といたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙谷 茂君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

会派公明、五十嵐君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

〇町長(後藤正洋君) 会派公明、五十嵐議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、ハートフルファースト、人と人との絆の醸成についてのご質問にお答えをいたします。私が所信で掲げたハートフルファーストは、五十嵐議員ご理解いただいているとおり、当別町の持つ人の温かさを発信し、交流人口の拡大につなげ、さらには住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めることであります。そのためには常に助け合い、寄り添う福祉を充実させ、人と人との絆を深めることを大切にしていきたいと思っており、このことは五十嵐議員にも共感いただけたものと感じております。

どのような発信の仕方で人と人との絆を深めていこうと考えているのかとのご質問ですが、ハートフルな関係づくりというのは非常に抽象的な表現であると思っておりますけれども、福祉分野はもちろん除排雪対策や防災、経済、雇用、教育など非常に多岐にわたって人と人との絆が深まるように常に意識して施策を展開すべきと掲げたものであり、各施策の実施の際、意識している内容がしっかりと伝わるようコミュニケーションを取りながら、丁寧な情報発信に努めてまいります。加えて町民同士の温かみのある触れ合いの様子など、町内での人と人との絆が深まっているような場面も町広報紙やホームページを通じて発信してまいります。

また、私は、議員時代より常に町民の皆さんとの対話を重視してきておりますので、今後も触れ合いの中で私自身も絆を深めながら、ハートフルファーストに込めた思いを発信してまいりたいと思います。

次に、在宅医療提供体制の整備についてのご質問ですが、会派清新、山田議員の代表質問にお答えをしたとおり、在宅医療の拠点となる医療機関の誘致に取り組んでまいります。

次に、具体的にどのような連携と人材育成も含めて展開していくのかとのご質問ですが、 町内の医師や看護師などの医療従事者、介護職員やケアマネジャーなどの介護従事者は、 各事業所において専門性を高める研修を定期的に受け、スキルアップを行っているとお聞 きしております。町では、医療、介護の多職種の方々が持っている専門性を結びつけ、円 滑な福祉行政を進めるために地域ケア推進会議のネットワーク会議において関係機関との 情報交換を行っていることや個別処遇会議において処遇困難事例についての対応検討を行 うことで、多職種との連携と併せて知識や能力の向上を図ってまいります。

次に、どのような取組で当別らしい常に寄り添う福祉を成熟させていくのかとのご質問ですが、町では困り事があった場合に身近な相談ができる体制づくりに努めており、相談の中心的窓口は地域包括支援センターが担っております。センターでは、困り事全ての相談を受け止め、課題解決に向けて支援を行っていますが、最近は短期間で解決できない複雑な問題を抱えている相談者が増加傾向にあります。このような背景から、包括的な相談

体制の強化はもちろんのこと、地域事情を熟知されている民生委員、児童委員、福祉委員、 行政推進員、町内会長などの協力をいただきながら、寄り添う福祉の成熟につなげていき たいと考えております。

次に、デジタルファースト、システムの構築についてであります。初めに、情報格差の解消についてでありますが、町はNTT東日本とデジタル田園都市の実現を目指し、連携協定を締結する予定であり、その一歩として情報格差の解消を目的に高齢者向けスマホ教室を開催し、スマートフォン等のデジタル端末が身近に感じてもらえるような場を創出したいと考えております。また、アフターコロナを見据え、子どもや学生が高齢者にマンツーマンで使い方を教える、こういった多世代の交流による寄り添う福祉につながる仕組みも構築してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの取得促進についてでありますが、現在高齢者も含め方法が分からず申請に至っていない方が多数いらっしゃると認識しております。そのような方に対応するため、町ではこれまでもお手持ちのスマートフォンや役場に設置しているタブレット端末で写真撮影から交付申請までのお手伝いをきめ細やかに対応するとともに、日中来庁が難しい方に対し、夜間交付窓口開設や限定郵便による配送などを実施し、取得促進に努めてまいりました。これらについて引き続き広報での周知を強化していくとともに、新たに交付申請サポート強化期間の実施など、さらなる取得促進を図ってまいります。

以上、会派公明、五十嵐議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(髙谷 茂君) 以上で五十嵐君の質問を終わります。

4会派による代表質問を終了させていただきます。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

 \Diamond -

○議長(高谷 茂君) 日程第3、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括 上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(後藤正洋君) ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につき

まして、提案の説明を申し上げます。

最初に、認定第1号 令和2年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてでありますが、地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書を令和3年7月27日から8月4日まで監査委員の審査に付しましたので、同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただこうとするものであります。

次に、認定第2号 令和2年度当別町水道事業会計決算認定についてでありますが、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度当別町水道事業会計決算を令和3年6月25日に監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただこうとするものであります。

なお、令和2年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4つの指標につきましては、1つ目の実質赤字比率及び2つ目の連結実質赤字比率については、介護サービス事業特別会計に赤字が生じているものの、それ以外の会計は黒字であることから、判断比率は算出されません。3つ目の実質公債費比率は10.1%で、早期健全化団体となる基準の25%をクリアしております。4つ目の将来負担比率は125.7%で、こちらも早期健全化団体となる基準の350%をクリアしております。また、水道事業会計、下水道事業特別会計における公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率でも両会計とも黒字になっており、判断比率は算出されず、財政健全化法に基づく健全化判断は、全ての比率において健全段階にあることを報告いたします。

以上、認定案件2件につきまして、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上 げます。

〇議長(髙谷 茂君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、監査委員の報告を求めます。

米口代表監查委員。

〇代表監査委員(米口 稔君) 決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度当別町一般会計及び各特別会計について令和3年7月27日から令和3年8月4日までの実質6日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度当別町水道事業会計について令和3年6月25日の1日間、稲村監査委員と共に慎重に審査を行いました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え、また表示された計数は正確であり、諸 帳簿と照合した結果も正確であると認めました。

なお、審査結果についての意見書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいた だきたいと存じます。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長(髙谷 茂君) お諮りいたします。

本件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する令和2年 度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、 審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって 構成する令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定 第2号を付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長の互選をお願いします。 ここで休憩をいたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時13分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

正副委員長の互選の結果が議長の手元に届いております。

委員長、西村君、副委員長、鈴木君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いします。

西村君。

〇令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長(西村良伸君) ただいま令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会が設置され、委員長の指名をいただきました西村でございます。よろしくお願いします。コロナ禍で大変厳しい状況の中での決算審査となりますが、鈴木副委員長と共に職責を果たしてまいりたいと思っております。決算審査特別委員会は、予算の適正かつ効果的な執行に欠かせませんので、議会の規則にのっとり、効率的かつ有意義な決算の審査、審議となりますよう、議員各位、理事者、参与の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。委員長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。(拍手)

〇議長(高谷 茂君) ただいま設置されました令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、第2号を審査終了まで付託いたします。

お諮りいたします。令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のため、明日から9月23日までの6日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、明日から9月23日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(髙谷 茂君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

明日から9月23日までを休会とし、9月24日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 1時16分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署 名 議 員

令和3年第3回当別町議会定例会 第3日

令和3年9月24日(金曜日) 午前10時00分開議

議 事 日 程 (第3号)

開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員(13名)

2番	佐々木	常	子	君	3番	佐	藤		立	君
4番	西木	良	伸	君	5番	五十	上嵐	信	子	君
6番	鈴木	岩岩	夫	君	7番	山	﨑	公	司	君
9番	渋 名	後	和	君	10番	山	田		明	君
11番	古名	陽	_	君	12番	稲	村	勝	俊	君
13番	島田	裕	司	君	14番	岡	野	喜作	弋治	君
15番	髙 名	}	茂	君						

欠席議員(2名)

1番 櫻井紀栄君 8番 秋場信一君

欠 員(なし)

説明のための出席者

- 47 47 HIVID	=					
町	長	後	藤	正	洋	君
副町	長	増	輪		肇	君
町長公室	長	長名	11(道	廣	君
総務部長選挙管理委員事務局	景会	長名	川名		明	君
総務課長選挙管理委員事務局次	員会	佐	藤	剛	_	君
財 政 課	長	渡	邊	大	亮	君
企 画 部	長	三	上		晶	君
事業推進部	祁長	乗	木		裕	君
住民環境部	祁長	山	崎		_	君
福 祉 部	長	江			昇	君
経 済 部	長	森		淳	_	君
経済部参	; 与	吉	野	裕	宜	君
建設水道部	祁長	高	松	悟	志	君
建設水道部	参与	北	村	和	也	君
教 育	長	本	庄	幸	賢	君
教 育 部	長	大	畑	裕	貴	君
農業委員会事務	 局長	野	村	雅	史	君

代表監査委員 米口 稔 君

事務局職員出席者

 事務局長
 熊谷康弘君

 次長
 岸本島博君

 係長
 瀬戸貴裕君

 主任
 角谷光彦君

◎開議の宣告 (午前10時00分)

〇議長(髙谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員13名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

〇議長(髙谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

<u></u> ♦ —

◎会議録署名議員の指名

〇議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規 定により、

4番 西村良伸君

12番 稲 村 勝 俊 君

を指名いたします。

<u></u> ♦ —

◎一般質問

〇議長(髙谷 茂君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元にお配りしております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、佐々木君の質問であります。

佐々木君。

○2番(佐々木常子君) おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、町営住宅の保証人についてです。国土交通省では、公営住宅への入居に際しての取扱いについて2018年3月30日の通知において、保証人の確保を入居の前提とすることから転換するべきとしており、住宅に困窮する低所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると発表されました。当別町においては、入居の条件に保証人が必要となっておりますが、私のほうにも五十嵐議員のほうにも保証人がいなくて困っているというご相談がありました。町としては、保証協会のご案内をしているようですが、契約時に1万5,000円、更新時1万円費用がかかります。年金生活であ

るなど結構な負担となります。住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸という公営住宅の目的が果たせていないことになるのではないでしょうか。当別町においても保証人の確保を町営住宅の入居の前提にすることから転換するべきと考えますが、いかがでしょうか。

本年4月1日時点の国土交通省の調べでは、保証人を求めない自治体は23%、免除する場合がある自治体は62.1%、免除することはない自治体は24.9%となっておりましたが、この検討状況反映後、保証人を求めない自治体は23%から25.4%に増え、免除しない自治体は24.9%から21.9%に減少しました。どうしても現段階では保証人を外せないということであったとしても、高齢者、障がい者、DV被害者、生活保護者、病気罹患者、被災者など本人の努力にもかかわらず保証人を確保することが困難なときは免除をする、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど配慮が必要であると思います。長い年月町営住宅に居住され、既に保証人が健在ではない場合も推測され、形骸化している場合も考えられます。また、経済的事情や障がいなど福祉の担当の方たちと連携を取ることにより、住宅困難者の問題も解決できる場合もあると思います。要配慮世帯、要配慮者に対しての在り方を検討、改善していただきたい。お考えを伺います。

次に、除排雪についてお伺いいたします。前年度の大雪により大変な状況に見舞われた当別町でございましたが、新しい体制をもって取り組んでいくということで大変期待しております。豪雪地帯の当別町に住み続けていくには、除排雪の体制が非常に大事であると思います。前年度排雪がうまくいかず、変則的に道路1本のみ入ったことがありました。それにより有料で毎週行っている排雪が入れなくなりました。次の週もどうなるのか分からないということで、業者の方にお願いし、町の排雪業者と連携を取っていただき、排雪していただくことができました。先日の代表質問の答弁では、提案も要望も取り入れていただいており、大変うれしく思いました。委員会での質疑もあり、これから見直しや調整もあると思いますが、業者を増やしていくというお話がありましたが、何社を見込んでいるのか。また、増員する人員の確保は予定のうち何人くらい決まっているのか、雪堆積場を増やす場所は確保できたのか、できるだけ具体的にお願いいたします。この冬がどのような雪になるか分かりませんが、町民が安心、安全に暮らしていくための新しい体制への進捗状況をお聞かせください。

また、大雪のとき、急病やけが、人工透析など定期通院等、緊急時の不安や苦情が多く寄せられました。その対応についてですが、今年度試行的に3町内会に除雪機が貸し出されるとのことですが、保管場所、使う人、保険、使う場所までの移動方法など決めなければならないことがたくさんありますが、まさに危機対策と考えれば、町民、自治会、行政とうまく連携が取れていけば安心を増やしていけるのではないかとも思いました。町長のお考えを伺います。

次に、防災、減災対策、防災備蓄についてお伺いいたします。九州、四国地方では10年 に1度の雨が毎年降り続き、当別町においても昨年度の大雪、そして今夏の高温と雨不足、 異常気象が頻発しております。当別町の大きくて見やすい防災マップができ、大変うれしく思っております。しかし、現在残念ながらコロナ禍によりこれを活用しての研修や訓練などできない状況でありました。一昨年、乳児用液体ミルクを防災備蓄として備えていただきましたが、やはり同じように紙おむつも必要です。また、女性の生理用品や大人用紙おむつも必需品です。トイレットペーパーと同じぐらいの必需品だと思います。もちろん自身でしっかり用意をしていくものであります。しかし、いつ起きるか分からない災害に対してすぐさまないと困る必需品については、備蓄していくべきと考えます。お考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○議長(高谷 茂君) 佐々木君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** それでは、佐々木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。 初めに、町営住宅の保証人についてのご質問でありますが、2点の項目についてご質問 をいただいておりますが、ともに保証人についてのご質問でありますので、併せて答弁を させていただきます。

町営住宅の保証人の取扱いにつきましては、各自治体の判断に委ねられており、本町においてはこれまで議会においても議論されてきておりましたが、町営住宅に入居する際には保証人を求めてきております。また、令和2年度からは、保証人が見つからない場合の対策として、法人による保証制度を設け、町営住宅に入居しやすい環境づくりに努めてきたところです。しかしながら、今後町営住宅に入居する際の条件となる保証人の対応に困難な方がさらに増加することも想定されますので、これからの保証人制度の在り方について根本的にどのような形が公平かつ適切なのか研究を進めてまいります。

次に、冬期間における除排雪についてのご質問でありますが、会派清新、山田議員、会派爽新、古谷議員、会派緑風会、秋場議員の代表質問で答弁しましたとおりであります。 全町内会が参画しております当別町除排雪連絡協議会において多くの意見、要望をいただいた中で、繰り返しとなりますが、住民との新しい協働の取組として、小型除雪機の町内会への貸出し、大雪時における夜間の排雪作業の試行的取組、太美地区の除雪班、排雪班の再構築や排雪のローテーションの見直しをはじめ、町のホームページによる除排雪情報の発信、雪堆積場の拡大、公園の一時堆積場としての利用などに取り組みます。

その中で業者や人員の確保についてですが、業者数が増えるということではなく、現在の除排雪組合内で担当エリアや人員の配置数の再編を行い、円滑化、効率化を図ることといたしております。また、雪堆積場の確保につきましては、下川堆積場、当別太堆積場、上当別堆積場の拡大をするべく進めております。小型除雪機械の貸与の試行については、協議会で多くの声があった置き雪などの除排雪対策として今年度試行的に実施するものであり、町が除雪機械を貸与し、地域の課題解決に向けて活用していただくといった新たな協働の取組となるものであります。いずれにしましても、地域と十分連携し、課題に寄り

添い、佐々木議員が言われる安心を増やしてまいります。

除排雪業務は自然相手であり、様々な条件が重なり、全て同じ状態、状況ではありません。これから本格的なシーズンに入ってまいりますが、シーズン中においても連絡協議会をはじめとした各関係機関との連携を密にし、早めの判断と対応を行い、安心、安全な冬の道路管理を進め、冬期間の住みやすさ、クオリティーを向上させるよう努力してまいりたいと考えます。

次に、紙おむつや生理用品等の備蓄についてのご質問ですが、災害に備えた生活必需品の備蓄につきましては、これまでも日頃から使い慣れたものを各自で備えていただくよう町民の皆さんに啓発しているところです。しかしながら、地震や集中豪雨など突発的な災害により命からがら、着のみ着のまま避難される方も想定されますので、生活必需品である紙おむつや生理用品などは、その品目や数量について計画的に備蓄するよう女性の視点を大切に進めてまいります。

以上、佐々木議員の一般質問に対する答弁といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 佐々木君。

○2番(佐々木常子君) 除排雪の中の最後の緊急時の話なのですけれども、先ほど述べたように私もいろいろ相談しながら進めていくことがとても大切だというふうに思っておりますが、例えば人工透析の方とかもう事前に分かっていますよね。どの方が行くというのもあるし、1日置きとかに行かなければならないということも分かっているので、そういうことを把握、個人情報の問題もあるのですけれども、そういうことも分かっておくことも大切かなというふうに思いますが、まず1つ、人工透析の方の情報とかも例えば自治会とかも協力し合うという中でも、全然知らないでいきなりよりは分かっている部分に関しては掌握していたほうがいいのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(髙谷 茂君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

町長。

〇町長(後藤正洋君) 今佐々木議員からの再質問でありますけれども、個別の案件としてそういったことも想定されると思います。ただ、町として例えば行政推進員さんですとか各町内会の福祉委員さんですとか、あるいはそれぞれ個々の当該の方がその情報を告知している、していないの状況によってどう対応できるかというのは変わってくるのかなというふうには思っています。ただ、全体として緊急時に、例えば吹雪で除排雪ができない

ときにその方がそこにおられるからといって町が全て対応ができるかというと、なかなか難しい部分はあるのかというふうには思います。ですから、そういった点ではあらかじめ例えば福祉の除雪サービスについてお願いをするとかということも想定はされるのですが、ただ吹雪あるいは降雪の状況によっては、それがすぐさま可能だということにはなり得ないのかなというふうには思います。なかなかそこを寄り添うということが現状では難しい部分もあるのかなというふうには思いますが、ただそういった方々に対して町がどうできるかという点では、今後協議、検討をしていくということは必要なのかなと思います。ただ、町ができることとしては限られているのかなというふうにも思っています。

いずれにしましても、そういった状況ができるだけないような除排雪体制を組んでいく ということが肝要かというふうに思いますので、そういった点につきましても議員がご指 摘いただいた部分も含めて協議会のほうと検討をさせていただきたいというふうに思いま す。

- 〇議長(髙谷 茂君) 佐々木君。
- ○2番(佐々木常子君) 今の件は分かりました。

除雪機を貸与するのも3町内会ですので、今年度に関しては本当にそこは一部分でしかなくて、ただ全体としてはそれに応じてできるだけのことをするというような、そういうような感じでいいのでしょうか。やっぱり不安を抱えている人たちは結構多いので、もちろん言ったら全部できると、そんなことは難しいというふうには思うのですけれども、いろんな場合に応じて、いろいろ相談しながら対応していくというような体制でいいのでしょうか。そういうことでいいのでしょうか、今年度。

- ○議長(髙谷 茂君) 今のは新たな質問……
- **○2番(佐々木常子君)** すみません。新たではなくて続いていました。すみません。これからいろいろ相談してくださるということはよく分かりました。ただ、今年度は、例えば今の言ったところも3町内会だけですし、今不安を抱えている方には、全部するとかいうわけにはいかないけれども、そういう不安な人たちには緊急時の場合はできるだけのことをしたいというような受け止め方でいいのでしょうかという。
- 〇議長(髙谷 茂君) 町長。

〇町長(後藤正洋君) 佐々木議員のご質問にお答えしますが、議員今ご質問の中でも想定されている部分がいろんなケースが想定されるというようなこともありまして、一言で答弁するというのはちょっと私としても難しいのかなという認識はございます。今回小型除雪機の貸与につきましてあらかじめ各町内会に要望を取りましたところ、結果として3町内会だったということで、試行的に行うという答弁をさせていただいております。そういった中で、その3町内会がどのような使い方をするのかということも町としては今回見極めたいなというふうにも思っています。今議員がご心配されていますそういったことを抱えておられる個人あるいは家庭に対して、例えば町内会としてどういうような対応ができるのかということ、あるいはまた除雪そのものとして何ができるかということも総合的

に協議をしていかなければならないのかなというふうには思いますが、個々の案件に対して全体の除排雪体制の中からそこだけ、吹雪ですとか雪の状況にもよりますけれども、そこだけ取り上げてするということはなかなか難しいのかなと。そういった点では、先ほど申し上げましたように、状況にもよりますが、福祉の面ですとか、あるいは町内会の方たちがどう対応されるかですとか、そういったことも含めて今後協議をしていかなければならないのかなというふうには思います。

- 〇議長(髙谷 茂君) 佐々木君。
- ○2番(佐々木常子君) 除排雪の件は分かりました。ありがとうございました。

すみません。ちょっと戻りますけれども、1番目の質問で、町営住宅の保証人の話ですけれども、今後どういう体制にするかこれから相談していくということでしたけれども、 免除を行うということもその中の可能性には入っているというふうに考えていいでしょうか。

○議長(高谷 茂君) 佐々木君に申し上げますけれども、一般質問した順番に従って、 今回認めますけれども、質問に注意しながらよろしくお願いします。 町長。

〇町長(後藤正洋君) 今保証人に対する今後の取組の中で免除という選択肢はあるのかというお話でございました。先ほども申し上げましたけれども、入居する際の条件となる保証人の対応に困難な方がさらに増加するという前提で検討を進めていくというふうに申し上げました。そういった点では、そういったことも含めて検討をしてまいりたいというふうに思います。ただ、前段で申し上げました議会のこれまでのいろいろな議論もありますので、そういった点も踏まえながら、時代の変化に伴って、先ほどいろいろなケースを言われましたので、そういったことも視野に入れながら、総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長(高谷 茂君) 以上で佐々木君の質問を打ち切らせていただきます。 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、通告2番、五十嵐君の質問であります。 五十嵐君。

○5番(五十嵐信子君) ただいま議長の許可をいただきましたので、本日は3項目につきまして一般質問させていただきます。

初めに、男女共同参画社会づくりについてお伺いいたします。男女共同参画社会とは、

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を負うべき社会です。男性と女性が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが必要となっております。国において1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、2000年には男女共同参画基本計画を策定し、国の最重要課題として位置づけられております。市町村においても男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならないと規定されております。

- (1)、全国の自治体においてこの策定した基本計画を基に様々な施策が実施されております。当別町においては、この基本法をどのように捉え、どのような認識でおられるのかお伺いいたします。
- (2)、内閣府のデータによると、当別町は計画の策定はしていないが、今後策定予定となっておりました。新しい当別町総合計画において女性や男女の参画に関しての取組も一部ありましたが、今後男女共同参画推進計画を策定し、明確な意義と目標を掲げて取り組む予定はあるのか。また、あるとしましたらいつまでに策定し、町民の分かりやすく説明していくのかお伺いいたします。

次に、公共施設におけるトイレの洋式化についてお伺いいたします。公園や公共施設のトイレは和式が多く、野外イベントや施設利用時には高齢者や体の不自由な方が使用できず困られております。衛生面から便座に触れる洋式を望まない方も一定数いらっしゃることは承知しておりますが、国からの感染予防策としてトイレの水洗時に便器の蓋を閉めてから流すという事例も示されております。学校を含め公共施設は、災害時の避難場所であり、多くの町民が利用する可能性もあり、感染対策として早急に検討しなくてはならないことと考えます。

- (1)、公共施設のトイレの洋式化については、平成29年9月の定例会におきましても質問させていただいておりますが、その時点での答弁では二重投資にならないよう配慮しながら、計画的に改修を進めるとのことでありました。当時の主要な施設には237基のトイレがあり、そのうち洋式が118基で設置率は50%、公園は18か所で42基のトイレがあり、そのうち洋式が12基で設置率は30%でした。今日までの改修した場所と何基実施されてきたのかお伺いいたします。
- (2)、地域の避難所でもある西当別小学校、中学校は、多目的トイレや洋式トイレの整備は十分でないと思われます。また、小学校では、女子の洋式トイレに列ができるために排せつを我慢する生徒もいると聞いております。これは、子どもの健康に関わる問題であります。高齢者も同じです。下肢の痛みや障がいにより利用が困難な方もおります。限られた予算をどこに使うかで対応が違ってまいります。当別町において日常生活に欠かせない生活インフラであるトイレへの関心が薄いのではないかと思われます。トイレでの感染リスクも考慮し、子どもたちが安心して毎日健やかに学習、生活ができ、そして町民の

皆さんが安心して避難できる環境の整備が急務であると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、公共交通の利便性についてお伺いいたします。2006年4月から運行が始まり、今年で15年目となるふれあいバスですが、今では町民にとってなくてはならない足となっております。運行に必要な費用に関しては、皆さん御存じのとおり、運賃等の運行収入と北海道医療大学、スウェーデンハウス株式会社、当別町の3者の負担金で賄っているため、利便性をよくするための調整はとても大変なことであるということは認識しております。しかし、年々利用されるニーズにも変化があるように、より利用者と地域住民の皆さんの利便性を高め、多くの方に利用してもらうための努力は必要と考えます。

- (1)、特に交通弱者の高齢者や障がい者、運転免許証を返納された方は、病院や買物、就労先への移動などで利用されることが多く、JR駅に出てくるまでの高額な交通費に負担を感じられていらっしゃる方もおります。西当別地区において当別地区のようにデマンドバスやタクシーを望む声もあります。また、町内2つの地区を行き来できるような運行にするなどして利便性を高め、利用促進のためにも導入すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。
- (2)、太美地区は、買物できるお店が限られており、ドラッグストアなどもないため、どうしても札幌でお買物を済ませる方が現実多いと思われます。ほかの自治体では、町内消費やふれあいバスやタクシー利用の促進のため交通業者や商工会と連携を図り、利用者を増やす取組を実施しているところもあります。当別町においても交通弱者に対して町内で利用できる交通チケットや消費喚起のためのお店で使えるクーポンの配付などを検討し、ふれあいバスの利用促進に工夫をしてみてはどうかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。
- (3)、バス停の設置箇所の見直しについてですが、あいの里の住宅街で利用の少ないバス停を調査し、そのバス停を病院付近などに移動し、利便性を高めてほしいとのご要望もございますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(高谷 茂君) 五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** 五十嵐議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、男女共同参画社会づくりについてのご質問でありますが、基本法をどのように捉え、どのような認識でいるのかとのご質問ですが、男女共同参画社会基本法に自治体が計画を定めるよう努めること、そして男女共同参画の推進に取り組むことは自治体の責務である旨の規定となっていることは理解をしております。また、議員ご指摘のとおり、当別町は計画を未策定であり、全道自治体において計画策定している自治体が56市町村、31.3%と策定の進んでいない状況も承知しております。

次に、今後の推進計画の策定についてですが、現在この法律を定めた時点とは社会情勢

が多種多様となっており、女性だけではなく、もっと広い層も含め社会全体に関わる意識 の変革等が一般的になってきているという認識をしております。私としては、この法律が さらに充実整備され、現代社会に即した改正がなされた時点で本町としても推進計画の策 定へと進めてまいりたいと存じます。

次に、公共施設におけるトイレの洋式化についてのご質問ですが、平成29年9月定例会の一般質問でご質問いただいた案件です。私も本件につきまして洋式化が望ましいと考えております。したがって、順次改修を進めてまいりたいと冒頭にお話ししておきます。

さて、最近の改修状況につきましては、平成29年度は阿蘇公園で1基、平成30年度は総合体育館で6基、令和元年度は西当別小学校屋内体育館で2基、JR太美駅で3基、令和2年度は北栄町会館、森の道会館、弁華別会館、対雁会館、六軒町会館、獅子内会館と6つの町内会館で8基の洋式化を行いました。

なお、ご質問のあった西当別小学校や西当別中学校においては、今申し上げたとおり、 西当別小学校体育館の2基にとどまっております。これまでは両校とも屋根の改修や体育 館など大規模改修を中心に実施してまいりましたが、チャイルドファーストを掲げる私と いたしましては、限られた財源の中ではありますが、児童生徒の快適な環境づくりを進め ることは重要であると考えておりますので、今後はトイレ改修などについても鋭意取り組 んでまいります。

次に、公共交通の利便性についてのご質問であります。初めに、高齢者や障がい者、免許返納者のための町全体を行き来するデマンドバス、タクシーについてでありますが、デマンドバス及びデマンドタクシーはバス停留所で待つ必要がなく、自宅を含む指定の場所から目的地への移動が可能であるなどのメリットがある一方、定時定路線で運行するバスと違い、その都度予約が必要となることや乗り合いの状況によって運行ルートがその都度変わってしまうなど原則時間指定ができず、目的地へ最短距離、最短時間で行けないなどのデメリットもあります。また、町内全域をデマンド交通エリアとするには、運行経費や利便性向上の度合いとその効果はもちろんのこと、特に既存のバス路線との重複やタクシーとの競合による公共交通事業全体への影響も慎重に判断する必要があります。これらを踏まえ、今後の利用状況の推移を見つつ、デマンド交通エリアの設定について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者や障がい者、免許返納者のためにふれあいバスやタクシーで利用できるチケットやクーポン等の配付など工夫してはどうかとの質問でありますが、五十嵐議員ご発議のとおり、高齢者などが外に出ることをためらわず、積極的に行動できるように支援する仕組みが必要であるということは私も同意見であります。特に冬期間における買物や通院の移動手段は大きな課題であると認識しておりますので、必要な方に必要な支援ができるような仕組みの構築に向けて、関係団体と研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、あいの里地区での利用の少ないバス停留所の調査と移動についてでありますが、 バス運行路線及びバス停留所の見直し、変更については、係員がバスに直接乗り込んでの 実態調査や利用アンケート調査等の実施、分析を行った後、町全体の公共交通ネットワークの見直しの中で、利便性の向上を最優先に当別町地域公共交通活性化協議会において協議を促してまいります。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する私の答弁といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 五十嵐君。

○5番(五十嵐信子君) (1)番の男女共同参画社会づくりの件なのですけれども、今町長の答弁のほうで法律など充実したときには考えるという答弁をいただきました。令和2年12月25日に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画には、「すべての女性が輝く令和の社会へ」とタイトルがついておりました。地域力を向上させて、地域に住む女性や男性が個性と能力を十分に発揮できる環境をつくるには、目標を持って取り組んでいかなくては乗り越えていけないのではないかと考えております。計画の策定過程には、町長策定を考えていらっしゃるということでしたので、計画の策定過程のときには町民への意識啓発も必要ではないかと思います。策定の意義を分かりやすく伝えて、講演会とか講座とか設けていったりだとか、その後は計画に対しての意見なども聞きながら、町民と共に一緒につくって、自分たちにとって必要な計画だと認識できるように進めていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

〇町長(後藤正洋君) この男女共同参画社会づくりについては、先ほど申し上げたとおりであります。今議員ご指摘をいただきました過去5年間の国の、特に第5次の男女共同参画基本計画も示されていますけれども、そういった中でいろいろと義務規定にはなっていないのですけれども、ただ地域に対して広報といいますか、知らしめるということは義務となってございます。そういった点では、広く地域社会に国の方針として自治体がそれを示すということは必要だというふうに思っております。

ただ、国が示している中で、例えば女性のいろいろな部分での比率ですとか、そういったことが具体的に挙げられております。2025年の目標として期限も切られて、その中で示されていますが、できることと地域の理解を得られなければできないことというのが当然ございます。そういった点では、今当別町がその計画を策定をして行っていくということについてはなかなか難しい部分があるということと、それと先ほども申し上げましたけれども、この計画を策定している自治体が31%強ということもありまして、この計画の中でそれぞれの自治体がどのように受け止めているか、あるいはそこにある課題といいますか、そういったものについても今後どう政策の中で具現化していくかということのほうを優先をさせたいというふうに思っております。

私といたしましては、8月の2日の就任をさせていただいたときに職員の皆さんにいろいるとお話をさせていただきました。その中でも特に女性職員に対して今後積極的に頑張っていただきたいということを申し上げさせていただいておりましたし、これまでもいわゆる6次総の中でそういった国のこれまでの取組を踏まえた中で女性活躍という点でいろ

いろな政策を展開してきております。そういった国の方針の変換ですとか、あるいは社会情勢の変化、あるいは地域として何をどうやっていくことが男女を超えた平等な社会を構築できるのかという視点でこれからの政策を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〇議長(髙谷 茂君) 五十嵐君。

〇5番(五十嵐信子君) 分かりました。これは本当にとても幅広いことであるので、1 つの部署だけでは到底できるようなものではないと思いますので、全庁挙げて本当に取り 組んでいっていただきたい。また、当別としてもそういう素地をしっかりつくっていって いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2つ目のトイレの洋式化についての再質問でございます。町長には改修を進めるという答弁をいただきました。やはり改修というのは重要と私も考えておりまして、町長も鋭意取り組むということでお話しされて、とてもよかったなと思いましたけれども、実際子どもたち、生徒たちが排せつを我慢している生徒もおります。不便な中我慢して使用している生徒も実際はおります。声を上げられない生徒や保護者もおります。いつになったらこれがかなうのだろうかと思っている方もいらっしゃいます。もう少し具体的に答えていただけるとありがたいなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

〇町長(後藤正洋君) 今回もいろいろとそうなのですけれども、町長個人としての思いと役場全体としてのいわゆる公的な町長としての立場で物を申し上げるには、関係部局の状況ですとかいろんなことを総合して答えなければならないということは、これまで数日にわたって答弁調整をいろいろやってきておりますので、私の思いが直接実現できるところもあれば、そうでないところもあるという点ではご理解をいただきたいと思います。

そういう前提で、このトイレの問題については具体的にいろいろと聞きますと、1基水洗化して洋式化していくのに大体40万円前後の費用がかかるということでございました。私といたしましては、そういった費用をどう優先順位をつけて捻出ができるかということを今後検討していきたいというふうに思いますが、それぞれの政策の中で何を優先するかという点では、まだまだほかにいろいろとやらなければならないこともございます。実際に洋式トイレにつきましては、議員もご質問の中でもご指摘していただいたように、必ずしも洋式トイレにすることがよしと思っていない方もおられるということもあります。あるいはまた、特に学校現場での洋式化については、子どもたちの受け止め方と教育上どうなのかというようなこともあるのかなというふうにちょっと危惧をしています。ただ、現実の問題として、トイレに並んだりですとか排せつを我慢するということはあってはならないというふうに思いますので、そういう点では総合的に学校全体、学校というか、児童生徒を含めた学校が何をどう要望してくるのかということも踏まえながら、あるいは学校側のいろいろな意見も聞きながら、それを整理をしていくということは必要かというふうに思っています。仮に、今後の協議になりますけれども、必要であれば、例えば安全性の

問題ですとかいろんな問題がありますけれども、簡易的な洋式の便座を用意するですとか、 最悪の場合といいますか、そういったことも含めまして学校の現状を聞いた上で整備を進 めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(高谷 茂君) 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。 ここで11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、通告3番、佐藤君の質問であります。 佐藤君。

○3番(佐藤 立君) それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

今回は、これから後藤町長が取り組まれる施策の中から私が中心に据えております子どもに優しい町につながる、そして今このタイミングでお聞きする必要があると考えております大きく2点についてお尋ねをさせていただきます。通告上3つになっておりますけれども、大きいくくりとしては2点と考えております。

それではまず最初に、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化について町長にお伺いいたします。町長は、所信の中で町民の利便性が向上する行政サービスを構築していくためにはマイナンバーカードの普及が不可欠と指摘をされました。ここは私も全く同感でございますが、同時に鶏と卵の関係に似たところもあり、マイナンバーカードの普及拡大には町民の利便性が向上する行政サービスが必要と言うこともできます。国が目指していますスマホで60秒以内に手続が完了する世界、誰一人取り残さない優しいデジタル社会を実現するための基盤となる公的個人認証にマイナンバーカードは不可欠です。

総務省の集計によれば、当別町の今年8月1日時点の交付枚数は4,705枚、これを1月1日時点の人口で比べますと30.1%となり、全国平均の36.0%よりやや低い交付率です。そして、全国平均で年齢別の交付率を見たときに年齢ごとにそれほど大きな開きがないことを踏まえれば、これから当別町においても全ての年代においてマイナンバーカードの普及促進が必要だと考えられます。そのためにはマイナンバーカードの申請に対する支援と同時に、マイナンバーカードの取得によって町民の利便性がどれほど向上するのか、その具体的な姿を示すことが重要です。行政手続がオンライン化されれば、役場に行くことなく24時間いつでも手続ができる。平日日中には役場に行きづらい共働きの世帯や子育て世帯をはじめ多くの町民にメリットがあります。総務省が昨年12月にまとめた自治体DX推進計画では、来年度末までに31の手続をオンライン化するとあります。しかし、一部の自

治体は、既にはるかに多い手続をオンライン化しています。例えば石川県の加賀市では、一つ一つの申請件数が多いものを重点的に電子化する役割は国に委ね、自治体としては一つ一つの申請件数は少ないが、申請メニューを充実化させることで最終的な利便性を向上させるという方針の下、既に130以上の手続をオンライン化しました。行政手続のオンライン化に当たっては、同時に考えなければならないことが事務負担の軽減です。自治体DX推進計画にもDX推進の意義について自治体においてはまずは自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められると記されています。そこで、お伺いいたします。

まず、1点目、行政手続のオンライン化に向けた今後のスケジュールをお教えください。 次に、性質上オンラインで完結できない場合を例外として、原則として当別町役場で行 う全ての行政手続をオンライン化するということを目指すと考えてよろしいのでしょうか。 町長のお考えをお伺いします。

3点目、行政手続のオンライン化に当たっては、個々の行政手続ごとに認証の必要性や 申請自体の必要性を含め、既存の業務フローを見直すことが必要だと考えますが、町長の お考えをお伺いします。

4点目、行政手続のオンライン化を進めるに当たって今後想定される課題、そしてそれ に対する対応方法は何でしょうか。

以上が行政手続のオンライン化に関しての質問であります。

次に、役場の新庁舎、そして図書館に関してお伺いをいたします。まず、役場新庁舎整備に向けた庁内体制についてお伺いをいたします。役場新庁舎については、役場以外の公共施設や民間施設等との複合施設としての整備も当然検討対象となると考えています。特に公共施設との複合施設とする場合には、複合される施設を所管する部局、例えば図書館との複合であれば教育委員会社会教育課などとなりますけれども、こういった複合される施設を所管する部局と一体となった事業推進を行う必要があると考えます。そこで、町長に2点お伺いをいたします。

1点目、役場新庁舎整備の検討に当たって、複合される施設を所管する部局を加えた検 討体制を構築する必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目、またそういった体制を構築する場合、時期、またはタイミングをどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、図書館の運営体制についてお伺いをいたします。図書館の運営に当たっては、司書等の運営者だけでなく、町民の方が自分たちの図書館として支える意識を醸成し、運営にも参画できる環境を構築する必要があると考えております。そこで、教育長に3点お伺いをいたします

まず、1点目、図書館の運営に当たっては、幅広い町民がボランティアで参画するなど、町民が自分たちの図書館と思える環境整備が必要だと考えますが、教育長のお考えをお伺

いいたします。

2点目、そのためには日頃の図書館運営、また役場新庁舎の整備にあってはそれに併せ て新たに図書館の整備する場合には設計段階から町民参加を図る必要があると考えますが、 教育長のお考えをお伺いいたします。

そして、3点目、図書館整備を見据えて蔵書の購入費の増額、また常勤司書の配置を段階的に実施する必要があると考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(高谷 茂君) 佐藤君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(後藤正洋君) 佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化であります。まず、1点目の今後のスケジュールについてでありますが、国から示されている目標期限の令和5年3月に向け、現在具体的な対応方法を決めるべく調査、検討を進めており、令和4年4月以降準備が整った業務から順次オンライン化を進めてまいりたいと考えております。

2点目の全ての行政手続をオンライン化するのかについてでありますが、国が示すオンライン化対象事業は31業務で、内訳は都道府県が4業務、市町村は27業務となっております。当別町は、この27業務の確実なオンライン化を進める考えであります。

なお、その他の業務については、申請の多寡やオンライン化による利便性向上といった 視点を踏まえ、オンライン化の優先度、必要性を見極め、導入の判断を行う考えでありま す。

3点目の業務フローの見直しについてでありますが、行政手続のオンライン化自体がゴールではなく、個々の行政手続ごとに業務フローをいかに最適化するかがゴールであります。そのため佐藤議員ご発議のとおり、既存の業務フローの見直しも並行して行うことが必要となると考えております。

4点目の今後想定される課題と対応方針についてでありますが、例えば国が示す27業務の部分と一緒に町独自にオンライン化する業務の部分をいかに統一するかなどの課題があるものと認識しております。この場合の対応方法といたしましては、国が進めるオンライン化に準拠した民間事業者が提供するクラウドサービスを利用することにより、国が示す27業務と他の業務が統一されたサービスとして提供できないかといった課題の検討を様々な角度から今まさに進めているところであります。

いずれにいたしましても、国から示されている目標期限の令和5年3月に向け、本町の 実情に即したオンライン化を進めてまいりたいと考えております。

次に、役場新庁舎整備に向けた町内体制についてでありますが、まず複合化する機能としては、例えば図書館を検討する際には所管する教育委員会などが主体的に関わり、より専門的な立場から検討することが必要だと考えております。さらに言うと、新庁舎の具体的な機能を検討するには部局の専門性に加え、ウィズコロナという新しい時代の考え方も

必要となりますので、今後12月を目途に策定に取りかかる基本計画にステージアップをする段階で各部局に横串を通した専門タスクフォースといった全庁的な検討体制を整えていきたいと考えております。

以上、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

- 〇議長(髙谷 茂君) 教育長。
- ○教育長(本庄幸賢君) 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、図書館運営へのボランティアの参画等自分たちの図書館と思える環境整備をというご質問でありますが、町民の皆さんに図書館をより身近な存在と感じていただくことは、図書館の運営上大変重たいことだというふうに思っております。そして、その手段の一つとして、多くの方々に運営に関わっていただくのが効果的であるということは、私も議員と同様の考えであります。これまでも町の図書館では、ボランティアの方々に蔵書の管理、読み聞かせ、破損本の修繕、イベント運営等一定の役割を担っていただいております。感謝を申し上げるところであります。私としては、今後もこういった活動の継続にご協力いただけるよう、さらには石狩管内や道内外の先進的活動事例を参考に活動の幅を広げていけるよう環境整備に努めていきたいというふうに考えております。

次に、設計段階からの町民参加についてのご質問でありますが、ただいま町長のほうから答弁がございましたように、今後基本計画案の策定へとステージアップしていく中で町民皆さんの意見を集約することになりますし、図書館像検討委員会からの答申もいただいておりますので、例えば図書館が新庁舎内に併設される場合には町長部局と連携をして進めていくことになります。

続きまして、3点目になりますが、蔵書購入費の増額と常勤司書の配置についてのご質問ですが、まず図書の購入費につきましては図書館機能充実のため重要な予算ですので、これまで以上に確保に努めていきたいなというふうに思っております。

司書の配置につきましてですが、これ常勤、非常勤いろんな形がありますので、今後検 討を進めていくことになります。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議長(髙谷 茂君) 佐藤君。
- 〇3番(佐藤 立君) それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、行政手続のオンライン化に関するところで、スケジュールについては令和5年3月、まずここで国の基準、国の求めている27業務について実現のために来年度4月から順次進めていくということで了解をいたしました。準備できるところから少しずつオンライン化ができるようになって、実際の便利さを体感していただくことが大事だと思いますので、ここはぜひ順次というところを強調して進めていただければ大変ありがたいと思っております。

質問としては、(2)番でお尋ねをいたしました性質上完結できないものを除いて原則として全て行うのかというところについて、まず27業務について確実に進めるというとこ

ろ、ここは当然でございますし、そこは理解をいたします。その他の業務については、利用件数ですとかそういったところ、またメリットがどれだけあるかを含めて優先度、必要性を見極めてというところでございました。恐らくここの検討の中では、役場の中で一体どれだけの効率化が図られるのかというのが一つ大きなポイントとして検討されると思いますけれども、同時に町民の側、利用者の側からすると、この手続はオンラインでできるけれども、これはできない、これはできる、これはできないという形で虫食い状態になってしまうと、なかなかメリットを十分に体感をすることができなくなってしまうのではないかなと思います。仮に利用件数が少ない手続であったとしても、その手続をする方にとってはまさに必要があって手続をするわけですから、ここは行政の中での優先度、必要性を検討するのと同時に、利用される方の町民の立場に立ったときに、基本は必要のあるものからやっていくのですけれども、必要があるからやるというよりはどうしてもできないもの以外はやっていくのだという旗を立てるということが非常に重要かと思います。この点について町長今のお考えありましたらお聞かせいただければと思います。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

○町長(後藤正洋君) 佐藤議員のどういう業務を、少ないニーズであってもオンライン化するのかというご趣旨かと思います。基本的には今回国のほうから求められているのは、当別町といたしましては先ほど申しましたように27業務をオンライン化するということであります。私といたしましては、業務フローを見直すというのは当然でありまして、その中からオンライン化した業務そのものをどうリンクさせていくかというのは次の段階だというふうに思っております。そういった中で、オンライン化を進めていく中で特に役場の業務の効率化ですとか行政コストをいかに削減するかという視点で取り組んでいくのは当然でありますが、そういった中でその一つ前の段階として、例えばいわゆる行政者のデジタルリテラシーをどう理解をさせるかという点で、どうやって庁舎内全体で推進していくかということも全体としてあるかと思います。今議員ご指摘のとおり、そのサービスを受ける側からのいろんな要望もその時点で明確化してくるのでないかなと思っております。ただ、要望の少ない、あるいはニーズの少ないデジタル化、あるいはオンライン化という点では、どれだけのコストをかけられるかですとか、あるいはどういった業務と連携ができるかといういろいろな複雑な要素があると私は思っておりますので、そういった中で判断をしてまいりたいというふうに思っております。

〇議長(髙谷 茂君) 佐藤君。

○3番(佐藤 立君) 今オンライン化、そしてそれに伴う業務フローの見直しというのは、まさにこれから具体的に動いていくところですので、実際の動きの中でこれを進めることによって逆に職員の方に過度の負担がかかるということは、それは決してあってはならないと思いますし、同時に具体的な形というのがなかなか見えてこないというのも、それも推進力を生んでいくためには決してプラスにはならないと思いますので、恐らくそこのバランスというのはこれからしっかり取っていく必要があるのかなとは思っております。

この動きというのは、私も今後もしっかり応援をしてまいりたいと思いますけれども、その中でも常に利用者側の視点に立って、どれだけのメリットが実感できるのかというところを重視をしながら、私もこれからこの件についてはいろいろと議論をさせていただきたいと思っております。

その中で、この点では4つ目のところに関して1つだけ再質問をさせていただきます。オンライン化の課題の部分のところで、国が求めている27業務、それと手続を一体化する形で様々な手続を統一的にやるためには民間のクラウドサービスの利用というのも選択肢の一つだというふうにご答弁がありました。先ほど再質問させていただいた2番のところと関連をしての確認ですけれども、こういった民間のクラウドサービスを利用することによって当初始めた27業務からより幅広い業務、様々な業務について結果的にはより低コストでオンライン化をしていくことができる、そのためにこういったクラウドサービスの利用を検討しているというふうに私は理解しておりますけれども、その考えで間違いがないのか、町長のお考えをお聞かせください。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

〇町長(後藤正洋君) なかなか自治体の中でDXを進めていくというのは、国が考えて いるように簡単ではないということを実際の現場で実感をしております。そういった点で は、今はオンライン化を27業務するという前提で進めていきますけれども、そういった中 で業務の効率化ですとか簡素化ですとかということの取組をして、職員の働き方改革にま で私は反映させていきたいというふうな思いで今取り組んでおります。そういった点では、 例えばいわゆるサービスを受ける側、あるいは申請をされる皆さんの立場からしますと、 なるべく1つの手続で希望のサービスが終わるというようなことですとか、あるいは1つ 申請書を書けばそれがそれぞれの業務に反映をされていくですとか、そういったことにつ ながっていけばいいなというふうに思っております。そのことがサービスを受ける側の受 益になるのだというふうに思っております。ただ、今回国が示しているいわゆるオンライ ン化というのは、そこまで一足飛びにいけるという認識はまだ持っておりません。そうい った点で、いろいろと今ご質問の中で4番目に想定される今後の課題ですとかということ でクラウドサービスを利用してということを先ほど申し上げましたので、それに関連して のご質問でありますが、例えばオンライン化を進めた場合、オンライン申請ができない方 をどうフォローしていくかという課題が残ります。いわゆるデジタルデバイド対策という のが新たな課題としてあるというふうに認識をしております。そういった点では、オンラ イン申請の手続ですとか、あるいはスマホの使い方の講習会ですとか、あるいはチラシの 作成ですとか、あるいは窓口に来られたのであればそこで指導していくですとか、そうい った体制をつくっていきたいというふうに思っております。

また、先ほどマイナンバーのことについても、私としてはマイナンバーカードが普及しなければという前提でお話をさせていただいておりましたけれども、代表質問の中で五十 嵐議員がマイナンバーカードの普及についてどう進めていくのかというご質問もありまし た。その中でも答弁をしておりますけれども、交付申請のサポート機関ですとか、あるい は申請に来られた方に役所にある機器を使ってお一人お一人使い方ですとかそういったサ ポートをしていくという体制も併せて取らなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、オンライン化が進み、DXが進んだとしても、いわゆるデジタル難民 の方はおられると思いますので、そういった方たちも含めてどうサポートしていけるかと いうことも行政サービスの一つとして取り組んでいかなければならない課題だと認識をし ております。

以上です。

〇議長(髙谷 茂君) 佐藤君。

○3番(佐藤 立君) 今町長のほうからオンライン化だけなく、それに複合する様々な課題についてもご説明がありました。この辺りを含めて、最終的には町民の方の福祉の向上と役場の業務改善のために取り組んでいくと。決して目的と手段を取り違えてはいけないものだと思っておりますので、オンライン化については今後も議論をさせていただきたいということで、ここでは終わりにさせていただきます。

次に、新庁舎、図書館に関してのところで、通告書でいきますと3つ目のほうの質問、図書館に関するところで何点か再質問をさせていただきます。1点目の質問、町民の方が自分たちの図書館と思えるような環境整備が必要かということに対して、教育長からも強いメッセージを出していただきまして、ありがとうございます。やはり図書館というのは箱だけ造ればいいものではなくて、そこに多くの方々が参画をして、造ってからソフトをいかに整えていくのかというのが本当に大事なところだと思いますので、教育委員会としてもこの点今後も積極的な取組に期待をいたしております。

現在も既に多くのボランティアの方々にご協力をいただいているという中で、今後協力ですとか、その活動の幅もぜひ広げていきたいというようなご答弁もございました。そこに関連して1点お尋ねをさせていただきます。当別町では、昨年でしたか、図書館の条例のときにも図書館運営協議会をどうするのかというような議論が若干ございまして、その部分に関しては、当時の議論の中ではまずは社会教育委員会の中でしっかりと議論をしていくのだという方向が示されておりました。ここについては、先日の決算委員会でも質問をさせていただきましたけれども、昨年コロナという大変厳しい環境の中でいかに町民の方の読書環境を維持していくのか、これは図書館運営に当たってとても重要なポイントではあったかと思いますけれども、集まりづらい等の情勢等もあったかと思いますけれども、社会教育委員会の中ではなかなか実質的、具体的な議論に入っていけていなかった面があったというふうに決算委員会のご答弁の中で私は理解をしております。そこで、今後町民の方にも活動の幅を広げていただくというところにも関連をしてまいりますけれども、やはりよい図書館を運営していくためにはそこに専任に携わるといいますか、専門で考えていくというような枠組みをつくっていく必要もあるかと思いますけれども、ボランティア等の枠を超えて、さらに運営についているいろと議論をしていくような場を今後設けてい

くようなお考えがあるのか、これについて教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

〇議長(髙谷 茂君) 教育長。

○教育長(本庄幸賢君) 今の佐藤議員の質問にありましたように、図書館運営協議会に ついては社会教育委員会が当面担うということでやってきております。それは、未来永劫 そういった形でいくというようなつもりは全くなくて、状況に応じて必要なものはつくっ ていかなければいけないということもありますし、必要な人を入れなければならないとい うことも当然あるので、その辺は状況を見ながら、適宜判断してまいりたいなというふう に思っております。

以上です。

〇議長(髙谷 茂君) 佐藤君。

○3番(佐藤 立君) 状況を見ながらご判断ということで、このまま次の項目の再質問と少し関連をしてまいりますけれども、今後まだ仮の状態ではありますけれども、新しい図書館の整備という話になってくると、ここはまさに大きく状況が変わってくるタイミングなのかなというふうに思います。公立の図書館の中では、九州の伊万里市の図書館というのが先進的な事例というので取り上げられることが多いですけれども、例えば伊万里市では平成7年に図書館新築をされましたけれども、平成5年から8か月の間にわたって大体8回ぐらいの図書館づくりの住民参加の検討会というのが開かれて、起工式のときには市民の方200人が参加をするというぐらいのうねりをつくってまいりました。これがその後図書館を運営するボランティアの活動の基盤にもなっているというふうに聞いております。そういった意味で、これから図書館の整備という話が具体的になったときには、まさにその状況を見極めながらステージを変えていく一つのタイミングかと思います。

再質問ですけれども、先ほど町長部局とも連携をしながら図書館整備での町民参加のところについては検討をしていくということでしたけれども、教育委員会としては整備がいざ進むということになれば、そこはやはりしっかりと住民の方に入っていただいた形で進めていくというのを基本のスタンスとされているのか、それともまた別のお考えがあるのか、その点について現時点でのお考えで構いませんので、教育長のお考えをお聞かせください。

〇議長(髙谷 茂君) 教育長。

○教育長(本庄幸賢君) 図書館運営にかかわらず、教育行政については教育の関係者だけで行うというようなことでは全くなくて、地域の方々に入っていただいたり、保護者の方に入っていただいたり、いろんな意見を多様にもらって子どもたちの成長を促すというのがもう流れとしては確立しておりますので、この図書館運営についてもそういった流れの中でやっていくことになるというふうに思います。

以上です。

〇議長(髙谷 茂君) 佐藤君。

○3番(佐藤 立君) 基本的な大きい方向性というのは、今教育長のほうからも住民参

加をしっかり進めながらという方向性であったというふうにお話をお聞きをいたしました。 1点だけ再々質問での確認をさせていただきたいところがございます。住民の方に行政にいろいろ参画をしていただくときに、ある程度の計画がまとまったときにそれに対するご説明をして、ご理解をいただいて、ご意見をいただいて、パブリックコメント的な形での住民参加のスタイルと、もう少し前の段階から、まだ生煮えかもしれないけれども、計画策定の段階からいろいろなお話をいただいて、より実質的に計画の中に町民の声を反映させていくというような大きく2つのパターンがあるかと思います。私は、より住民の方にしっかりと入っていただくためには、後者のほうの計画がしっかり固まる前の段階から、計画策定の段階からしっかり入っていただくというのが今後より重要になってくるかと思いますけれども、その点について教育長のお考えありましたらお聞かせください。

〇議長(髙谷 茂君) 教育長。

○教育長(本庄幸賢君) 何をやるにも目的がはっきりしていないと、いろんなことやったって成果って得られないと思うのです。その目的をしっかり踏まえて、今この時期に多くの住民の方の意見が必要だと判断すればそうしますし、もうちょっと進んでここのタイミングだなということになればそうしますし、その辺しっかり見極めて判断をしていきたいというふうに思うのです。先ほど申し上げた町長部局ともという話はそういう意味も込めて申し上げたところなのですけれども、私としては適宜タイミングを逸しないように、旬な意見といいますか、そんな意見も取り入れるように心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(高谷 茂君) 佐藤君。

○3番(佐藤 立君) 今回の図書館は、恐らく役場庁舎との複合の可能性も一定程度あり、その場合にはかなりのスピード感が出てくることも想定されますので、今教育長おっしゃったタイミングを逸しない旬な意見の取り入れというのをぜひ進めていただければと思います。

最後に、3点目、図書費と常勤司書等のところですけれども、司書のところに関しては常勤、非常勤等を含めて様々な形で今後検討をということでしたけれども、平成27年にまとめられました図書館像検討委員会の答申の中でも開館後のサービス責任者である館長ですとか司書の方というのが準備段階からしっかり関わっていくこと、これが図書館運営の肝になるというような答申がございます。そういった意味では、開館の前から開館後まで長く携わっていただける司書の方というのが非常に重要かと思いますけれども、その点について教育長今お考えありましたら教えてください。

〇議長(髙谷 茂君) 教育長。

〇教育長(本庄幸賢君) 図書館司書につきましては、常勤、非常勤いろんな形があるというふうに申し上げました。今人材を集めるのに働き方の多様性というものがあって、今のような形が優秀な人を集めやすいという側面もあるのです。ですから、常勤がいいのは

いいのでしょうけれども、優秀な人材を集めるという点では非常勤も非常に有効な手段だなというふうに思っています。職員の中にも有資格者というのがおりまして、もう既に図書館の運営に入っておりますが、そういったものもいろいろ組み合わせていくのがいいなというふうに私思っているのです。だから、常勤にこだわることなく、いろんな方の専門性を生かすという観点で進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(髙谷 茂君) 佐藤君。
- **○3番(佐藤 立君)** 1点だけ最後の確認ですけれども、準備から運営まで長期的に携わっていただくことが重要かと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。
- 〇議長(髙谷 茂君) 教育長。
- ○教育長(本庄幸賢君) それも考え方だと思いますし、場合、場合によってだと思いますけれども、ぶつぶつと切れるよりは長期的に入っていただくほうがより効果的だなというふうに私も考えますので、その辺は切れないように、連続するように、接続が図られるようにしていきたいなというふうに思います。ただ、人って何年も雇用できるとかなんとかという保証って全くないわけですから、何か変わったときにもその変わったときにしっかりと継続性が保たれるようなことは必要なので、その辺はしっかりやっていきたいなと思いますけれども、まあまあ考え方としては長期のスパンで関わってもらう形が望ましいというのは一つの考え方だなというふうに思います。

以上です。

○議長(髙谷 茂君) 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。

◎散会の宣告

○議長(髙谷 茂君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日から26日まで休会とし、9月27日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を 行います。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時44分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署 名 議 員

令和3年第3回当別町議会定例会 第4日

令和3年9月27日(月曜日) 午前10時00分開議

議 事 日 程 (第4号)

開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員(14名)

4	2番	佐々	木	常	子	君		3 耆	番	佐	藤		<u>\f\</u>	君
4	4番	西	村	良	伸	君		5 耆	番	五十	`嵐	信	子	君
(3番	鈴	木	岩	夫	君		7 耆		山	﨑	公	司	君
8	8番	秋	場	信	_	君		9 耆		渋	谷	俊	和	君
1 (0番	山	田		明	君	1	1 耆		古	谷	陽	_	君
1 2	2番	稲	村	勝	俊	君	1	3 耆		島	田	裕	司	君
1 4	4番	岡	野	喜什	治	君	1	5 耆	₽	髙	谷		茂	君

欠席議員(1名)

1番 櫻井紀栄君

欠 員(なし)

説明のための出席者

町 長	後	藤	正	洋	君
副 町 長	増	輪		肇	君
町長公室長	長名	川名	道	廣	君
総務部長兼選挙管理委員会事務局長	長名	川名		明	君
総務課長兼選挙管理委員会事務局次長	佐	藤	剛	_	君
財 政 課 長	渡	邊	大	亮	君
企画部長	\equiv	上		晶	君
事業推進部長	乗	木		裕	君
住民環境部長	山	崎		-	君
福祉 部長	江			昇	君
経済部長	森		淳	_	君
経済部参与	吉	野	裕	宜	君
建設水道部長	高	松	悟	志	君
建設水道部参与	北	村	和	也	君
教 育 長	本	庄	幸	賢	君
教 育 部 長	大	畑	裕	貴	君
農業委員会事務局長	野	村	雅	史	君

代表監査委員 米口 稔 君

事務局職員出席者

 事務局長
 熊谷康弘君

 次長
 岸本島博君

 係長
 瀬戸貴裕君

 主任
 角谷光彦君

〇議長(髙谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(髙谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

—— <> —

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

 $- \diamond -$

 4番
 西
 村
 良
 伸
 君

 12番
 稲
 村
 勝
 俊
 君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長(高谷 茂君) 日程第2、一般質問を行います。 質問順序は、お手元にお配りしております一般質問通告一覧により順次行います。 通告4番、渋谷君の質問であります。 渋谷君。

○9番(渋谷俊和君) それでは、議長の許可が下りましたので、質問いたします。

今度の町長選挙の問題ですけれども、振り返ってマスコミ各紙に対し後藤氏は、選挙戦の勝因は町議を中心とした組織的な選挙ができたと、このように分析、発表されました。選挙戦の前、私にも議会ナンバーツーの方や議長からもこの選挙戦したくないと、町を二分するような形では、前の経過もあるからそうしたくないと、渋谷議員も協力してくれと、こういうお願いが私もされました。私はきっぱりと断りました。私の気持ちは、泉亭町政3期12年、宮司町政2期8年、本当に当別の町民、日の当たらない人たち、そういうところに目を向けて、その生活向上に役立ってきたのか。むしろ一部の人が町政と結びついて、そういった形できていたのではないのか。今度の選挙は、そういう意味でも大事な町民の審判の場になると期待していたので、後藤氏をはじめとした議員の動きには反対の立場を

取ってきました。さらにまた、道の駅のイベントで当別神社のさい銭箱が利用された問題、また町内会での会費徴収に当たって神社の維持費や初穂料、こういった祭典の費用などなど自動的に引き去る、こういった問題についてもうこの町内にはいられないということで当別を残念ながら去っていった人も聞いております。

具体的に質問します。こういった議員全体の組織的な選挙ができたという形の中で、次期の議長が後援会長に実は選ばれて発表されておりました。これはもうそういう話合いの議会で議員が動いている最中にもうそういうことが会派の中では決めていたのですか。その点お伺いしたいという具合に思います。新しい議会の中で議長選挙が終わった後、私は廊下ですぐ新しく選ばれた髙谷議長に、ところで後援会長は辞任したのですかと聞いたら、いや、まだなのだということを言っておりました。こういった問題も含めて、町長の考え方をお聞かせ願いたいという具合に思います。

○議長(高谷 茂君) 今通告にない質問が1つありました。今渋谷さんの質問の中には会派の中でそういうふうに決まっていたのですかという質問がありました。これは今私どもに通告されている内容にはありませんので、これは町長のほうは通告がありませんので

- ○9番(渋谷俊和君) 答えれたら答えてください。
- ○議長(髙谷 茂君) そういうことでよろしいですか。続けてください。
- ○9番(渋谷俊和君) それでは次に、今日の一般質問の私のポイント、最大の問題であります。さきの町長選挙の期間中、後藤町長の職業は宮司であったと思いますけれども、私はその意味で町長は前宮司と、当別神社の前宮司という形であくまでもなっているのかどうか、その点、特に登記との関係ではどうなっているのかということを含めて2番目ではお聞かせ願いたい。

それから、具体的には選挙ビラと選挙公報の配布前に神社本庁の登記、こういったもの を済ませるように手続すべきであったのではないかという具合に思います。この点につい て後藤町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

3番目には、そういった形の中で具体的に前宮司という形で公報やその他全部出ておりますけれども、こういった問題では実際神社本庁の登記の中で具体的に代表役員、代表は神社の場合は宮司ですが、代表役員の変更については具体的に登記の要件とされております。したがって、具体的に対外的にも、あるいは内部の責任でもその権利が守られるのは登記がされた以降の実態を指しているのではないかと、一般的にはそう考えられますけれども、この点についても町長の考えをお聞かせ願いたいという具合に思います。

それから、3番目ですけれども、この一般質問の前、私は質問状という形で疑問について何点か後藤町長に質問状をぶつけました。この中で、特に経歴の問題についてですけれども、経歴の詐称をしているのではないかという思いが強くいたしました。具体的に例えば神職という形でなっていると答弁の中ではありました。神職と、それから宮司との違いの関係なのですけれども、宮司は具体的に何々神社の宮司とかという形になろうかと思い

ますけれども、神職は例えばあなたの返事では浄階一級神職という身分が回答の中にありました。それはあくまでも身分であって、具体的に宮司との違いは僕は明らかだと思うのです。そういった意味で、例えば学校の先生でいえば教員の免許を持っているという教員であっても、今現実に教師をしていなければ職業は教員ということにはならないと思います。それと同じように具体的に宮司をしていなければ、職業としては神職という職業はないのでないかと思うのですけれども、この点について宮司が町長になることについての町民の批判をかわすために巧みな名称工作をしたのでないかということを私は次にあなたに質問したいという具合に思います。

それから、4番目ですが、神職の活動は町長の職責の重さに影響を及ぼさないのか。私は、そういう意味でいえば神職を名のり、町長も名のるということは、二足のわらじを履く町長という形になるかと思いますので、当別町にとってもふさわしくないという具合に思います。神職が職業であるというなら、宮司と異なる神職は具体的にどのような活動をしているのかお答え願いたいという具合に思います。

次に、5番目です。町長は、当別神社、町内会、役場の密接な関係を神職兼町長としてこれからも維持するのか。それは、具体的な面でいえば町内会費に神社維持費や初穂料、あるいは祭典代などが含まれいるところが多い。これを拒否したら町内会をやめさせるという具合に聞いております。また、具体的に今日のこの一般質問やる前に町内会長が私のところに来て、これだけうちの町内では神社にお金が天引きされていっているという、本当に何とかしてほしいということを私に頼みに自宅に来ました。そういう方もおります。町長は、しっかりこういった町民の信仰の自由、これは憲法でも保障されているように、憲法の20条、信教の自由、何人に対してもこれを保障すると、こういうことについて断固としてこれからも守っていくのかどうなのか、具体的に町長にお伺いしたいという具合に思います。

それから、6番目ですが、町長は職業、神職を当別選挙管理委員会に受理されたという 具合に主張しております。なぜ選挙管理委員会は、資格である神職を職業として受理した のか。私は、この点について選挙管理委員会の責任ある答えをぜひお聞かせ願いたいとい う具合に思います。これは、当別町選挙管理委員会自体が不正関与がなかったのかどうな のか、こういう事実関係も含めてはっきりお答えを願いたいという具合に思います。

1回目の質問は以上であります。

- **○議長(髙谷 茂君)** 渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** ただいまの渋谷議員の一般質問にお答えをいたします。

なお、通告をいただいておりますので、その通告書に従って今ご質問されたと思います けれども、それに従ってご答弁を申し上げます。

初めに、首長と議会の在り方に関するご質問ですが、私は町長でありまして、町議会の議長選出について何ら権限を持っているものではありません。前回8月臨時会での議長選

出は、議員の皆様でルールを決めて投票されたものだと思います。私は、その結果を尊重 するのみでありまして、今後も首長と議会はそれぞれ独立した独自の役割を持った地方自 治の車の両輪であることを認識して町政を担ってまいります。

また、通告の中では、渋谷議員は多くの町民は新町長が議会を意のままにしようとしていることを心配しているということをおっしゃいましたが、議員は当然ご承知と思いますが、町長にそのような権限があろうはずもなく、町民のための施策等について議会の議論をねじ曲げたり、妨げたりするそのようなことにはなり得ないのであります。むしろそのような町民の声を聞いたのであれば、渋谷議員自らが議会は独立した機関であって、我々はしっかり首長のチェックをしているのだから、その心配は無用であると説明をいただければよろしいのではないかなというふうに思います。

また、後援会のことにつきましてもご質問をいただいたかというふうに思いますが、そのことにつきましては通告にございませんので、答弁は控えます。

次に、選挙期間中の私の経歴が詐称ではないかとのご質問であります。あらかじめ申し上げますが、ここからの質問は、先ほど渋谷議員からもご指摘がありましたけれども、通告でいいますと2から4に関する質問であります。渋谷議員から私の自宅宛てに8月25日付で配達記録郵便で質問状を頂き、9月2日付で私、後藤個人として回答をしたことをベースとした質問であります。したがいまして、私と渋谷議員以外の皆さんは、それらの質問内容を承知しておりませんし、町長に就任する以前のいわば一町長候補にすぎない立場であった私の行動に対しての質問でありますので、こういった場でお答えすることの是非もはかりかねます。また、特に経歴詐称をしたのではないかというご質問の前提には、宗教法人当別神社の登記情報が選挙時においても代表役員、すなわち宮司が私、後藤正洋のままであり、変更が行われていなかったのではないかという疑問があるのだろうと思います。渋谷議員以外の皆さんにはこういった背景があるということをご承知をいただいた上でご質問にお答えをさせていただきます。

私が6月末日、6月30日で当別神社の宮司を辞職いたしましたのは、本年5月19日付の新聞報道にて当時現職の宮司正毅氏が7月の町長選に出馬をしないことが報じられたこと、宮司氏が不出馬になりますと物理的に8月からは新人の町長が就任をすること、これまでの当別のまちづくりの経過を考えたとき、私が宮司氏の育ててきた政策を発展的に継承することが当別にとって最適であると判断したこと、町長の職責の重さを考えたときに今の私にはいわゆる二足のわらじを履いて町長の公務に就くことは困難であると判断したことなどによりまして、急遽6月末日での当別神社宮司の辞職を含め、私自身が町長選に出馬するための体制づくりを進めたものであります。すなわち、時系列で申し上げますと、5月末日、31日に当別神社責任役員会、これは当別神社の意思決定機関でありますけれども、役員会を開催し、私が当別神社宮司の辞職届を提出した日をもって新宮司には現在の禰宜が就くことが承認をされ、6月末日、30日をもって当別神社宮司の辞職届を提出し、さきの役員会の議決どおり宮司を退任し、加えて町議会議員も同日付で辞職をし、7月13日告

示の町長選に挑戦したということであります。したがいまして、6月末日での宮司退任以降当別神社は新たな宮司による体制となっておりまして、私は7月1日以降登記の変更など手続を進めるべき立場にありませんでした。また、登記の手続上、特に変更登記については登記月日と原因日に制度上の乖離が生まれることを承知しておりましたので、いずれ神社の新体制の下で手続が行われ、遅れが生じる可能性があるにしても6月30日をもって当別神社宮司を退任したという事実が反映されるものと考えておりました。

なお、告示後の選挙運動におきましても演説の中で機会あるごとに手続に遅れが生じる可能性があるが、6月30日をもって当別神社宮司を退任した、7月1日以降当別神社宮司としての活動は一切していないと包み隠さず有権者の皆さんに実情をお伝えしてきたところでもありました。

なお、9月2日付の渋谷議員への返信では、登記情報の反映にはコロナ禍の折、手続に時間を要していることをご理解いただきたい旨お答えしたところですが、これは先ほども申し上げたとおり、私自身が5月末日の当別神社責任役員会での議決を受け、6月30日付で退任した以降、登記変更の手続を含む当別神社の事務手続に一切関わっておらず、またその立場にもないことから、その全てを新たな宮司の体制下で関係者に一任しており、9月2日の時点では関係者から登記変更が完了したという報告を受けておりませんでしたので、近日中には手続が整い、6月30日に退任したという事実が登記情報に反映されるものと思い、渋谷議員宛てに返信したものであります。また、先ほど申し上げた選挙期間中の演説や議員が指摘した選挙ビラ、選挙公報への経歴の記載も当然そのように対処してまいりました。

その上でこのたびの渋谷議員からの質問通告を受け、改めて9月13日に私自身が登記情報を確認いたしましたところ、変更された登記情報が議員ご指摘のように7月31日に代表役員を退任した旨の記載となっていることを確認いたしました。選挙運動の始まる前に登記を済ませるよう手続をすべきだったのではないかとのご指摘の件は、6月末日の宮司の退任以降それら手続の権限が私にはなく、全てを関係者に委ねていたことを含め不徳の致すところでありますが、ただいま申し上げたとおり、私自身の認識では6月末日で当別神社宮司を退任し、以降当別神社には一切関わっておりませんので、私のあずかり知らぬところで登記情報への反映がかような状況となっていることを9月13日に確認できたというのが正直なところであります。確かに現在の登記情報は、本来の事実経過とは異なりますので、既にこれを修正する方法として専門家にも相談し、更正登記という手法によって修正が可能である旨ご助言をいただいておりまして、6月30日退任という正しい事実経過が登記情報に反映されるように手続を行っていただくよう当別神社に依頼をいたしております。

次に、私が職業を巧妙な名称工作をして選挙活動を行ったのではないかとのご質問です。 渋谷議員は、神職や宮司、加えて私信のやり取りでは使っていない神主という言葉も全て 同義語として考えられておられるようです。これらはご自身なりの解釈がおありでしょう から強制できるものではありませんが、私が使用する神職、宮司のそれぞれの言葉の意味は同義語ではなく、全く違うものでございます。私信での回答と内容が一部重複しますが、神職と宮司の違いはいわゆる仏教における僧侶と住職のような関係でありまして、例えば神職とは与えられた身分、資格、先ほど渋谷議員のほうからもお話ありましたけれども、私の場合は浄階一級神職という身分でありますけれども、仏教では僧侶に相当すると思いますし、宮司とは当別神社の宮司といったように特定の神社にお仕えをするものでありますので、〇〇寺の住職に相当すると思います。

また、職位と職業を混同するようにしむけたのではないかとの疑念をお持ちのようですが、当別神社の宮司は辞職しましたが、個人の資格である神職は失われるものではありませんので、私は調理師、弁護士、僧侶などと同様の意味合いで職業としても神職を名のっております。したがいまして、名称工作をして選挙活動を行ったということは一切ございません。

次に、二足のわらじを履く町長は当別町にふさわしくない、宮司と異なる神職の活動はどのようなものなのかとのご質問でありますが、確認のために申し上げますけれども、法律上二足のわらじを履いた者が首長になれないということは、裁判官など一部の職業の例外を除き一般的にはありません。例えば大阪府知事であった橋下徹氏のように知事であり弁護士のようなケースもありますし、道内の自治体におきましても首長であり僧侶、首長であり農業経営者など二足のわらじを履いている首長は枚挙にいとまがありません。渋谷議員は、法律上可能であっても二足のわらじを履く町長は当別町にとってふさわしくないとお考えになられているのであれば、もはや価値観の問題でありますので、私からはそれ以上申し上げることはありません。

次に、神職はどのような活動をするのかとのご質問でありましたけれども、神職とは宮司とは違い、当別神社に付随しているものではなく、あくまで私の資格であり、かつ職業でもありますので、個人的にお願いをされればその資格を生かして地鎮祭などを執り行うことは可能であります。ただ、町長の任期中は公務に専念する所存でありますので、神職の活動は実質的に休眠状態となります。

いずれにいたしましても、多くの皆様にご支持をいただきましたので、その期待に応えるよう努力してまいります。

次に、当別神社、町内会、役場の密接な関係を今も維持するのか、信仰の自由を守ることを約束できるのかといった質問ですが、そもそも渋谷議員がおっしゃるような神社、町内会、役場が密接な関係であるとは思っておりません。正確性を期すために切り分けて申し上げますと、役場と町内会が密接に関わっていくことは防災上の観点などから非常に重要であると思いますが、役場と神社が密接な関係にあるなどとは全く考えておりませんし、神社と町内会も同様であります。

なお、町内会、自治会は、あくまで地域の自主的な組織でありまして、各地域の皆さん の総意で運営されている以上そのルールも会費の金額も当然違うものでありますし、その 運営に当たっては行政が直接的に介入すべきではないものと理解しております。

次に、信仰の自由に関するご質問ですが、私のこれまでの28年にわたる議会議員時代にも宗教的行事を執り行う神職を職業としつつ議員活動を行うことに関しましては、様々な声を頂戴したことがありました。特に信仰の自由や政教分離の観点から、住民の皆さんにあらぬ誤解を与えることがないよう都度専門的な立場の方々にご指導、ご助言をいただき、また私なりにも勉強し、細心の注意を払って活動してまいりました。改めて申すまでもなく、地方自治体が憲法の規定に従うのは当然であります。私自身これまで以上に厳しく身を律し、法令遵守の原則に徹して町政の執行に努めてまいります。

次に、選挙時における書類の受理に関する質問ですが、私は町長選挙の候補者の一人として書類を受理いただいた立場であります。選挙に関する事務は、首長から独立した機関である選挙管理委員会が所管しておりますので、私からお答えできるものではありません。別途選挙管理委員会から答弁をいただきます。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁といたします。

- 〇議長(髙谷 茂君) 事務局長。
- **○選挙管理委員会事務局長(長谷川 明君)** 渋谷議員の一般質問に対しまして選挙管理 委員会からお答えを申し上げます。

あらかじめ整理をさせていただきますが、公職選挙法上の規定によりまして今般の当別 町長選挙の立候補届出書類の受理を行うのは選挙管理委員会ではございません。選挙管理 委員会が選任した選挙長が行う事務であるというふうに法令上規定をされているところで ございます。あくまで選挙管理委員会は、選挙長から当選人の決定などの報告を受ける立 場でございますので、このたびの答弁は選挙管理委員会が行うことではなくて、公職選挙 法上の規定によりまして選挙長が行う届出の受理などに関する事務について申し上げると いうことをご承知おきをいただきたいと存じます。その上で改めてお答えを申し上げます。

最高裁判例によりましてこういったものが出てございます。届出書類は、形式要件を具備しておれば受理しなければならないものであって、候補届出書の記載事項及び添付書類の形式審査にとどまるべきものである。選挙長がその立候補届出を受理して、候補者の一人として選挙を執行したことについては所論の違法は認められない旨の判例が出ているところでございます。

このたびの渋谷議員のご質問は、神職と記載を職業欄にされていたものを受理したことが当別町選挙管理委員会が何らかの不正に関わっているのではないかとのご趣旨のお尋ねのように聞こえたところでございますが、ただいま申し上げました最高裁判例を持ち出すまでもなく、立候補届出は候補者から提出された書類を形式的に審査を行い、要件が具備されていれば受理するものでございます。誰だから、彼だからということで受理、不受理が変わるものではございません。

以上、渋谷議員の一般質問に対する選挙管理委員会からの答弁といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 渋谷君。

○9番(渋谷俊和君) いろいろありますが、時間の関係もあって絞ってお伺いしたいと思います。それは登記の関係であります。当別神社の登記事項は、全部証明書が手元にありますけれども、先ほど町長自身も言ったように後藤正洋さんについては7月の31日退任と。それから、次の代表役員、後藤尚範さん、令和3年8月1日就任という具合にして登記されております。神社本庁の規定によっても登記事項について宮司の問題、登記事項ですけれども、この登記事項、対外的な権利の主張も、また自身が守られるものも登記によって、登記の完成によって初めてそれが守られるという具合に私は理解しているのですが、この点について町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(髙谷 茂君) 町長。
- 〇町長(後藤正洋君) 渋谷議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども1回目の答弁で経緯経過につきましてはご説明を申し上げさせていただいたところでありますけれども、当別神社の最高決議機関であります責任役員会の決定に基づいて、6月30日をもって当別神社宮司を退任をするという手続をしたということが全てであります。なお、登記に関する事務につきましては、その後、先ほど説明させていただきましたように、私がその場から離れて、当別神社の新宮司になる者が手続をいたしましたが、いわゆる宮司の就任日をもって、その前日をもって退任という形に事務的になりますので、そのことにつきましては、先ほど申し上げたように、私自身が6月30日に退任をしたということが当然登記情報の中にも反映されるものと思っておりましたし、そういうことで登記事務が進んでいるというふうに思っておりました。現実的に私は6月30日をもって完了をしているという認識をしておりますけれども、繰り返しになりますが、いわゆる当別神社の最高決議機関でありますその承認をいただいているという前提で、6月30日に退任届を出し、退任をしたという認識でおりますので、当然選挙期間中のチラシ等につきましてもその事実に照らして記載をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(髙谷 茂君) 渋谷君。
- ○9番(渋谷俊和君) 大事な質問に答えていないような気がするのですが、私は登記上、登記の条件として宮司が変更した場合は必ず登記をしなければならない、そういう具合に規定されていると思います。神社本庁の規定ですけれども。これについてもし今言われたような答えが通るのであれば、この日付というものはあってもなくてもいいのではないのかと、逆に言えば。ですから、当然7月8日には選挙事務の事前審査があると、7月8日。13日から告示されて、18日が投票日と。当然その前に手続的にはきちっと終わらせておかなければ、対外的に前宮司ということは虚偽の事実発表になるのではないかという具合に思いますし、その点について登記との関係含めて正確にお答えを願いたいと思います。
- 〇議長(髙谷 茂君) 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** 渋谷議員の再々質問にお答えをいたしますけれども、先ほども申し上げましたとおり、6月30日に辞表を提出をさせていただき、それが受理された段階で

私としましては退任をしているという認識でございます。ただ、今渋谷議員言われるように、登記の手続というのは実際日にちがかかりますし、今回コロナの状況もありまして、通常の手続よりも日数はかかったということがございました。そういった中で、今回9月の13日の日に私が意図する6月30日退任、そして7月1日宮司就任という登記になっていなかったということを知りましたので、そういった点では6月30日、辞表提出時点で私としては完結をしているというふうに思っておりますし、また7月1日以降当然選挙の準備で忙しかったということもありますけれども、当別神社の事務や社務には一切関わっていないという事実、そしてまた選挙期間中もそのことを遊説のたびに皆さんに申し述べさせていただいて、ご理解をいただいているということを遊説のたびに皆さんに申し述べさせていただいて、ご理解をいただいているということでございます。そういった事実から、私としては渋谷議員が言われるように詐称をしたのではないかということについては、はっきりとそういった意思はなかったし、そういうことが実際には行われていないということを断言をさせていただきたいと思います。

ただ、ご指摘をいただいた登記上の事務的な問題が残りますので、それについては私が退任をした6月30日付で後藤正洋は退任をしたと。そして、7月1日付で新宮司が就任をしたという登記に更正登記をしていただくように当別神社のほうに今申出をさせていただいているというのが実情でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長(髙谷 茂君) 渋谷君。

○9番(渋谷俊和君) 今の説明については納得いきません。登記の変更について、一番 大事なそれは仕事であると。そのことが時間がかかっているという感じで言われているこ と自体が私には理解できないし、またこの理由について、私の質問状でもコロナ禍におけ る時間がかかっているのだという言い訳、私も法務局に電話をかけて聞きましたら、電話 でも、それからいろいろ受け付けているという状況、あるいは来てくれればそれは1時間 もかからないで受理されて、審査には10日間ぐらいかかるけれどもという答弁でした。し たがいまして、7月の8日の日の書類の届出の前、10日以上前に法務局に出せばそういっ た意味では一切解決できるし、ましてやコロナのこの問題について当別町の最高責任者、 それを取り締まる最高責任者が自分の不手際、理由をコロナ禍のせいにするということは 二重に町長としてはふさわしくないというふうに思いますが、この点ではいかがでしょう か。

○議長(髙谷 茂君) 渋谷さんに申し上げますけれども、再々質問終わっておりますし。

○9番(渋谷俊和君) コロナ禍の問題は初めてです。

○議長(髙谷 茂君) 初めての質問はできませんので。

○9番(渋谷俊和君) 初めてって、答えとの関係でいえば。

○議長(髙谷 茂君) 申し上げますけれども、始まるときに、1つの質問について3回までですから、もう3回目、1回目、2回目、3回目終わっております。

○9番(渋谷俊和君) コロナ禍の問題は初めてです、私言うのは。コロナ禍の問題について、そういうことはおかしいのではないかということについての……

- **〇議長(高谷 茂君)** そうではなくて、渋谷さんが今質問されているのは2番目のことですから。
- ○9番(渋谷俊和君) あなた、まだ後援会長やっているのですか。
- ○議長(髙谷 茂君) いいえ、関係ないですけれども。
- **〇9番(渋谷俊和君)** 関係なくないでしょう。具体的にコロナの問題について理由にしている、これは初めて質問したのです。これはおかしいのではないかという点について町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。
- **○議長(高谷 茂君)** だから、コロナの質問については、ここでは全く質問されていませんから。
- ○9番(渋谷俊和君) はい、コロナについては。
- ○議長(高谷 茂君) だから、それをそこで質問されて、それに答える必要はありませんから。

渋谷君。

- **〇9番(渋谷俊和君)** 町長の答弁にコロナ禍の問題ということが2回も3回も触れられていますから、その点についてはおかしいのではないの、どうなのですかということを聞いているのです。
- ○議長(高谷 茂君) 申し上げます。コロナの話初めて出てきたから質問したというのではなくて、今渋谷さんの質問は質問事項の項目の2について質問をしているわけで、3回目はもう終わっていますので、その間に関連した話をしたことについて町長の側は答える必要がありませんので、ここでおやめになるなら結構ですけれども、続けるなら次の質問に移ってください。

渋谷君。

- ○9番(渋谷俊和君) 議員の質問きちっと取り上げるようにしてください、議長さん。 それでは、神職の活動は町長の職責の重さに影響を及ぼさないのかという4番目の質問 であります。なぜ二足のわらじを履く町長は当別町にとってふさわしくないと私は言うの かと。それは、特に思想、信条、信仰の自由という憲法上の問題にも関わってくるからな のです。イベントで道の駅で当別神社のさい銭箱が利用されました。これも私は大変問題 があるという具合に思っています。今後町長が二足のわらじを履いていたら、そういうことがあちこちが起きるのではないかという町民の不安もあります。そういった点について 町長のきちっとした見解をお知らせ願いたいと思います。
- 〇議長(髙谷 茂君) 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** 再質問にお答えをいたします。
- 二足のわらじを履かないために私は当別神社の宮司を辞したわけです。渋谷議員がご懸念されている神職と宮司の違いというのは、先ほど私はご説明をさせていただきました。そういった点で私は法を遵守する上で町長に専念をし、それぞれの憲法上の権利をお互いに守りながら町政に当たっていく、その決意をしましたので、6月30日に当別神社の宮司

を辞任をしたわけであります。ですから、今神職という立場で、先ほども具体的に申し上げましたが、何か依頼をされて神職としての仕事をするですとか、そういったことについてはする意思はございません。

また、質問の中で過去の問題につきましてありましたけれども、そのことにつきましては今回通告にはありませんし、当然町長としてそこに関わったという事実もありませんので、答弁をすることはいたしません。

以上です。

- 〇議長(髙谷 茂君) 渋谷君。
- **〇9番(渋谷俊和君)** 私は、町長がそれに関わったということを言っているわけではないのです。さい銭箱などが利用される、そういう町の行政と言ってみれば神社との関係含めて、やっぱり曖昧になってくるということが考えられるから質問しているのです。

では、具体的に次最後の質問にしたいと思います。5番目、当別神社、町内会、役場の密接な関係、神職兼町長としてこれからも維持するのかという問題の中身なのですが、現在具体的に町内会費に神社の維持費や初穂料、そういうものが含まれている。それを拒否したら町内会をやめさせられた。また、先ほども言いましたけれども、太美のある町内では町内会長さんが私のところに来て、これだけ今神社で何百万と納めていると。これ具体的な中身として何とかならないかという陳情もこの質問の前に町内会長さんから受けております。また、先ほど言ったようにやめさせられた、やめたというものについては、その方は本当に当別が好きで、この田舎の当別が住みやすいということで来たのだけれども、そういった問題で町内にいられなくなったと。これは北栄町の問題ですけれども、そこの中で具体的にそういうことで人口の減少問題も含めて、そういう町内会費の問題について神社との関係含めてあるわけです。そういった点からも非常にやっぱり町民は敏感になっていると思うので、その点の具体的な神職だとか宮司だとか、あるいはそういう職業の問題についても正確に私たちは守ってもらう、規定を守ってもらうということが二重の意味で必要ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

○町長(後藤正洋君) 今いろいろな事例といいますか、お話がありました。私といたしましては、先ほど申し上げましたように、町長という立場と神社という立場は、それを切り離すために6月30日をもって辞職をし、町長選に臨んで当選をさせていただきました。神職ではあっても二足のわらじを履かないという決意も先ほど述べさせていただいたとおりであります。そういった点では、今後町長を皆さんのご支持を得て続けていく限りにおいては、今渋谷さんがご懸念されているようなこと、あるいは法律を遵守をするということは当然でありますので、私はそのことを心して町政運営に邁進してまいりたいと思います。

当別神社につきましては、もう既に7月1日以降離れておりますので、私が当別神社あるいは宗教法人に対して何かを言うということは適切ではないというふうに思っておりま

すので、そういう気持ちで町政を担っているということを渋谷議員にはご理解をいただき たいと思います。

〇議長(髙谷 茂君) 渋谷君。

〇9番(渋谷俊和君) 最後ですが、私も平成6年に札幌から太美に住宅を建てて来ました。建前のときに後で写真見たらお払いしていただいたのは後藤町長さんでした。後で写真見て分かったのですが、そういう意味でもいろいろお世話になったことも含めて、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長(高谷 茂君) 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきますが、渋谷さんに申し上げますけれども、先ほど議長、議員の意見をしっかり聞いてくださいという話ありましたけれども、私は誰よりも議員の意見を聞く、そういう思いでこの席に座っております。渋谷さんに申し上げますけれども、私がここに座っている間は、そういう心配は一切要りませんので、改めて申し上げておきます。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、通告5番、鈴木君の質問であります。 鈴木君。

○6番(鈴木岩夫君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきま す。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。8月、本町においても感染が急拡大し、感染しても入院、入所できない事態が発生しました。一時札幌では1,300人を超える方々が入院できず、自宅療養を余儀なくされる状況でした。東京をはじめ首都圏では、自宅で亡くなる方が後を絶ちませんでした。その中でも千葉県で起きた入院を引き受けてくれる医療施設がなく、自宅で出産して子どもが亡くなる事態は、多くの国民に衝撃を与えました。9月1日現在、全国で13万人に上る方々が自宅療養を余儀なくされ、9月15日現在でもいまだ6万人を超える方々が自宅療養をしている現実は、国民皆保険制度がある国として許される事態なのでしょうか。少なくても症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供することを大原則に据えるべきと考え、質問するものです。

8月3日、政府発表の原則自宅療養を撤回し、原則入院を堅持し、臨時の医療施設や宿 泊療養施設の新設、増設を国、道に求めるべきではないか伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を収束させるためには、ワクチン接種の加速化と併せてPCR検査が不可欠です。ワクチンを2回接種しても感染してしまうブレークスル

一感染が問題になっています。また、その方々の多くが無症状であることも報告されています。そして、デルタ株は、吐き出すウイルスの量が従来より1,000倍多いとも言われています。とにかく無症状者を早く察知して、保護して治療することが求められます。第5波、第6波が専門家から懸念されています。しっかり備えておくことが求められます。濃厚接触者だけでなく、大規模なPCR検査を行政検査として実施することを国に求めるべきではないか伺います。また、国がやらない場合、町独自として実施すべきではないか伺います。

次に、当別町西当別風力発電事業について伺います。6月の第2回定例会でこの問題について宮司前町長と議論をいたしました。その際の前町長の答弁を尊重した対応を継続する方針か質問するものです。前町長は、土地取引上で懸念される点や町民の生活への影響など、町民の声を重く受け止め対応していきたいと答弁されました。この立場を引き継ぎ、対応される方針か伺います。

最後に、選挙公約について伺います。後藤新町長は、笑顔を実現する4つのファースト を掲げて選挙戦を戦い、相手候補に大差をつけて当選いたしました。町民の期待の大きさ が結果に表れていると思います。そこで、4つのファースト実現に向けて具体的な内容に ついて質問いたします。

1つ目のチャイルドファーストについて伺います。宮司前町長は、近隣の石狩市、江別市、札幌市より先駆けて、子ども医療費助成の入院費について高校卒業まで思い切って実施し、続けて通院費の小学校卒業までを実施しました。このことを報告した際、会議に参加していたお母さん方から大きな拍手が起きたことを今でも思い出します。子ども医療費助成、通院費の拡大について中学校卒業まで、また高校卒業までをいつ実施するか伺います。

2つ目のハートフルファーストについて伺います。奥山医院が先月の8月31日に閉院しました。入院できる唯一の堀江病院が閉院して3年になります。その際、当別町の地域医療のあり方検討会議の報告書が出され、それに基づいて当別町における医療の方向性も出されました。この間、入院できる医療施設、または介護施設の開設はいつになるかについて一般質問でも取り上げ、進捗状況をただしてきました。新型コロナ感染症の影響で相手側との折衝も滞っているということも聞いております。反面この新型コロナ感染症の影響で医療体制の確保がどれほど重要かも思い知らされたところです。入院できる医療施設、または介護施設の開設はいつになるか伺います。

新型コロナ感染症の影響で、高齢者の認知症の進行を早めていると報道されています。 人流抑制で巣籠もりが影響しているとも言われています。また、これまでも耳が聞こえづらくなり、消極的、引き籠もりがちな生活が認知症を進行させるとも言われてきました。 それを補うのが補聴器です。しかし、高額なために普及が進まず、結果高齢者が引き籠もりがちになる実態も懸念されています。そこで、年々購入費を助成する自治体が増えてきています。本町においてもアフターコロナを見据え、高齢者の社会参加を積極的に進める ために補聴器購入助成を実施すべきでないか伺います。

3つ目のクオリティーファーストについて伺います。コロナ禍の需要喪失で米価格の下落が続いています。緊急事態宣言発令などにより特に業務用米の需要減少に歯止めがかからず、販売不振は深刻です。巣籠もり需要を狙い、家庭用米の安売りが常態化する事態になっています。2021年産米の概算金がななつぼしで2,200円引き下げられ、追加払いもないのではないかと言われています。これでは農家経営、地域経済は多大な影響を受けます。コロナ禍というかつてない事態の中苦しむ町民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められています。9月に入り、北海道、東北6県のJA中央会長が連名で米の需給対策等に関する緊急要請を発表し、JA北海道中央会は北海道出身の衆参全ての国会議員に要請しました。また、全国知事会も政府に要請しています。町として、米の価格下落対策として国に要請すべきでないか伺います。

コロナ禍で日本経済は落ち込み、アルバイトを失い困窮する学生が各地のフードバンクに食料などを求めて訪れています。江別で行われたフードバンクでは、北石狩農協さんに200キログラムのお米を協力いただきました。町内在住学生に農協と協力し、おこめ券を配付してはどうか伺います。

本町は、今年過去に経験したことのない干ばつと猛暑に見舞われました。野菜農家を中心に大きな打撃を受けたと聞いています。今回の影響で来年の営農計画が立てることができない農家が出てくるのではないか心配です。干ばつの影響について伺います。その影響に対する町としての対策を伺います。

最後に、4つ目のデジタルファーストについて。新型コロナウイルス感染症が広がる中、公共施設でサークルなどが活動する際オンラインも併用し、またソーシャルディスタンスを取れるよう通常より広い部屋を借りるなど努力しています。日頃活用しているふれあい倉庫、白樺コミセンなどにWiーFi環境の整備はされているものの、時間制限があるために計画など変更せざるを得ない状況だと聞きます。公共施設におけるフリーWiーFiの完備を早急に実施すべきではないか伺います。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(高谷 茂君) 鈴木君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** 鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、臨時の医療施設や宿泊療養施設の新設や増設を国、道に求めるべきではないかとのご質問ですが、本年5月の第4波、8月の第5波では道内において病床等の受皿が追いついていない状況がありましたが、町内の感染者につきましては入院が必要な方は速やかに入院ができる状況でありました。しかしながら、軽症患者で自宅療養を余儀なくされる方が多数いた状況でしたので、必要な医療や適切な療養を受けられる体制整備が必要だと考えております。道では、感染の再拡大に備え、札幌市内に大規模な臨時の医療施設を開設するとの情報もありますので、それらの動きを注視し、必要な対策について道へ要望

してまいります。

次に、大規模なPCR検査を行政検査として実施することを国に求めるべきではないかとのご質問ですが、PCR検査の行政検査については医師の判断による実施のほか、保健所の積極的疫学調査により実施されており、道内においてはこれまでの感染状況から検査体制が強化され、1日当たりの検査数も飛躍的に伸びております。また、クラスターの可能性がある特定の集団や組織に対しては、濃厚接触者以外の方にも低リスク者という位置づけで広く行政検査が実施されている状況であります。鈴木議員ご発議のとおり、今後の感染拡大にしっかり備えることが私も重要だと考えておりますので、さらなる検査体制強化が必要な場合には国や道に訴えてまいります。

国がやらない場合、町独自として実施すべきではないかとのご質問ですが、行政検査に つきましては法律に基づき都道府県が実施するものでありますので、町独自の実施はでき ないということでございます。

次に、当別町西当別風力発電事業についてであります。前町長の立場を継続して対応していくのかとのご質問ですが、私も同様の考えであるとはっきり申し上げておきます。この風力発電事業においては、町民の生活への影響が懸念される低周波音、コウモリや鳥類の衝突、景観や森林保全など様々な問題があること、また海外資本による水資源保全地域の土地の売買は極めて危惧すべき案件と認識しております。これらの問題について町及び議会に対し、地域住民団体から設置に反対する旨の陳情書の提出があり、今後につきましても町民の皆さんの声を重く受け止め、国や道と対応を協議しながら、緊張感を持って対応していきたいと考えております。

次に、子ども医療費助成の通院費拡大についてのご質問ですが、子ども医療費の助成につきましては、子育て世代の経済負担の軽減につながる施策の一つでありますが、昨年8月に助成対象を小学6年生まで拡大し、管内的にも手厚い対策となっているものと認識しております。この事業につきましては、他の施策と総合的に検討を行う上でインセンティブがさらに高く感じられる施策とすることが重要だと考えておりますので、研究を重ね、実施に向け判断してまいります。

次に、入院できる医療施設、または介護施設の開設はいつになるかとのご質問ですが、 平成31年第1回定例会で鈴木議員の一般質問に対する答弁のとおり、当別町が属する札幌 医療圏では定められた病床数を既に超えていることから、新たな病床の設置が認められない状況であります。このようなことから、入院病床に代替となり得る介護施設の併設など、 医療と介護の複合的な施設を視野にこれまで協議を行ってきた経緯であります。私も町長 に就任してすぐ医療法人を訪問し、開院のお願いをしておりますが、法人側もコロナの影響を受けるなど従前とは状況が変化しておりますので、様々な課題に対する条件整理が必要となってまいります。そういった中では、協議の中でいかに好条件を提示できるかということも必要になってまいりますので、誘致に向けた優遇制度など早い段階で議会にお示しできればと考えております。町としては、現状のコロナ対策をしっかりと行いつつ、将 来を見据えた地域医療体制の確保を最重要課題として医療機関の誘致に鋭意取り組んでまいります。

次に、高齢者への社会参加を積極的に進めるための補聴器購入助成を実施すべきではないかとのご質問ですが、現在補聴器購入に関する助成については、聴覚障がいがある身体障害者手帳所有者と手帳の交付対象にならない18歳未満の軽度、中等度、難聴児を対象としております。議員ご発議の高齢者の社会参加を促すための補聴器購入助成制度の導入は一つの手段であると思いますが、今は現行の制度を維持しながら、他の自治体の取組状況にも注視してまいります。

次に、町として米の価格下落対策を国に要請すべきではないかとのご質問についてですが、鈴木議員ご発議のとおり、今回の米価の下落は新型コロナウイルスの影響によるものであり、本町だけでなく全国的な問題と認識しております。国への要請につきましては、今後の対応を注視しつつ、町村会、北海道、各農業団体と足並みをそろえ、対応してまいります。

次に、町内在住の学生に農協と協力し、おこめ券を配付してはどうかとのご提案についてですが、コロナ禍での米の消費拡大と学生支援を兼ねたユニークなアイデアかと思います。農協のご意見も伺いながら、今後の対策として参考にさせていただきたいと思います。

厳しい米の販売状況を踏まえた取組として、私や多くの役場職員が農協からの要請に応え、令和2年産米の購入に協力したところでございます。微力ではありますが、我々役場といたしましてもできることから取組を始めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、干ばつの影響と対策についてのご質問ですが、雨が全く降らなかった期間に作付、収穫の時期を迎えた野菜の一部で影響があったと伺っております。鈴木議員もご承知のとおり、農業者の方が加入できる収入保険制度では今年のような干ばつで農作物が収穫できなかったり、新型コロナウイルスの影響で販売価格が下落した際、減収の補填を受けられますが、本町の加入者は大変少ないと聞いております。近年干ばつや集中豪雨などの異常気象が全国各地で頻発しており、本町でも今年のような干ばつが今後も起こることが十二分に想定されます。様々なリスクから農業経営を守ることができる収入保険制度について改めて町広報やホームページで周知するとともに、農業者の皆さんが来年以降も継続して農業を営んでいけるよう農協とも情報を共有し、影響の把握に努めてまいります。

次に、デジタルファーストについてであります。公共施設におけるフリーWiーFiの完備についてでありますが、現在役場本庁舎、ゆとろ、白樺コミュニティーセンター、西当別コミュニティーセンター、総合体育館、道の駅では、通信事業者を限定しない無料WiーFiが完備されております。また、図書館、ふれあい倉庫、フィーカにつきましては、通信事業者限定ではありますが、無料のWiーFiが利用できます。鈴木議員ご発議の白樺コミュニティーセンター等のWiーFiの制限時間は、1回60分、接続回数は無制限となっております。このWiーFi環境の通信料は、現在事業者が負担する仕組みとなっており、

町の財政負担を回避できる導入方法であり、適切なものと考えております。なお、スマートフォンのデータ通信大容量化や料金の低廉化が進んでおりますので、これら動向を注視しつつ、時間制限のないWi-Fi環境を町費で整備すべきか、利便性のみならずその費用対効果も含め、慎重に見極める必要があると考えております。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 鈴木君。

O6 番(鈴木岩夫君) 1点目の新型コロナウイルス感染症について、その2番目のPC R検査について再質問を行います。

国がやらなければ町独自ということで、これまでも町は介護施設や医療施設の職員についてのPCR検査の1回分の職員分の予算計上するということで、現場でも非常に喜ばれております。そういったこともやっているわけです。今非常に心配されているのは、12歳以下のワクチンを受けられないところの保育所等々、こういったところでも感染が拡大しているということで、例えばPCR検査ができないということであれば、それに代わる抗原検査だとかそういったことは可能でないのかというふうに思うわけです。今心配されているこういう低年齢のところでの感染拡大、ここを抑え込んでいくということも含めて、そういった認識がないかどうか、それちょっとお伺いしたいなと思います。

〇議長(髙谷 茂君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま鈴木議員のほうから新型コロナ対策についての再質問が ございました。先ほど答弁しましたように、行政検査につきましては法律上できないとい うお話をしまして、抗原検査につきましてお話がございましたし、あるいは低年齢の皆さ んに対するご心配もおありということでございました。今後そういった点では具体的に国 のほうの方針ですとかワクチンの安全性ですとかいろんな部分がございます。そういった ことを見極めながらやっていきたいというふうに思っていますが、具体的な専門的な部分 につきましては、今部長のほうから答えさせますので、よろしくお願いをいたします。

〇議長(髙谷 茂君) 福祉部長。

○福祉部長(江口 昇君) ただいまの鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

PCR検査ができない方がいるということで、そういった方の検査今後どうしていくのかということで、抗原検査について今後どのように考えるかというご質問だったと思うのですけれども、抗原検査どのように使っていくかという部分について、国の考え方ですと

かそういったものを町として情報をきちんと捉えて、活用できるものは活用していきたい という考えが基本かなと思っておりますので、今後の国の考え方等をきちんと捉えて対応 してまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(髙谷 茂君) 鈴木君。
- ○6番(鈴木岩夫君) ぜひいろいろ検討されて、研究されて、クラスターを出さないというようなことで頑張ってやっていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。入院費、通院費の拡大について、町長の答弁の中で他の施策などを全体的に考えての優先度というようなことと、その後にインセンティブがさらに高くなるというところで、いろいろ見極めていきたいというようなことがありました。このインセンティブの問題ですけれども、前町長も子育て世帯の住宅、これががっと大きくなったときにやることが非常に高くなるのでないかというような答弁もありました。そういう意味では地価の価格の公表もされました。石狩管内では北広島、恵庭、石狩市、トップテンにだあっと入っていくというようなことで、当別も止まるというような状況になっております。聞きますと、本当に町内にどんどん住宅が建っているという状況です。これからの計画もたくさんあるというようなことで、まさに今そのインセンティブが高くなる、そういうタイミングでないかというふうに私は考えるのですけれども、町長の認識をお伺いしたいなと思います。

- 〇議長(髙谷 茂君) 町長。
- **〇町長(後藤正洋君)** 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

インセンティブという再質問をいただきました。基本的にはいわゆる意識づけといいますか、誘導策といいますか、これは私が町長選のときにもいろいろと公約で申し上げてきたところでありますけれども、まさに今とうべつ学園が来年の4月に開校するという状況を踏まえまして、いろいろと町外に住んでおられる方の意識づけをどうして当別町の魅力を知っていただいて、そして当別町に永住していただけるかということも今考えておりますので、こういった機会を勝機といいますか、一つの時期と捉えて、いろいろな施策をフル動員する中で行っていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(髙谷 茂君) 鈴木君。
- ○6番(鈴木岩夫君) 全国的にも田舎暮らしを志向している、またコロナ禍でそれがさらに強くなったと。数%いるというのです。石狩管内では、田舎暮らしという点では当別が最適でないかというふうに思いますので、時期を失することなく検討されて、この通院費ぜひ拡大していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。米の問題でお伺いします。農業10年ビジョン今日見てみましたけれども、農業生産額100億目指すということで計画があるわけですけれども、平成25年で米の生産額、転作奨励金除いた金額で見ると40%米が占めているのです。これは令和6年100億目指すのですけれども、そこでは31%、米についてはかなり大部分占めているのです。そういう意味では、今回ななつぼしで2,200円が下落と。これ生産額にかなり影響を

与えるということで、先ほど町村会等々通じて国に強力に要請していきたいという答弁もありましたから、本当に当別の米を守るということでは非常に重要な問題ですので、ぜひ力入れて取り組んでいただきたいというふうにこれは要望したいと思います。

その続きで、学生支援ということで、参考にしたいということで、これはぜひ参考ということと併せて実施していただきたいなと。これは、今どういう状況になっているかというと、最初はパックの御飯が非常に人気あったそうです。ところが、今パックの御飯ではなくて生の米、これを学生が求めて持っていくというようなことで、それで農協とこの前お話ししたときに、若いときに米の味を知ってもらって、これがずっと今度一生食べてもらうという動機づけにもなるということで、農協中央会、全国的にもこれ支援していこうということになっているということですから、町内にせっかく住んでもらっている、そしてアルバイトも減っているという学生に町と農協がタッグを組んで、ぜひ食べてほしいということで、いいタイミングでないかなというふうに思いますので、やる考えはないかどうか、参考ではなくてやる考えないかどうかもう一度お伺いしたいなと思います。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

〇町長(後藤正洋君) お米の消費拡大についての再質問であります。米の消費拡大につきましては、当別町の農業を守るという点からも、あるいは拡大をしていくという点からも消費をまず拡大をしていくということは重要なことだというふうに思っております。そういう中で、鈴木議員のほうから学生の支援を兼ねた米の消費拡大はどうかというご提案でございました。先ほども申し上げましたけれども、これは農協さんですとか、あるいは学生さんのニーズですとか、そういったことも含めて今後検討してまいりたいというふうには思います。

また、今鈴木議員ご発議の中にはいわゆるパックの炊いたお米と精米したお米というお話がありましたけれども、そういった点でも例えば六次産業化を進めていく中でどういうような消費拡大ができるかですとか、そういったことも検討してまいりたいというふうに思います。

また、医療大学と町で連携協定の協議会を毎月行っておりますので、その協議会の中で この点についても協議をしていただこうというふうに思います。 以上です。

- 〇議長(髙谷 茂君) 鈴木君。
- ○6番(鈴木岩夫君) 今日第1回目町長といろいろ議論をさせていただきました。引き続き本当に町民が住んでよかったという町にするように議論を重ねていきたいなと思います。そのことを表明して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
- ○議長(高谷 茂君) 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、通告6番、山﨑君の質問であります。 山﨑君。

〇7番(山崎公司君) 議長の許可をいただきまして、今日は通告書に基づき2項目について質問させていただきます。

まず最初に、今年度の除雪対策についてです。昨年度の降雪は9年ぶりの大雪で、総合戦略のKPIでは苦情件数年間200件以下とありますが、昨年度は800件以上の苦情電話が殺到したとのことです。また、この夏は97年ぶりの夏日が続き、降雨の少なさと気候変動の影響が出ております。昨年度の降雪を踏まえて、今年度の除排雪計画等について質問いたします。

1つ目に、太美のスウェーデン通は太美のメイン通りであり、車両が非常に多い。また、近くに学校があり、近くに多くの町民が住んでおります。このスウェーデン通の西当別中学校入り口から獅子内間で冬期間に吹雪による交通障害がかなり発生しております。太美交番に確認いたしますと、ふぶくと全く視界がなくなり、ホワイトアウト状態になり、人身事故は昨年度ありませんけれども、追突、突っ込みがかなり多発している。私も何度かこのような状況を体験しております。民間企業の宅地分譲が活発になっております。町内会、除排雪業者、また学校側との十分な情報交換により、大事故につながる前に早急に防雪柵の設置が必要と私は思います。

今回の一般質問の通告書を見て、太美地区の町内会長さんから除排雪対策についてかなり多くの要望が私の手元に来ております。いずれ建設課にまとめて報告いたします。また、スウェーデンヒルズの町内会長さんからこの通告書を見て伝言がありまして、獅子内からヒルズに入る以前ローソンがあったところですが、その横の道で今年2月に車の正面衝突事故があったそうです。車両は大破しましたが、運転手は奇跡的に軽傷で済んだということですが、防雪柵の要請がありました。このような状況の中で、行政の町長の見解を伺います。

2つ目に、高齢者や障がい者が除雪に大変困っております。除雪が困難な独り暮らしの高齢者等、除雪の補助を受けられない世帯に対し、生活路確保のためサービスを提供しております。152世帯の実施世帯で752万円の決算が昨年されております。ほかにも高齢者や障がい者が除雪サービス業者を町内で何世帯が利用しているのか把握しているか。また、町としてどのような支援しているのか伺います。

3つ目に、今までも従来の除排雪システムではなく、斬新的なシステムの構築が必要と 町長から代表質問等で答弁をいただいております。本日の一般質問の配信を見ている多く の町民がいらっしゃいます。再度具体的にこの冬の除排雪対策等歩行者の安全確保を図る ため、歩道除雪の充実等町民に理解を得られるどのような改善策なのか伺います。

2つ目の項目です。定住人口減少の克服について。当別町が抱える課題の一つとして、人口減少、少子高齢化、定住人口の減少が挙げられます。人口減少の推移として、平成11年、1999年11月1日、これが当別町の2万875人がピークです。その内訳を見ますと、当別地区が1万4,195人、太美地区が6,680人でした。直近この9月1日現在は1万5,444人、5,431人減少しております。その内訳は、当別地区が9,579人で4,616人の減少、太美地区は5,865人で815人の減少ということになっております。20年以上も減少が続いております。今後2030年には当別地区と太美地区の人口は、現状の推移でいきますと私は逆転すると見ております。

町長は、各駅を中心としたコンパクトなまちづくりと人口の自然減、社会減の改善に挑戦すると選挙公約にも掲げられております。今後持続可能な発展のために当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期の中で、定住人口は2030年に1万6,000人、2040年に1万8,000人、2060年に2万人の達成を目指すとなっております。いろいろな施策により実現の必要があります。定住人口減少の克服のために、札幌市に隣接し、道の駅、ロイズタウン駅、増築するロイズ工場と交流人口が今後年間四、五十万人以上増加が見込まれております。太美地区のコンパクトシティー化に力点を置き、結果持続可能なまちづくりは可能と認識しております。太美コンパクトシティー化について6点質問いたします。

まず、1つ目に、取組の状況ですが、北の住まいるタウンに平成29年度にモデル市町村、 このときは当別町と鹿追町のみ指定されておりますが、その中のコンパクトなまちづくり に関する太美地域の位置づけはどのようになっているのか。

2つ目に、令和2年度に策定された当別町立地適正化計画の中で太美地域コンパクトシ ティー化の取組状況はどのようになっているのか。

3つ目に、今後の展開についてですが、特色、役割など、例えば1つ目に都市機能エリアとしてコミュニティーの拠点、にぎわいづくりの中核として太美駅周辺、2つ目に町の顔エリアとして周遊空間の拠点、魅力づくりの拠点としてロイズタウン駅周辺、3つ目に新興団地エリアとして新興住宅地の拠点、存在感づくりの拠点としてヒルズ、獅子内周辺、このようなところをキーとしてゾーニング設定の考えがないのか伺います。

4点目です。公共交通について伺います。次の3点の状況、まず1つ目に立地適正化計画策定においてコンパクト・プラス・ネットワークの考え方が重要との認識が示されていること、2つ目に交通弱者の救済などによる住んでよかったまちづくりの推進につながること、3つ目にJRとふれあいバス、タクシーなどの活用、連携強化により合理的な交通ネットワーク構築につながること、これら3つを勘案し、太美地域の交通ネットワークを見直す考えはないのか伺います。

5つ目に、町内のこの10年間の出生数は平均60名前後です。KPIでは86名とかなり低くなっております。年間死亡者や約200名前後ですから、自然増は実現不可能との認識です。若い子育て世代の移住を求め、人口減少を止めることが現実的です。石狩管内でも社

会減は当別町のみです。そこで、定住人口増のため子育て世代の転入増を目指す上で、家 を購入する子育て世代、若年世代へ具体的に50万以上の支援をすることを6月定例会でも 私質問いたしましたが、再度検討してはどうか伺います。

6つ目に、役場庁舎の建て替えについて、民間資金を活用するPFI方式やリース手法がございます。いかに財政負担を軽減するかが重要です。コンパクトシティーの優位性と今後の人口推移が期待できる。例えば建設課の情報によりますと、一戸建ての新築件数も令和2年度、当別地区は12戸、太美地区は21戸、計33戸、令和3年度、8月までですが、当別地区13、太美地区23戸、計36戸となっております。10年、20年の将来を見据えて、図書館を含む役場庁舎を太美地区に建設する、このことが持続可能な当別町を形成すると私は確信しております。太美地区の町内有数の民間企業も積極的かつ納税額もかなりの部分も占め、今後の当別町の発展にさらなる前進すると思います。候補地の一つとして検討してはどうかと思いますが、町長の見解を伺います。

1回目の質問終わります。

〇議長(髙谷 茂君) ただいま山﨑君の質問がございましたが、ここで休憩として、13 時から山﨑君の質問に対する町長の答弁から再開をいたします。

休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

山﨑君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

○町長(後藤正洋君) それでは、山﨑議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、今年度の除排雪対策についてのご質問でありますが、最初に17線獅子内団地1号線から北への防雪柵の設置についてですが、ご指摘のとおり、この地区は地吹雪による交通障害が発生する箇所であるということは私も認識しており、今年度の除排雪の改善対策の中で試行的に歩道の排雪を行い、視界不良が軽減されるのか実証したいと考えております。防雪柵の設置については、排雪による道路状況の検証と併せ、西側住宅地の住宅建設の動向を見ながら検討してまいります。

また、スウェーデンヒルズ町内会からご要望のあった高岡中央線の道道岩見沢石狩線から北の区間については、風向き、風速、降雪量等の雪況調査を行い、設置について検討してまいります。

次に、高齢者や障がい者が除雪サービス業者を町内で何世帯が利用しているか把握しているか、またどのような支援をしているかとのご質問でありますが、民間事業者を利用し

た高齢者及び障がい者の個々の除雪サービスの利用状況は、町として把握しておりません。 また、支援についても町が福祉事業として実施している除雪サービス以外の支援は行って おりません。

次に、今年度の除排雪対策についてですが、3つの会派による代表質問や佐々木議員の一般質問でこれまで答弁してきたとおりであります。いずれにいたしましても、住民の皆さんとの新しい協働体制を図り、早めの判断と対応で安心、安全な冬の道路管理を進めてまいります。

次に、定住人口減少の克服についてでありますが、北海道の取組である北の住まいる夕ウンでは、太美地区は生活拠点地域として位置づけており、この考え方を基に立地適正化計画においては都市機能誘導区域として石狩太美駅を中心に商業施設や医療、福祉施設などを誘導し、JR、コミュニティバスといった公共交通が整備されている利点を生かした生活がしやすく、健康で暮らし続けられるコンパクトなまちづくりを目指しております。また、ゾーニングについての考え方は、繰り返しになりますが、駅を中心に一定の範囲内を都市の拠点となる区域として都市機能誘導区域を設定し、その徒歩圏となる周囲を居住誘導区域に設定しております。このほか獅子内地区については、ゆとりある住宅地を維持する区域、スウェーデンヒルズについては近自然型住宅地区として、ロイズタウン駅周辺は新しいまちの顔づくりの人を呼び込み、にぎわいを生む空間としてそれぞれ設定しており、今後のまちづくりを進めていきたいと考えております。

なお、計画の推進に当たりましては、新たな民間投資や事業者の参入などによる地域経済の活性化が必要であります。これまで停滞していた獅子内地区の住宅販売も民間事業者の新たな仕掛けにより、当別町の特色を生かしたゆとりある宅地として販売が進んでいますので、今後の波及効果を期待しているところであります。

次に、太美地区における交通ネットワークの見直しについてでありますが、山﨑議員ご発議のとおり、公共交通ネットワークの充実は太美地区に限らず、町全体としての移住、 そして将来への定住につながり、さらには人々の移動により様々な経済効果が生まれることからも町全体の活性化、地域力の向上に必要であると考えております。

また、そのためのJRやタクシー、コミュニティバスといった複数の交通モードとの連携についても不可欠であると認識しております。そもそも当別町のコミュニティバスは、本町地区と太美地区とをつなぎ、またそれぞれにある2つのJR駅へのアクセスを容易にすることにより町を発展させることを目的として運行を開始し、同時に町や北海道医療大学、スウェーデンハウスといった運行事業者のほか、JR、行政推進員、PTA連合会、商工会などで構成する当別町地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、地域に即した公共交通網について議論してまいりました。今後も議員ご発議の太美地区における公共交通体系の在り方と併せて、町全体の公共交通ネットワークの見直しと利便性向上策について当該協議会の中での協議を促してまいります。

次に、住宅を購入する子育て世代、若年世代への支援についてでありますが、このこと

については6月定例会での山﨑議員からの一般質問でも同様のご質問をされていると私も 承知しております。

さて、今月内閣府が発表した地方の景気情勢の報告書によりますと、首都圏に居住する20代、30代の若者がコロナ禍を理由に地方移住への関心が高まっているとの結果が出ております。また、町内でも民間企業による宅地販売が開始されたことなどにより、今年度の新築住宅の建設は8月末までで36棟と昨年度同時期の19棟を大きく上回っております。これらの状況を踏まえ、私は本定例会初日に所信表明の中でもチャイルドファーストの視点として、町外より子育て世代が転入しやすくなるよう一定の条件の下で移住者に対するインセンティブ施策を導入すると申し上げました。この施策の一つが住宅購入支援と考えておりますので、今後定住人口増加に向けた支援制度の創設に向け、早急に検討に入りたいと考えております。

次に、役場庁舎の太美地区への建設についてでありますが、代表質問でも答弁いたしましたとおり、役場庁舎は町の防災対策上、早期の建設が必要であり、都市機能誘導区域内の町有地の活用が基本になると考えております。場所の選定には町全体のバランスを考えて進めることになりますが、太美地区では都市機能を高めるために必要な商業施設や医療、福祉施設の誘致など、生活の利便性向上を図ることを優先にコンパクトなまちづくりを進めることが重要と考えております。

以上、山﨑議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 山﨑君。

〇7番(山崎公司君) 答弁ありがとうございます。最初の除排雪対策の中で1点質問させていただきます。

スウェーデン通の件については、いろいろと検証して、住宅の販売状況等を見ていろいろと考えたいと、あるいは除雪方法等も変えて、歩道の除雪等も変えてやって、状況を見てやりたいということでした。それと、先ほどスウェーデンヒルズのほうは、既に8月の除排雪連絡協議会書面提出を各町内会からやっている中で建設課の回答も私聞いておりまして、今後雪の現況調査等を行うとともに、優先度を考慮して対応するという今の町長の答弁で理解しました。

そこで1つですが、今年度もそういういろいろと環境の変化ということございますけれども、やはり早急に、せめて、当別中学校近くにもありますけれども、仮の防雪柵等の検討も私必要ではないかと思うのですが、町長いかがですか。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

○町長(後藤正洋君) 今山﨑議員の再質問につきましては、町内の冬期間のいろいろな吹雪ですとか、あるいは降雪の状況を踏まえての中学校近辺のというお話かというふうに思います。このことにつきましては、私が町長に就任してすぐに建設課ともいろいろと協議をさせていただいておりまして、道路管理をする道や国、あるいは町としてどうできるのかということも含めて、それぞれの管理者に対して対応をお願いするということで、特

に中学校近辺につきましても道のほうにしっかりと要請をしていくということで対応をしていきたいというふうに思っております。

特に防雪柵につきましても、今年は先ほど言いましたように17線につきましてはそのように対応させていただきますけれども、今後そういった状況を見極める中でそれぞれの道路管理者との連携も取りまして、冬の当別での生活が快適になって、当別に住みたいというところまで近づけるような努力をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

〇議長(髙谷 茂君) 山﨑君。

○7番(山崎公司君) 先ほどの2つ目の質問で高齢者、障がい者、いろいろと行政としても今負担しているのは十分分かっておりますが、やはり現状高齢者等状況を把握してほしいということで私質問したのですが、現状把握していないし、また支援もないという答弁いただいております。こういった状況というのは、これからだんだん高齢化していきますので、町内会あるいは民生委員等の協力を得て、どの程度の人が除雪業者に発注をお願いして自分の家の前の車庫の前だとか、いろいろと排雪だとかやっている実態というものを行政としては私把握しておく必要があると思いますが、町長いかがですか。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

○町長(後藤正洋君) 山﨑議員の今のご質問につきましては、恐らく今年の1月、2月 の冬の状況を踏まえて、あるいは今シーズンといいますか、来シーズンに向けて、例えば 業者との連携が取りにくい状況になっているというようなことを踏まえてのご質問かとい うふうにも思います。基本はそれぞれの宅地内の、あるいは玄関先の除排雪につきまして は、それぞれ町民の皆様にお願いをしているということでございまして、民間の業者に対 してそれぞれの町民の皆さんが委託あるいは契約をして除排雪をするというのが基本でご ざいます。ただ、大雪となりまして、なかなかそういったことが困難だという場合には、 例えば業者そのものが需要に追いつかないというようなことも想定もされるわけでありま すが、そこの民間と民間の取引に対して行政が入っていくということはなかなか難しい部 分があろうかというふうには思っております。ただ、いろいろな状況にもよりますけれど も、町といたしましては山﨑議員がご指摘をいただいております高齢者の方ですとか、あ るいは障がいを持たれている方、あるいは独居の方ですとかいろいろな方がおられますの で、そういった点では今後除排雪を行う中でどういうことが町として可能なのかというこ とも含めて検討をしてまいりたいというふうには思ってはおります。そのことが冬期間の 住民の生活の質を上げていくということにもつながっていくのだろうというふうに思って おりますので、今後具体的にどうできるかということを研究をさせていただき、取り組ん でまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(髙谷 茂君) 山﨑君。

○7番(山崎公司君) 3つ目の除排雪で、今年度の代表質問あるいは一般質問で話は聞

いております。ちょっとその中で確認したいことがあるので、質問させていただきます。

いろいろと代表質問の中では夜間の排雪を2回する、パトロール強化、ローテーションの見直し、今回初めて町内会3か所に16馬力の小型除雪車を貸し出すと、そういったことの答弁をいただいているのですが、その中で2点、夜間排雪というのは時間帯はどういう時間帯で、今でも夜非常にうるさいです。それがどういう時間帯で、仮に2回としたら何時から何時の時点、それからもう一つ、小型除雪車、16馬力というのはかなり大きなものですが、これを3町内に貸し出すというこの3町内がどこでどういうふうに決まったのか。それと、使用方法等、草刈りと違いますから、除雪車は非常に危ないです。その辺のマニュアルとかその辺のはどのようになっているのか。代表質問の中で気がついたところですが、これについて答弁を求めます。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

○町長(後藤正洋君) 今山﨑議員のほうから除排雪の関係で2点ご質問をいただきました。その中で、今回試行的に行いたいと言っています夜間の排雪の件、2回というふうな限定していないのですけれども、それと小型除雪機の件も今ご質問がございました。これらにつきましては、特に夜間の排雪については、降雪あるいは残雪の状況ですとかいろいろな要因が重なって、昼間できないというときに夜間という選択肢があるというふうには思っております。ただ、騒音のことですとかいろいろと住民の皆さんにご迷惑をかけるということもありますので、そういった点では今後町内会とも協議をする中で、実際に実施できるかどうかということを研究しながら、検討してまいりたいということのご提案でございました。

それと、もう一点、小型除雪機につきましても今補正予算の中に上げさせていただきまして、これから議会の中でもご審議を賜るということになっているかと思います。そういった点では、これまでの町内会あるいは除排雪業者との協議の中から一つの案として出てまいりまして、部局としてそれを一つの施策として表させていただいたということでございます。これも今回手を挙げていた3町内会の皆さんに一応貸与をさせていただいて、試行的にその結果を見させていただくということでございます。ただ、現実の問題として、いろいろな課題があるのだろうというふうに私自身は思っております。そういった点では、町内会の皆さんがどういったところに活用ができて、そうでない反省的な部分はどこにあったのかということを検証する中で、皆さんが必要で、安全だということであれば、それぞれの町内会にそれを広めていくというような事業に発展していくのかなというふうには思っております。ただ、今年については、冒頭申しましたように夜間の除排雪と、それから小型除雪機の貸与についても試行的に進めさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(髙谷 茂君) 山﨑君。
- **〇7番(山崎公司君)** 太美のコンパクトシティーについて質問いたします。

取組の状況については、1番、2番の状況については理解いたしました。やはり太美地区は札幌に隣接する地の利を生かした地域づくりで、住んでよかった地域、住みたくなる地域、存在感のある地域として、魅力的な存在感ある太美地域にしたいという思いでございます。

次の公共交通のところで質問いたします。先ほどの一応現状の中の交通状況で地域交通活性化協議会で検討するという答弁いただいているのですが、私はこの質問の中ではコンパクトシティーの3つのエリアを結ぶ交通手段、要は道の駅、ロイズタウン、ロイズ工場、太美駅、スウェーデンヒルズと巡回型の交通ネットワークがやっぱり利便性を高める上でも必要だという考え方なのですが、このような考え方についてはいかが町長はお考えですか。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

〇町長(後藤正洋君) 今巡回型のバスも含めて、太美地区における新たな公共交通の具体的な考えはどうかというご質問であったかというふうに思いますけれども、現段階では具体的なアイデアを持ち合わせておりませんが、太美地区におけるロイズタウン駅及びロイズコンフェクトのアミューズメント施設の開業、また宅地販売の状況を踏まえますと、道の駅などとの相乗効果と併せ、今後交流人口、定住人口の増加が期待できるものと考えております。これらのことからもその推移を注視しつつ、太美地区における必要な公共交通の在り方の研究を進めるよう協議会に対して促していきたいと考えております。

以上、山﨑議員の再質問に対する答弁といたします。

〇議長(髙谷 茂君) 山﨑君。

〇7番(山崎公司君) 町長、分かりましたので、そのような趣旨で引き続き把握していただければと思います。

それと次、5番目の質問です。要するに子育て世代をいかに呼び込むかという中で、一定の条件でインセンティブを検討している、考えているという答弁であったと思いますが、具体的に今管内では住宅新規に建てるという場合、北広島、恵庭、江別、石狩と1件につき100万の補助をしています。多分町長は御存じだと思いますが、道内私もじっくり調べてみましたけれども、道内で一番移住者に補助金を出しているところは仁木町です。仁木町で1件について定住促進のため新築住宅取得補助金事業として200万円、子育て世代、中学校以下、それと50歳以下の若い世代、取得は1,000万以上となっていますが、それに対して200万、かなり小樽あるいは余市のほうから一定の数が来ているという話を聞きますが、そういったことでインセンティブの考え方あるなら、こういったことは参考になりませんか。お伺いします。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

○町長(後藤正洋君) 山﨑議員の再質問にお答えをいたします。

制度の創設という点で6月にもご提案もいただき、今回もということとなりました。それで、今具体的に北広島、恵庭、近郊では100万円というような助成制度になっています

よと、それからまた仁木町では支援金が200万円ですよというお話もございました。私も実際に今年仁木町にも行っておりますし、余市のほうもいろいろと研修もさせていただいておりました。それぞれのまちにとっては、いろいろと条件が違いますので、どのぐらいの金額に設定をするかということは今後の研究、協議になっていくかというふうに思います。支援制度の創設に当たりましては、今山﨑議員ご発議をいただいたとおり、多くの自治体で取り組んでいる支援制度を参考にしつつ、移住者にとって当別町の支援がより魅力のある制度となるように今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。ですから、そういった意味では一律ということではなくて、家族構成に合わせるですとかそういったことも広く研究させていただき、制度としてつくってまいりたいというふうに思っております。

〇議長(髙谷 茂君) 山﨑君。

○7番(山崎公司君) 町長、これは大きな課題ですので、ぜひ実現の方向で取り進めていただきたいと思います。

最後に、役場庁舎の件で申し上げます。確かに代表質問でも防災上、それから町有地が基本であるという答弁は記憶しておりますが、実際現庁舎は昭和45年の7月に3代目の開基100年事業として建てられて、そのときの人口は今の現状9月1日よりも3,100人多い1万8,547人でした、45年のこれができた当時。今現在この土地は9,194平米、2,786坪、建物は3,526平米で1,068坪と認識していますが、まず場所の選定に当たり何が決め手になるのか。優先条件は何なのか。今言った土地の広さ、防災面、それから駅からの距離、あるいは建設資金なのか、どういうことが優先順位で重要なのか質問いたします。

〇議長(髙谷 茂君) 町長。

〇町長(後藤正洋君) 山﨑議員のご質問にお答えをいたします。

今役場庁舎の関係につきましては、議員もいろいろとどういった条件が必要なのかということで具体的にお話をされました。今ご指摘いただきましたそれらの条件全てが、あるいはそれ以外にもありますけれども、庁舎をどこにどのくらいで建設をしていくかという点では必要な要素かなというふうにも思っております。今特に地震が来ますと、その震度にもよりますけれども、直下型で震度4が来ると直接この庁舎は潰れてしまうのではないかとかという危険もあるということは皆さんも理解していただいていると思いますので、そういった点ではその災害がいつ来るかということは分かりませんが、いずれにしましても昭和45年の7月に建設をいたしまして、もう既に50年が経過しているという状況の中では、一日も早く建てなければならないということなのかなと思います。そういった点で原課のほうでもそういったことを踏まえて、財政が苦しい中でどうやって皆さんの安全と財産を守っていくかということを検討させていただき、建設の手法についてもいろいろと検討を重ねた上で、今方向性が大分出てきたということでございます。そういった点では、財政の健全化は一歩一歩進んではいますが、町民の皆さんの、あるいは当別町の負担をいかに軽くして一日も早く建設ができるかという視点で今取り組んでおりますので、お答え

としては今私が申し上げたようなことなのですけれども、そういった点では町有地をしっかり使う中で建設費を抑えていくということが大事かなというふうに思っております。 以上です。

- 〇議長(髙谷 茂君) 山﨑君。
- **〇7番(山崎公司君)** 私は、町有地にこだわることない。特にこの土地の価格というのはこの20年来一番今現状安いです。それよりも子育て世代が当別町で札幌市の都市機能を享受できて、豊かな生活ができる居住環境というのは太美地区だと思っております。

それと、2年前、10月に立地適正化計画ということで芽室町、東神楽町、当麻町に我々行きました。町長もそのとき一緒だったと思いますが、東神楽町は1万人ぐらいの町ですが、やはり現状の建設については現在地から旭川に近い今後人口が伸びる地域に移転を検討していると。要はこれから便利なところにやっていくのだということのお話もあったと思いますが、そういう認識で私はおります。

それと、スウェーデンハウスの分譲が今進んでいます。3年以内に150区画がもし仮に 売却できたら、現在当小、当中で458、西小中が354人、100人差がありますが、これが実 現するとちょっとしたら逆転するような状況になるかもしれません。そういう意味では具 体的にいろんな話が出てくると思いますので、その辺も心得てお願いしたいと思います。 質問を終えます。

○議長(高谷 茂君) 以上で山﨑君の質問を打ち切らせていただきます。

- <> ---

◎散会の宣告

○議長(高谷 茂君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時から決算審査特別委員会終了後会議を開きます。 本日はご苦労さまでした。

(午後 1時32分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署 名 議 員

令和3年第3回当別町議会定例会 第5日

令和3年9月28日(火曜日) 午前10時15分開議

議事日程(第5号)

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 総務文教常任委員会報告 (北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書の採択を求める請願書)
- 第 3 産業厚生常任委員会報告 (高齢者医療 2 倍化導入の撤回を求める意見書の採択を求める請願書)
- 第 4 産業厚生常任委員会報告 (「地域を活性化し、若者が地元でくらせる!全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の採択を求める陳情)
- 第 5 令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会報告
- 第 6 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度当別町一般会計補正予算(第7号))
- 第 7 報告第 2号 株式会社 t o b e の令和 2 年度決算及び令和 3 年度事業計画に関する書類の提出について
- 第 8 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 2号 令和3年度当別町一般会計補正予算(第8号)
- 第10 議案第 3号 令和3年度当別町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第 4号 当別町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 5号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 6号 一体型義務教育学校木質バイオマスボイラ設置工事請負契約につ いて
- 第14 議案第 7号 19線橋橋梁長寿命化修繕工事請負契約について
- 第15 請願・陳情継続審査の件
- 第16 会期中の閉会の件

閉 会

午前10時15分開議

出席議員(14名)

2番	佐々木	常	子	君	3番	佐	藤		<u>\frac{1}{1}</u>	君
4番	西村	良	伸	君	5番	五-	上嵐	信	子	君
6番	鈴木	岩	夫	君	7番	山	﨑	公	司	君
8番	秋 場	信	_	君	9番	渋	谷	俊	和	君
10番	山 田		明	君	11番	古	谷	陽	_	君
12番	稲 村	勝	俊	君	13番	島	田	裕	司	君
14番	岡野	喜何	弋治	君	15番	髙	谷		茂	君

欠席議員(1名)

1番 櫻井紀栄君

欠 員(なし)

説明のための出席者

,,,	_ • > • >							
	町		長	後	藤	正	洋	君
	副	町	長	増	輪		肇	君
	町長	公室	長	長名	11(4	道	廣	君
	選挙管	部長		長谷	11(明	君
	選挙管	課長	会	佐	藤	剛	_	君
	財政	女 課	長	渡	邊	大	亮	君
	企 匪	部 部	長	三	上		晶	君
	事業	推進部	長	乗	木		裕	君
	住民	環境部	長	山	崎		_	君
	福祉	止部	長	江	П		昇	君
	経 沒	筝 部	長	森		淳	_	君
	経済	部参	与	吉	野	裕	宜	君
	建設	水道部	長	高	松	悟	志	君
	建設	〈道部珍	与	北	村	和	也	君
	教	育	長	本	庄	幸	賢	君
	教育	育 部	長	大	畑	裕	貴	君
	農業委	員会事務	司長	野	村	雅	史	君

代表監査委員 米口 稔 君

事務局職員出席者

 事務局長
 熊谷康弘君

 次長
 岸本昌博君

 係長瀬戸貴裕君

 主任角谷光彦君

〇議長(髙谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

〇議長(髙谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により 議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 西村良伸君

12番 稲 村 勝 俊 君

を指名いたします。

◎総務文教常任委員会報告

〇議長(髙谷 茂君) 日程第2、総務文教常任委員会に付託しておりました北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書の採択を求める請願書について、委員長の報告を求めます。

 $-- \diamond -$

山﨑君。

〇総務文教常任委員会委員長(山崎公司君) 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和3年6月14日、9月9日、9月15日、9月22 日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書の採択を求める請願書。

北海道では、特定放射性廃棄物の持込みについては慎重に対応すべきであり、受け入れ難いとする「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が制定されており、北海道内の自治体はこれを遵守し、北海道の豊かで優れた自然環境を次の世代に引き継いでいくことが求められている。

このような中にあって、寿都町と神恵内村において「高レベル放射性廃棄物(いわゆる核のごみ)」最終処分場のための文献調査が開始されたところである。

北海道への「核のごみ」の持込みは、基幹産業である第一次産業への風評被害などの損失の可能性のほか、何よりも農業を基幹産業とする本町にも甚大な影響を及ぼす危険性もある。その損失の負担を次の世代に強いることのないよう「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道への「核のごみ」の持込みについては容認できないものであり、国が自治体に処分場を求めるのではなく、国の責任においてしっかりと処理することが必要である。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

なお、審議過程において、核のごみについては、北海道だけ持ち込まれなければよいということではなく、国策により原発に頼ってきた我々国民的な課題であり、その処分の在り方について引き続き議論が必要との意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

令和3年9月28日、当別町議会議長、髙谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、山崎公司。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、ただいま決定されました総務文教常任委員会の報告について意見書及び派遣する 場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

<u></u> ♦ —

◎産業厚生常任委員会報告

〇議長(高谷 茂君) 日程第3、産業厚生常任委員会に付託しておりました高齢者医療費2倍化導入の撤回を求める意見書の採択を求める請願書について、委員長の報告を求めます。

秋場君。

○産業厚生常任委員会委員長(秋場信一君) 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和3年6月15日、8月31日、9月16日に委員会 を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、高齢者医療費2倍化導入の撤回を求める意見書の採択を求める請願書。

一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口2割負担の導入を柱とする「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法」は、6月4日に参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決・成立した。

本請願書は、高齢者医療費 2 倍化の導入の撤回を求める趣旨であるが、少子高齢化社会の中にあって、人口の多くを占める団塊の世代が75歳以上になり始め、医療費を支える現役世代への負担が今後も増え続くことが懸念される。既に成立済みの本法案のとおり所得能力のある高齢者からの一定の負担も合わせながら現在の高齢者医療制度を持続させていくことが重要であると考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和3年9月28日、当別町議会議長、髙谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、秋場信一。

〇議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、討論に移ってよろ しいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、これより討論に移ります。 まず、本件に対する反対者の発言を認めます。 鈴木君。

○6番(鈴木岩夫君) 高齢者医療費 2 倍化導入の撤回を求める意見書の採択を求める請願書不採択の報告書について反対の立場で討論します。

反対理由を述べます。1点目、報告書では少子高齢化社会の中にあって、人口の多くを 占める団塊の世代が75歳以上になり始め、医療費を支える現役世代への負担が今後も増え 続くことが懸念されるとありますが、若い世代のためという菅政権の言い分は成り立ちま せん。なぜなら、今回の法律によって軽減される労働者1人当たりの保険料は月平均33円 です。給与が比較的低い若年労働者だとさらに少なくなります。最も減額されるのは公費 負担、年1,140億円です。公的医療への国の財政的な責任を大後退させることに全く道理 はありません。高齢者と現役世代の負担を軽減するためには、歴代政権が減らしてきた国 庫負担を元に戻すことが何より必要です。

また、2点目では、所得能力のある高齢者からの一定の負担も合わせながら現在の高齢

者医療制度を持続させていくことが重要であるとあります。政府は、余裕のある人を対象にしたと主張しますが、実施後3年間負担の急上昇を抑える配慮措置を取ることにしたのは、負担増の苛酷さを認めているためです。2割負担で年1,050億円の受診抑制を招くという試算もしています。高齢者に容赦なく痛みを強いる実態はごまかせません。余裕のある人というのであるなら、コロナ禍でも莫大な利益を上げている大企業や富裕層に応分の負担を求め、全世代の社会保障を拡充する改革に道を開くときです。

以上です。

- ○議長(高谷 茂君) 次に、賛成討論はありますか。 山田君。
- ○10番(山田 明君) 私は、本意見書に不採択に賛成の立場で討論いたします。

今回の改正法は、現役世代の負担の上昇を抑えるために、原則1割となっている75歳以上の医療費の窓口負担を年収200万以上の人を対象に2割に引き上げる改正法であります。75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度は、患者の窓口負担を除いて財源の4割が会社員らが加入する健康保険組合からの支援金で賄われています。高齢化の進展で年々支援金は増え続け、健康保険組合の財政を圧迫しており、現役世代の負担軽減を求める声も上がっています。また、新たに2割負担が求められる年収200万以上の人は、75歳以上の20%に当たるおよそ370万人であり、年収200万未満の高齢者のおよそ1,315万人の方は1割負担のままであります。今回の改正で、団塊の世代が75歳になる2025年度には年間830億円の現役世代の負担軽減が見込まれております。

以上の観点から、本件、不採択とすることに賛成いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長(髙谷 茂君) 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(髙谷 茂君) 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長(髙谷 茂君) 再開します。

〇議長(高谷 茂君) 日程第4、産業厚生常任委員会に付託しておりました「地域を活性化し、若者が地元でくらせる!全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

委員長。

○産業厚生常任委員会委員長(秋場信一君) 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和3年6月15日、8月31日、9月16日に委員会 を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「地域を活性化し、若者が地元でくらせる!全国一律最低賃金制度の創設を求める 意見書」の採択を求める陳情。

政府は、本年6月に閣議決定した経済財政運営の基本方針「骨太の方針」で、より早期 に全国平均1,000円とすることを目指し、今年度の最低賃金の目安を前年度比3.1%引き上 げ、全国平均で時給930円とすることを決めた。

本陳情書は、全国一律最低賃金制度の創設を求める趣旨であり、地域間格差の解消や労働者の都市部への流出を一定程度防止することは理解できる。

しかしながら、長引くコロナ禍による厳しい業況の中、全国一律最低賃金制度を導入することは、急激な人件費等の増大によって企業の経営が困難な状況に陥ることや逆に雇用 条件に悪影響を与えることが懸念され、賃金の増額分を国の支援なく企業が負っていると いう現状においては難しいものと考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和3年9月28日、当別町議会議長、髙谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、秋場信一。

〇議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

[「議長、討論」と言う人あり]

〇議長(髙谷 茂君) ただいま討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、討論に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- ○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、これより討論に移ります。 まず、本件に対する反対者の発言を認めます。 鈴木君。
- ○6番(鈴木岩夫君) 「地域を活性化し、若者が地元でくらせる!全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の採択を求める陳情不採択の報告について反対の立場で討論します。

反対理由を述べます。 1 点目、確かに日本商工会議所は、最賃引上げが中小企業の経営を圧迫するとして、据え置くよう菅首相に申し入れました。一方で1,013円の東京でも 1 日 8 時間、週 5 日働いて年収210万円にしかなりません。コロナ危機の中で、医療、介護、福祉、保育、小売業など社会の生活基盤を支えているエッセンシャルワーカーの多くが最賃に近い低賃金であることは重大ではないでしょうか。全労連の調査によると最低生計費を時給換算すれば、全国どの地域でも1,500円から1,600円です。都道府県ごとに最賃に差をつける理由はあり得ません。コロナ危機で労働者が苦境に陥り、経済が落ち込んでいるからこそ大幅な最賃引上げと地域格差の是正が必要です。

2点目、本陳情では、中小企業支援の抜本的強化と一体に最賃を引き上げることも求めています。最賃引上げに向けた政府の中小企業助成金は、20年度三次補正予算で14億円、21年度予算で11.9億円しかありません。年700億円の国費を投入し、社会保険料の事業主負担を強めれば、3年程度で全国一律1,500円に近づけることができます。政府の決断が決定的に重要です。コロナ危機で落ち込んだ経済の立て直しにも貢献できます。そこにも注目して採択すべきだったのではないでしょうか。

以上です。

○議長(高谷 茂君) 次に、賛成討論ありますか。 島田君。

○13番(島田裕司君) 委員会報告書に賛成の立場から賛成討論を行います。

2021年、今年度の最低賃金は、前年度対比3.1%引上げで全国平均時給930円となり、北海道の最低賃金も2020年861円で、今年の10月からは大幅に28円値上がりして889円になります。本陳情書は、早急に全国一律最低賃金制度の創設を求め、最低限度の生活を保障するためにも全国平均賃金を1,000円以上にする趣旨であります。本陳情書の言うとおり、若者が一人で暮らしていく費用は、税金、社会保険料込みで月22万から24万が必要であるのもこれも事実であります。たとえ時給が1,000円になった場合でも、1日8時間、週40時間、月160時間働いたとしても額面は16万円であり、税金や社会保険料などが控除されると11万から12万ほどで、それでもまだ必要とされる収入の半分であります。これは、国が公表しているいわゆる貧困ラインのぎりぎりとも言える金額になります。若者が一人で自立して生活できる給料月24万になるには、先ほど討論もありましたように計算上では時給1,500円に最低賃金をしなければならないことになります。

全国の企業数約420万社のうち、99.7%は中規模、中小企業事業主であります。今のコロナ禍の状況でなくても、これら賃金値上げ分、時給約600円を雇用主側がこれから負担していくことは、たとえ国の一部財政負担制度が今あったとしても現実的とは言えません。北海道の最低賃金がこの10月から時給28円値上げします。現在最低賃金で雇用していたとしても、1人当たり月約4,500円人件費が増えます。10人雇用していたら4万5,000円の人件費増であります。今全国の地方の中小企業の経営者からは、現在の経済状況やコロナ禍の社会状況の中では、最低賃金を引き上げると経営が成り立たないとの声が多く聞かれま

す。人件費が高騰するので、少ない人材で業務を続けるしかない。雇用や労働時間を減ら すなど、地域の経済を支えている中小企業、小規模事業主は緊急事態の対応で今を乗り切 ろうとしているのが実態であります。最低賃金引上げに向けた対策が常に中小企業側が持 ち続けなければならないことに課題があると言えます。

今何とか地域経済を支えている地方の中小企業や個人経営者を含め、国は地域の経済や 雇用を守るという意味からも特別な財政措置の支援に早期に動き出すべきと考えます。あ わせて、非正規雇用による貧困問題の解消や地域別最低賃金が生活保護水準を下回らない ようにするなど、国は最低賃金制度そのものを検証し、改善していくことを優先すべきと 考えます。今、日本の経済成長率は、他の先進国やアジア圏の国々と比べても遅れており ます。政府は、早急に経済全体の回復に全力を注ぐべきであります。よって、不採択とな った本委員会の報告書には賛成であります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。 以上で賛成討論といたします。

○議長(髙谷 茂君) 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(髙谷 茂君) 起立多数です。

よって、本件はただいま委員長の報告のとおり決定いたしました。 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

○令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長(髙谷 茂君) 日程第5、令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を 求めます。

- 🔷 –

西村委員長。

〇**令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長(西村良伸君)** 令和2年度当別町 各会計決算審査特別委員会報告書。

令和2年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特

別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、令和3年9月21日、22日、28日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、(1)、認定第1号 令和2年度当別町各会計歳入歳出決算、(2)、認定第2号 令和2年度当別町水道事業会計決算、本各案件は、原案のとおり認定すべき ものと決定した。

令和3年9月28日、当別町議会議長、髙谷茂様。

令和2年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、西村良伸。

○議長(高谷 茂君) ただいまの委員長報告のとおり認定し、理事者に送付することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、令和2年度当別町各会計決算は認定することに 決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

〇議長(髙谷 茂君) 再開します。

____ ♦ ____

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第6、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求める ことにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和3年度当別町一般会計補正予算(第7号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年8月31日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに3,887万9,000円を増額し、その総額を154億8,382万8,00 0円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、感染防止対策協力支援金に係る補助金3,735万9,000 円などを増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金3,063万4,000円、道支出 金824万5,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号 は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 🔷 –

◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高谷 茂君) 日程第7、報告第2号を上程します。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました報告第2号 株式会社 t o b e の令和 2 年度決算及び令和3 年度事業計画に関する書類の提出につきまして、提案の説明を申し上げます。

株式会社 t o b e 代表取締役、増輪肇から株式会社 t o b e の令和 2 年度決算及び令和 3 年度事業計画に関する書類の提出がありましたので、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、これを提出するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

- 🔷 -

○議長(髙谷 茂君) 日程第8、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会委員の任命に つきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員、佐々木成尉氏は、令和3年10月31日をもって任期満了となりますので、 同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同 意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号 は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定 いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第9、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました議案第2号 令和3年度当別町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに8,313万4,000円を増額し、その総額を155億6,696万2,00 0円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」を お目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、過年度分町税還付金370万円、森林環境保全整備事

業委託500万円、舗装路面補修に係る修繕料580万円、除排雪業務委託5,000万円などを増額するもので、この財源といたしましては道支出金599万8,000円、財産収入311万円、寄附金100万円、繰越金7,175万5,000円などを増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定 いたしました。

- 🔷 -

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高谷 茂君) 日程第10、議案第3号を上程します。 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました議案第3号 令和3年度当別町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに2,778万円を増額し、その総額を16億7,592万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」 をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、総務費288万円、諸支出金2,490万円を増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金144万円、支払基金交付金9万8,000円、繰入金144万円、繰越金2,480万2,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定 いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第11、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました議案第4号 当別町個人情報保護条例 の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

デジタル庁設置法の施行に伴い、所要の改正を行うため条例の一部を改正しようとする ものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定 いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第12、議案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました議案第5号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に

伴い、所要の改正を行うため条例の一部を改正しようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第13、議案第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました議案第6号 一体型義務教育学校木質 バイオマスボイラ設置工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和3年7月30日に4社による指名競争入札に付したところ、大栄建工株式会社が1億1,275万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

〇議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定 いたしました。

 $-- \diamond -$

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(髙谷 茂君) 日程第14、議案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(後藤正洋君) ただいま議題となりました議案第7号 19線橋橋梁寿命化修繕工 事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和3年8月30日に2社による一般競争入札に付したところ、新昌建設株式会社が8,910万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(髙谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定 いたしました。

◎請願・陳情継続審査の件

〇議長(高谷 茂君) 日程第15、請願・陳情継続審査の件についてお諮りいたします。 産業厚生常任委員会より閉会中の請願・陳情継続審査を実施したい旨の申出がありまし たので、これを許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

<u></u> ♦ —

◎会期中の閉会の件

○議長(髙谷 茂君) 日程第16、会期中の閉会についてお諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。したがいまして、会議規則

第7条の規定により本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(髙谷 茂君) 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

- <> ------

◎閉会の宣告

○議長(髙谷 茂君) それでは、本日の会議を閉じます。

令和3年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

◎議長挨拶

○議長(髙谷 茂君) 閉会に私のほうから一言お礼を申し上げます。

この定例会14日から始まり、17日には新しい町長に対する4つの会派の皆さんから代表質問もありました。決算審査も終了した後、24日からは6人の議員の皆さんの真剣な一般質問もございました。新しい町長に対する皆さんの真剣な思いが伝わってくるような引き締まった議会になったのではないかなというふうに思います。コロナがしっかりとまだ収束しない中、緊急事態宣言が28日、今日、あしたというようなところで終了するというようなことになろうとしている昨今ですけれども、今定例会も誰一人の感染者もなく、無事に終了させていただきました。議運の委員長をはじめ、議会運営に当たられた議員の皆さんに深く感謝を申し上げるとともに、町長、それから参与の皆さんのご協力に対して感謝申し上げて、私からのご挨拶にします。本当にありがとうございました。

◎町長挨拶

- ○議長(髙谷 茂君) 町長からご挨拶があります。
- **〇町長(後藤正洋君)** 令和3年第3回定例会の終了に当たりまして、私からも一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

このたびの定例会は、私が町長に就任いたして初めての定例会でありまして、本会議初日に私の所信を表明させていただき、それに対する代表質問として各会派から多くの質問をいただきましたが、私といたしましては議会としての厳しい激励をいただいたものと受け止めており、今後の町政運営に向けて身が引き締まる思いをいたした次第でもございます。

また、提案いたしておりました報告2件、議案7件、認定2件のご審議をいただき、ご承認をいただきましたことにお礼を申し上げさせていただきます。一般会計補正予算については、専決をさせていただいたものを含めて2件ご審議いただきましたが、町民の皆様の生活に直結する具体策として、新型コロナウイルス対策と除排雪対策に関するものを関連予算として提案でき、皆様のご理解の上ご承認をいただきました。特に除排雪に関しましては、代表質問や一般質問でも多くのご質問をいただいたとおり、町民の関心が非常に高い案件でありますので、昨シーズンの状況を踏まえて改めて今シーズンの除排雪体制をしっかりと構築してまいりたいと存じます。さらに、地域のデジタル化の基盤となります高度無線環境整備事業、いわゆる光回線の整備も開始され、今年度末には工事を完了し、供用開始手続が進められます。こういったデジタルの恩恵を地域の皆様が享受できるよう施策を進め、デジタル田園都市へと近づいてまいりたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症対策ですが、いまだ収束の兆しが見えてきておらず、 今月末での緊急事態宣言もどのように取り扱っていくのか不透明な部分もありますが、今 後の事態に適切に、かつ速やかに対応していけるよう努めてまいりたいと思います。

なお、今後の町内の感染状況や緊急事態宣言、蔓延防止措置の発令など、感染状況の推移により緊急的に町民の生命を守るための対策や経済対策を取らなければならない事態が想定されますので、そのような場合専決の補正予算など当然速やかな対応が求められるものと認識しております。直近の議会で漏れなくご報告させていただくことになりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

このたびの定例会では、西村委員長、そして鈴木副委員長の下、決算審査もいただきましたが、皆様からのご指摘も踏まえまして、これから令和4年度の予算編成を進めてまいります。私にとりまして初めての予算編成となります。限られた財源の中、新型コロナウイルス対策や新庁舎建設など直面する課題への対応もありますが、公約の実現につながるよう鋭意努めてまいりたいと存じます。

これから秋冷の時期を迎えます。議員の皆様にはくれぐれも体調にご留意してお過ごしいただきたく存じますとともに、今後とも町政の推進にご協力いただきますようお願いを申し上げまして、本定例会の閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(午前11時24分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長

署名議員

署 名 議 員